

令和 8 年第 2 回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	3
付議事件並びに結果	4

◎ 令和 8 年 6 月 15 日

出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	10
議会運営委員長報告について	12
会議録署名議員の指名について	13
議案の上程について	13
市長の提案理由の説明	14
報告について	17
請願について	18
選挙第 1 号	19

◎ 令和 8 年 6 月 18 日

出席及び欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により出席した者	22
本議会に出席した事務局職員	22
議事日程	22
議案質疑について（議案第33号～議案第34号）	23
（議案第35号）	25
（議案第36号～議案第40号）	25
（議案第41号～議案第43号）	26
（議案第44号～議案第48号）	27

◎ 令和 8 年 6 月 22 日

出席及び欠席議員	31
地方自治法第121条の規定により出席した者	32
本議会に出席した事務局職員	32

議事日程	33
一般質問について	33
菊次 太丸 議員	34
佐々木創主 議員	52
緒方 寿光 議員	66
荒巻 英樹 議員	82
新谷信次郎 議員	94

◎ 令和8年6月23日

出席及び欠席議員	111
地方自治法第121条の規定により出席した者	112
本議会に出席した事務局職員	112
議事日程	113
一般質問について	113
橋本 憲之 議員	113
今村 智子 議員	129
高田千壽輝 議員	141
枕島 正吾 議員	154

◎ 令和8年7月1日

出席及び欠席議員	167
地方自治法第121条の規定により出席した者	168
本議会に出席した事務局職員	168
議事日程	168
議会運営委員長報告について	169
各委員長報告について	170
総務常任委員長報告について	170
建設経済常任委員長報告について	171
教育民生常任委員長報告について	172
議案の上程について	180
市長の提案理由の説明	181
議員提出議案の提案理由の説明	181

第 2 回 柳 川 市 議 会 （ 定 例 会 ） 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6 月 1 5 日	月	本 会 議	開会・提案理由説明
6 月 1 6 日	火	考 案 日	
6 月 1 7 日	水	考 案 日	
6 月 1 8 日	木	本 会 議	議 案 質 疑
6 月 1 9 日	金	考 案 日	
6 月 2 0 日	土	休 会	
6 月 2 1 日	日	休 会	
6 月 2 2 日	月	本 会 議	一 般 質 問
6 月 2 3 日	火	本 会 議	一 般 質 問
6 月 2 4 日	水	休 会	
6 月 2 5 日	木	委 員 会	
6 月 2 6 日	金	委 員 会	
6 月 2 7 日	土	休 会	
6 月 2 8 日	日	休 会	
6 月 2 9 日	月	事務整理日	
6 月 3 0 日	火	事務整理日	
7 月 1 日	水	本 会 議	採決・閉会

第2回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

○ 議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 33 号	専決処分の承認について（専決第2号 柳川市税条例の一部を改正する条例）	8.6.18	承 認
議 案 第 34 号	専決処分の承認について（専決第3号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	8.6.18	承 認
議 案 第 35 号	令和8年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について	8.7.1	原案可決
議 案 第 36 号	柳川市立義務教育学校設置条例の制定について	8.7.1	原案可決
議 案 第 37 号	柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	8.7.1	原案可決
議 案 第 38 号	柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について	8.7.1	原案可決
議 案 第 39 号	柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	8.7.1	原案可決
議 案 第 40 号	柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	8.7.1	原案可決
議 案 第 41 号	市道路線の認定及び廃止について	8.7.1	原案可決
議 案 第 42 号	工事請負契約の一部変更について	8.7.1	原案可決
議 案 第 43 号	工事請負契約の一部変更について	8.7.1	原案可決
議 案 第 44 号	柳川市教育委員会委員の任命について	8.6.18	同 意
議 案 第 45 号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	8.6.18	同 意

議 案 第 46 号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	8.6.18	同 意
議 案 第 47 号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	8.6.18	同 意
議 案 第 48 号	柳川市固定資産評価員の選任について	8.6.18	同 意
議 案 第 49 号	工事請負契約の締結について	8.7.1	原案可決
議 案 第 50 号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書について	8.7.1	原案可決
議 案 第 51 号	地方財政の充実・強化を求める意見書について	8.7.1	原案可決
議 案 第 52 号	農業用の生産資材高騰に関する意見書について	8.7.1	原案可決
議 案 第 53 号	有明海漁業振興に関する決議について	8.7.1	原案可決
議 案 第 54 号	急激な物価上昇に伴う物価スライドの実施に関する決議について	8.7.1	原案可決

○ 報 告

報 告 第 1 号	専決処分の報告について（専決第4号 和解及び損害賠償額の決定）	8.6.15	報 告
報 告 第 2 号	専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定）	8.6.15	報 告
報 告 第 3 号	繰越明許費繰越計算書について	8.6.15	報 告
報 告 第 4 号	事故繰越し繰越計算書について	8.6.15	報 告
報 告 第 5 号	柳川市水道事業会計予算繰越計算書について	8.6.15	報 告

報 告 第 6 号	柳川市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	8. 6. 15	報 告
報 告 第 7 号	柳川市土地開発公社の経営状況について	8. 6. 15	報 告

○ 請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第 9 号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、 2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について	8. 7. 1	採 択
請 願 第 10 号	地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書	8. 7. 1	採 択

○ 選 挙

	案 件	選 挙 日	結 果
選 挙 第 1 号	花宗太田土木組合議会議員の選挙について	8. 6. 15	当 選

令和8年6月15日（月曜日）

柳川市議会第2回定例会会議録

令和8年6月15日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 菊 次 太 丸
3番 甲 木 健太郎
5番 田 中 康 徳
7番 佐 藤 勝 広
9番 浦 川 和 久
11番 江 口 義 明
13番 佐々木 創 主
17番 緒 方 寿 光
19番 荒 木 憲

2番 梶 島 正 吾
4番 三小田 保 弘
6番 橋 本 憲 之
8番 今 村 智 子
10番 新 谷 信次郎
12番 荒 卷 英 樹
15番 高 田 千壽輝
18番 樽 見 哲 也

2. 欠席議員

14番 近 藤 末 治

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市				長	松	永		久
副		市		長	江	島	宏	和
教		育		長	橋	本	秀	博
総	務		部	長	野	口	貴	光
会	計	管	理	者	本	吉		尊
市	民		部	長	山	田	秀	太
保	健	福	祉	部	横	山	久	美
建		設	部	長	梅	崎	秋	敬
産業	経済	部長	兼大和	庁舎	江	口	英	範
教育	部	長	兼三橋	庁舎	堤		義	弘
消		防		長	堤		敬	一 郎
人	事	秘	書	課	古	賀	順	一 郎
総		務	課	長	立	山	武	敏
総	合	政	策	課	飯	田	義	親
財		政	課	長	木	下	康	治
税		務	課	長	横	山		章
健	康	づ	く	り	金	子	成	人
建		設	課	長	古	賀	正	光
農	業	振	興	課	川	原	洋	一
上	下	水	道	課	高	田	郁	正
学	校	教	育	課	野	田		学

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	森	康	貴						
議	会	事	務	局	次	長	三	小	田	祐	輔			
議	会	事	務	局	総	務	議	事	係	長	中	嶋	直	子

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 閉会中の議員辞職許可報告
- (2) 例月出納検査の結果について（令和7年12月分、令和8年1月分、2月分、3月分）
- (3) 全国市議会議長会の表彰状等伝達について

(4) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第33号 専決処分の承認について(専決第2号 柳川市税条例の一部を改正する条例)

議案第34号 専決処分の承認について(専決第3号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第35号 令和8年度柳川市一般会計補正予算(第1号)について

議案第36号 柳川市立義務教育学校設置条例の制定について

議案第37号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第41号 市道路線の認定及び廃止について

議案第42号 工事請負契約の一部変更について

議案第43号 工事請負契約の一部変更について

議案第44号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第45号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第46号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第47号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第48号 柳川市固定資産評価員の選任について

日程(4) 報告について

報告第1号 専決処分の報告について(専決第4号 和解及び損害賠償額の決定)

報告第2号 専決処分の報告について(専決第5号 和解及び損害賠償額の決定)

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

報告第4号 事故繰越し繰越計算書について

報告第5号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第6号 柳川市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第7号 柳川市土地開発公社の経営状況について

日程（5） 請願について

請願第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について

請願第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書

日程（6） 選挙第1号 花宗太田土木組合議会議員の選挙について

午前10時 開会

○議長（荒木 憲君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員17名、定足数であります。よって、ただいまから令和8年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

去る令和8年5月31日、矢ヶ部広巳議員より辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定に基づき、同日付で辞職を許可いたしておりますので、御報告をいたします。

次に、例月出納検査の結果について監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告をいたします。

次に、第102回全国市議会議長会定期総会において、荒巻英樹議員が議員15年表彰を受けていますので、ただいまから全国市議会議長会会長に代わりまして表彰状の伝達を行います。

荒巻議員は前のほうにお願いいたします。

表 彰 状

柳 川 市

荒 巻 英 樹 殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第102回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和8年5月27日

全国市議会議長会

会 長 丸 子 善 弘

〔拍手〕

○議長（荒木 憲君）

次に、市長の行政報告をお願いいたします。

○市長（松永 久君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は、令和8年第2回柳川市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙中のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、3月定例会以降の主立った事柄について御報告させていただきます。

まず、市長会及び広域で構成する協議会や期成会などの諸会議について御報告いたします。

4月24日に豊前市で開催されました第150回福岡県市長会総会に出席しました。議案審議では「都市財政の拡充強化」や「災害対応力強化のための支援」「福祉施策の充実強化」など45議案が承認され、県市長会名において九州市長会に提出することになりました。また、総会の中で、本市の団体から要望が上がっていました中東情勢に伴う物価高騰対策について、市長会で連携し、国、県に要望していくことを強く申し上げました。

5月14日と15日には沖縄県那覇市で開催されました第138回九州市長会総会に出席しました。議案審議では、「施設整備事業等に対する財政措置」や「地域医療保健の充実強化」「学校教育の充実」など、15議案が承認され、九州市長会名で国などの関係機関へ要望することになりました。

5月20日には鹿児島市で九州国道協会通常総会が開催されました。政府や関係機関に対し、持続的な経済成長や度重なる大規模自然災害からの復旧・復興と災害に強いまちづくりの推進に向けた活動を展開していくよう方針決定されました。

このほか、筑後七国活性化協議会、北九州ブロックB&G地域海洋センター連絡協議会、柳川みやま医療問題懇談会、筑後川下流域農業開発事業促進協議会など、広域で構成する協議会等に参加し、近隣自治体や各種団体との連携強化を行いました。

続きまして、国、県等に対する要望活動について御報告します。

まず、5月8日に九州地区道路利用者会議定時総会が北九州市で開催されました。全国道路利用者会議会長の佐藤信秋先生が来賓として出席され、「道路整備に必要な予算及び財源等の確保」「高規格道路等の整備」など、19の要望事項が採択されました。

5月12日に東京都で全国道路利用者会議第78回定時総会、翌日、13日には道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会並びに命と暮らしを守る道づくり全国大会に出席し、長期安定的に道路整備が進められるよう、道路関係予算の確保を求める議案が承認されました。

東京都でそれぞれ開催された総会、全国大会終了後には、地元選出の国会議員に対して要望活動を行ってまいりました。

5月19日に久留米市で開催された県南総合開発促進会議では、「農業の振興及び農業農村整備の促進」「有明海再生と漁業の振興」などの国、県に対する提言書を承認しました。

最後に、市政の近況について御報告いたします。

4月15日には市と地域をつなぐ重要な役割を担っていただく68名の新たな行政区長に対し、

委嘱状交付式を行いました。

5月3日には立花宗茂公と聞千代姫を主人公としたNHK大河ドラマ招致活動のため、第65回博多どんたく港まつりパレードに参加しました。当日は雨にもかかわらず、古賀市の田辺市長や久山町の西村町長にも参加をいただき、総勢約90名で、ほら貝の合図に合わせて勝ちどきを上げるなど、パレードを見に訪れた全国の皆さんにPRを行いました。

5月11日には柳川市防災会議・柳川市水防協議会合同会議及び气象台との緊急時ホットライン訓練、5月17日には防災訓練・水防演習の現地訓練を実施し、災害に強いまちづくりに取り組みました。ホットライン訓練では梅雨入りの時期や予想雨量などの情報収集、現地訓練では消防団や福岡県警、医師会など、25団体、約550人に参加をしていただき、各機関との連携を強化し、一人一人の防災意識向上を図りました。

5月25日に東京福岡県人会、5月31日には中京福岡県人会の総会に参加し、柳川市のPR活動を行いました。会場では柳川市のPRとふるさと納税ブースを設置するなど、東京、中京の皆様と交流を深めるとともに、柳川市や柳川産の焼きノリをPRしてきました。また、東京福岡県人会への参加に合わせて都内の企業を訪問し、企業版ふるさと納税に関するトップセールスも行いました。

5月29日にはおもてなし柳川市民会議を開催し、市民、観光客、事業者の三方よしとなるよう、市一丸となっておもてなしに取り組むための意見交換を行いました。

このほか、柳川市民生委員児童委員協議会、柳川市農業再生協議会、柳川市安全・安心まちづくり推進協議会、柳川市交通安全推進協議会、柳川市人権・同和教育研究協議会など、市内団体の総会等に出席し、今年度の事業計画などを確認してきました。

以上、行政報告といたします。

○議長（荒木 憲君）

以上をもって諸般の報告を終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

○議長（荒木 憲君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（橋本憲之君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和8年第2回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る6月11日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日、6月15日から7月1日までの17日間としております。

会期中の内容及び日程については、お手元のタブレット資料、議事日程のとおりですので、御確認をお願いします。

なお、日程4の報告については、本日の本会議終了後の全員協議会で質疑をお願いするこ

とにいたしております。

日程５の請願については、本定例会に２件提出されており、請願第９号は教育民生常任委員会に審査を付託、請願第１０号は総務常任委員会に審査を付託といたしております。

日程６が選挙第１号 花宗太田土木組合議会議員の選挙についてであります。

次に、議案の審査方法について申し上げます。

初めに、議案第３３号及び議案第３４号の２議案を一括議題とし、質疑終了後、２議案とも即決といたしております。

次に、議案第３５号を議題とし、質疑終了後、総務常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第３６号から議案第４０号までの５議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第３６号は教育民生常任委員会に審査を付託、議案第３７号及び議案第３８号の２議案は総務常任委員会に審査を付託、議案第３９号及び議案第４０号の２議案は教育民生常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第４１号から議案第４３号までの３議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第４１号は建設経済常任委員会に審査を付託、議案第４２号及び議案第４３号の２議案は教育民生常任委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第４４号から議案第４８号までの５議案を一括議題とし、質疑終了後、５議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして協議、決定いたしましたので、御報告申し上げ、終わります。

○議長（荒木 憲君）

会期につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第２ 会議録署名議員の指名について

○議長（荒木 憲君）

日程２．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、７番佐藤勝広議員及び１８番樽見哲也議員を指名いたします。

日程第３ 議案の上程について

○議長（荒木 憲君）

日程３．議案の上程について。

議案第３３号から議案第４８号までの１６議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（松永 久君）（登壇）

議案第33号及び議案第34号の専決処分の承認 2 議案、議案第35号の補正予算 1 議案、議案第36号から議案第40号までの条例案 5 議案、議案第41号から議案第43号までのその他 3 議案及び議案第44号から議案第48号までの人事案件 5 議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第33号 専決処分の承認について（専決第 2 号 柳川市税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月31日に公布されたことに伴い、柳川市税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第 1 項の規定により同日付で専決処分しましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の整備、電気自動車等に係る軽減措置の適用期限の延長及びバリアフリー改修を行った特別特定建築物に係る固定資産税の減額措置の創設です。

次に、議案第34号 専決処分の承認について（専決第 3 号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 8 年 3 月31日に公布されたことに伴い、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第 1 項の規定により同日付で専決処分しましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の医療分に係る課税限度額及び減額における軽減判定所得基準額の見直しを行ったものです。

次に、議案第35号 令和 8 年度柳川市一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319, 140千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ39, 049, 140千円とするものであります。

それでは、歳出から款を追って説明申し上げます。

議会費は600千円を増額補正しております。

有明海再生調査特別委員会の行政視察に要する旅費を計上しております。

総務費は46, 047千円を増額補正しております。

三橋庁舎の営繕工事費、大和庁舎再編事業に伴う旧大和生涯学習センターの改修工事費及びコンビニ交付事業におけるクラウドサービス利用料などを計上しております。

民生費は80, 554千円を増額補正しております。

最高裁判決に伴う生活保護費の追加給付に係る扶助費及び事務費などを計上しております。

農林水産業費は69, 807千円を増額補正しております。

国産麦の生産性向上、畜産業の生産拡大及び緊急暑熱対策への補助のほか、排水機場の修

繕料を計上しております。

商工費は42,040千円を増額補正しております。

沖端地区のトイレ不足解消に向けた不動産鑑定経費のほか、西鉄柳川駅前及び沖端水天宮周辺への親水デッキ設置経費並びに観光協会が実施する川下り予約システム等の構築に対する補助金を計上しております。

教育費は80,092千円を増額補正しております。

大和中学校及び蒲池中学校の体育館空調設置事業における空調方式変更に伴う工事費のほか、柳城中学校及び昭代中学校の体育館空調設置に向けた設計費、旭町遺跡の発掘調査費を計上しております。

また、学校給食費負担軽減補助金を活用し、小学校給食無償化に係る財源更正を行っております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金は、生活保護費及び地域未来交付金など74,707千円を増額補正しております。

県支出金は、学校給食費負担軽減補助金など223,416千円を増額補正しております。

繰入金は67,183千円を減額補正しております。

諸収入は、埋蔵文化財発掘調査費として10,000千円を増額補正しております。

市債は、小中学校体育館空調設置事業費として78,200千円を増額補正しております。

第2表 債務負担行為補正では、旭町遺跡発掘調査費の追加及び高齢者運転免許証自主返納者タクシー助成費の変更を行っております。

第3表 地方債補正では、小中学校体育館空調設置事業費について変更を行っております。

次に、議案第36号 柳川市立義務教育学校設置条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市立小中学校再編計画に基づき、蒲池小学校及び蒲池中学校を再編し、新たに義務教育学校を設置するため、柳川市立義務教育学校設置条例を制定するものです。

内容としましては、現在の蒲池小学校及び蒲池中学校を9年制の1つの学校として再編し、名称を「柳川市立蒲池義務教育学校」として、令和9年4月1日の開校を予定しております。

次に、議案第37号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、在留カード、または特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した特定在留カード等の交付が可能となることから、印鑑条例の一部を改正するものです。

次に、議案第38号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、同日付で専決処分したものを除く事項について、柳川市税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容を申し上げますと、個人市民税では、所得税の税制改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年間延長するものです。また、固定資産税では、免税点を見直し、家屋の課税標準額を200千円から300千円に、償却資産の課税標準額を1,500千円から1,800千円に引き上げるものです。

次に、議案第39号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上の幼児を対象とする小規模保育事業の創設に伴う所要の改正を行うものです。

次に、議案第40号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上の幼児を対象とする小規模保育事業の創設及び特定理学療法士等の配置に関する特例等に対応するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第41号 市道路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

本案は、寄附採納に伴う2路線の認定及び1路線の廃止について、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第42号及び議案第43号 工事請負契約の一部変更について一括して御説明申し上げます。

議案第42号は、柳川市民体育館空調改修設備工事について、契約金額を219,780千円から232,547,700円に増額変更するため、議会の議決を求めるものです。

主な変更理由は、観覧席パッケージエアコン設置箇所へのひさしの設置及び室外機基礎形状の変更に伴う既存雨水ますの移設等によるものです。

議案第43号は、（仮称）柳川市民グラウンド整備工事について、契約金額を182,869,500円から195,875,900円に増額変更するため、議会の議決を求めるものです。

主な変更理由は、造成用土砂の運搬及び整地費用の増加並びに健康器具設置床のゴムチップ舗装への変更等によるものです。

次に、議案第44号 柳川市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員の田中義隆委員が令和8年7月7日をもって任期満了となるため、諸藤悟氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第45号から議案第47号までの柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員3名が令和8年7月7日をもって任期満了となるため、

藤丸親氏を再任し、併せて下川宏氏及び古森秀樹氏を新たに選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

次に、議案第48号 柳川市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価員として横山章税務課長を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

日程第4 報告について

○議長（荒木 憲君）

日程4. 報告について。

報告第1号から報告第7号までの7件について市長の報告を求めます。

○市長（松永 久君）（登壇）

報告第1号から報告第7号までにつきまして御説明申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和8年5月18日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和8年4月4日午後3時45分頃、柳城中学校グラウンド北側に設置していたテントが突風にあおられて飛ばされ、防球ネットに寄りかかり、ネットが破損し、テントの支柱が駐車中の相手方車両に衝突し、損傷を与えたものです。この事故に係る損害賠償額を236,401円と決定し、相手側と和解いたしております。

なお、損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険により補填されます。

次に、報告第2号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和8年5月25日付で専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和8年3月13日午前9時頃、相手方車両が柳川市大和町明野1010番地付近を通行中、市道の側溝の蓋の上を走行した際、当該蓋が浮き上がり、相手方車両に接触し、当該車両を破損させたものです。

この事故に係る損害賠償額を95,700円と決定し、相手側と和解いたしております。

次に、報告第3号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和7年度一般会計補正予算で御承認いただいた繰越明許費について、物価高騰に対する市民生活支援金事業費など38件、総額1,743,264,748円を令和8年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次に、報告第4号 事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和7年度一般会計予算で実施することとしておりました柳川庁舎増築工事に伴う用地取得について、年度内の引渡しが困難となったため、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により10,906,542円を令和8年度へ繰り越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものです。

次に、報告第5号 柳川市水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和7年度に実施予定でありました磯島水源地耐震化再構築実施設計業務委託について、耐震化調査及び関係機関との協議に期間を要し、年度内の完了が困難となったことから、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、92,257千円を令和8年度へ繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告するものです。

次に、報告第6号 柳川市公共下水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

本件は、令和7年度に実施予定でありました上宮永町枝線下水道築造工事ほか2工事について、工事施工に伴う地元調整に期間を要するなど、年度内の完了が困難となったことから、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、282,537千円を令和8年度へ繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告するものです。

次に、報告第7号 柳川市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人であります柳川市土地開発公社の経営状況について決算書等に基づき報告するものです。

令和7年度の経営実績につきましては、損益計算書に示しておりますように、事業収益及び事業外収益を合わせた収益は22,611円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は137,918円となっており、差引き115,307円の純損失となっております。

また、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金及び預金、固定資産は長期定期預金3,000千円を保有しております。固定負債はございません。

令和8年度につきましては、新たな事業着手に向けて情報収集を行うこととしております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（荒木 憲君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたして、報告についてを終了いたします。

日程第5 請願について

○議長（荒木 憲君）

日程5. 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は2件であります。

お諮りいたします。請願第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、

2027年度政府予算に係る意見書採択の請願については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。請願第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書は、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本請願は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

日程第6 選挙第1号

○議長（荒木 憲君）

日程6. 選挙第1号 花宗太田土木組合議会議員の選挙について。

これより選挙第1号 花宗太田土木組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

では、花宗太田土木組合議会議員に橋本憲之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました橋本憲之議員を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました橋本憲之議員が本選挙に当選されました。

ただいま本選挙に当選されました橋本憲之議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時40分 散会

令和8年6月18日（木曜日）

柳川市議会第2回定例会会議録

令和8年6月18日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	菊 次 太 丸	2番	梶 島 正 吾
3番	甲 木 健太郎	4番	三小田 保 弘
5番	田 中 康 徳	6番	橋 本 憲 之
7番	佐 藤 勝 広	8番	今 村 智 子
9番	浦 川 和 久	10番	新 谷 信次郎
11番	江 口 義 明	12番	荒 卷 英 樹
13番	佐々木 創 主	15番	高 田 千壽輝
17番	緒 方 寿 光	18番	樽 見 哲 也
19番	荒 木 憲		

2. 欠席議員

14番	近 藤 末 治
-----	---------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市				長	松	永		久
副		市		長	江	島	宏	和
教		育		長	橋	本	秀	博
総		務	部	長	野	口	貴	光
会	計	管	理	者	本	吉		尊
市		民	部	長	山	田	秀	太
保	健	福	祉	部	横	山	久	美
建		設	部	長	梅	崎	秋	敬
産	業	経	済	部	江	口	英	範
教	育	部	長	兼	堤		義	弘
消			防	長	堤		敬	一
人	事	秘	書	課	古	賀	順	一
総		務	課	長	立	山	武	敏
総	合	政	策	課	飯	田	義	親
財		政	課	長	木	下	康	治
税		務	課	長	横	山		章
健	康	づ	く	り	金	子	成	人
建		設	課	長	古	賀	正	光
農	業	振	興	課	川	原	洋	一
上	下	水	道	課	高	田	郁	正
学	校	教	育	課	野	田		学

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	森	康	貴
議	会	事	務	局	次	長	三小田	祐輔
議	会	事	務	局	総務	議事係長	中嶋	直子

5. 議事日程

日程（1） 議案質疑について

議案第33号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市税条例の一部を改正する条例）

議案第34号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

- 議案第35号 令和8年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第36号 柳川市立義務教育学校設置条例の制定について
- 議案第37号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第42号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第43号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第44号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 議案第45号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第46号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第47号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第48号 柳川市固定資産評価員の選任について

午前10時 開議

○議長（荒木 憲君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員17名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第 議案質疑について

○議長（荒木 憲君）

日程1. 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の発言や自己の意見を述べることをないようにお願いしておきます。

また、第55条の規定のとおり、同一議題について3回を超えることができないとされておりますので、御留意ください。

議案第33号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市税条例の一部を改正する条例）、議案第34号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の以上2議案を一括議題といたします。

2 議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第33号 専決処分の承認について（専決第2号 柳川市税条例の一部を改正する条例）については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

それでは、本案について採決いたします。

本案を承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

お諮りいたします。議案第34号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案を承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、議案第35号 令和8年度柳川市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第35号 令和8年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第36号 柳川市立義務教育学校設置条例の制定について、議案第37号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第40号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第36号 柳川市立義務教育学校設置条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第37号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第38号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第39号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第40号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第41号 市道路線の認定及び廃止について、議案第42号 工事請負契約の一部変更について及び議案第43号 工事請負契約の一部変更についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第41号 市道路線の認定及び廃止については、建設経済常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は建設経済常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第42号 工事請負契約の一部変更については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第43号 工事請負契約の一部変更については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本案は教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第44号 柳川市教育委員会委員の任命について、議案第45号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第46号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第47号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について及び議案第48号 柳川市固定資産評価員の選任についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。5議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

異議なしと認め、採決いたします。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

初めに、議案第44号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は、原案どおり諸藤悟氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり諸藤悟氏の柳川市教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第45号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は、原案どおり藤丸親氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意すること

に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり藤丸親氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第46号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は、原案どおり下川宏氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり下川宏氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第47号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は、原案どおり古森秀樹氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり古森秀樹氏の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第48号 柳川市固定資産評価員の選任について採決いたします。

本案は、原案どおり横山章氏の柳川市固定資産評価員の選任に同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり横山章氏の柳川市固定資産
評価員の選任に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時15分 散会

令和8年6月22日（月曜日）

柳川市議会第2回定例会会議録

令和8年6月22日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 菊 次 太 丸
3番 甲 木 健太郎
5番 田 中 康 徳
7番 佐 藤 勝 広
9番 浦 川 和 久
11番 江 口 義 明
13番 佐々木 創 主
17番 緒 方 寿 光
19番 荒 木 憲

2番 梶 島 正 吾
4番 三小田 保 弘
6番 橋 本 憲 之
8番 今 村 智 子
10番 新 谷 信次郎
12番 荒 卷 英 樹
15番 高 田 千壽輝
18番 樽 見 哲 也

2. 欠席議員

14番 近 藤 末 治

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	松	永	久
副	市	江	島	和
教	育	橋	本	博
総	務	野	口	光
会	計	本	吉	尊
市	民	山	田	太
保	健	横	山	美
建	設	梅	崎	敬
産業経済部長兼大和庁舎長		江	口	範
教育部長兼三橋庁舎長		堤		弘
消	防	堤		敬 一 郎
人	事	古	賀	順 一 郎
総	務	立	山	武 敏
総	合	飯	田	義 親
財	政	木	下	康 治
税	務	横	山	章
健	康	金	子	成 人
建	設	古	賀	正 光
農	業	川	原	洋 一
上	下	高	田	郁 正
学	校	野	田	和 学
市	民	成	清	和 政
生	活	樺	島	貴 信
福	祉	小	池	由 希
子	育	本	田	浩 樹
水	路	田	中	浩 孝
商工・ブランド振興課長		金	子	幸 喜
企	業	津	留	秀 光
観	光	犬	塚	将 徳
教	育	大	向	智 樹
学	校	藤	吉	康 裕

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 森 康 貴
 議 会 事 務 局 次 長 三 小 田 祐 輔
 議 会 事 務 局 総 務 議 事 係 長 中 嶋 直 子

5. 議事日程

日程（１） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	1 番 菊 次 太 丸	1. こども食堂について 2. 遊休農地対策について 3. ふるさと納税について
2	13 番 佐々木 創 主	1. 少子化対策 2. 高齢者支援 3. 市民の暮らし
3	17 番 緒 方 寿 光	1. 「予約制乗合バス」等の導入による高齢者等の移動手段の確保を 2. 本市における「敬老会」開催の復活は 3. 本市独自の「観光周遊券」等の発売はいかに
4	12 番 荒 卷 英 樹	1. 人事異動について 2. ランドセルの無償配布を
5	10 番 新 谷 信次郎	1. 柳川市内（特に蒲池地区）における狭隘道路の改善策について 2. 農業を取り巻く物価高騰の対策と農地基盤整備（特に蒲池地区）について 3. 小中学校再編変更案について

午前10時 開議

○議長（荒木 憲君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員17名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第１ 一般質問について

○議長（荒木 憲君）

日程１．一般質問について。

一般質問をタブレットに格納しております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、1番菊次太丸議員の発言を許します。

○1番（菊次太丸君）（登壇）

皆さんおはようございます。1番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、順次一般質問をいたします。

今回の質問は3点です。

1点目に、子供食堂について質問をいたします。

この事業は、子供たちの夏休みなどの長期休暇における食の貧困対策の一つとして提案をしておりました。担当課からは、柳川市の全校区に広げることを前提に、まずはモデル地区をつくるという御答弁もいただいております。進捗について質問をいたします。

2点目に、遊休農地解消に向けた施策について質問いたします。

この件につきましても、過去に土地の有効利用ができるよう、農地の全体見直しについても質問をしておりました。今回は現状とその課題をお伺いした上で、遊休農地解消に向けた提案をいたしたいと思っております。

3点目に、ふるさと納税についてであります。

皆さん御承知のとおり、ふるさと納税による寄付金は地域課題解決のための目的税です。しかし、全国的に見られる昨今の寄付金サイトは返礼品を受け取ることを目的としたショッピングサイトと化し、純粋に自治体を応援しようという本来の趣旨から遠くかけ離れたものになっているように思っております。

本市においても寄付額を伸ばすことのみに注目が集まり、集めたお金を何に使うのかという根本的な議論はあまりなされておられません。本来の目的に立ち返り、市民の困り事に目を向け、解決策となるメニューをつくるのが真に市民が喜ぶところではないでしょうか。

そこで、本日は各所管ごとの課題を解決するため、ふるさと納税の制度を使ったメニューづくりを皆様と一緒に考えていきたい、このように思っております。

壇上からは以上でございます。

質問は自席にて行いますので、議長のお取り計らい、どうぞよろしくお願いいたします。

○1番（菊次太丸君）続

まず、子供食堂について質問いたします。

先ほど壇上でも申し上げましたが、前回の議論において、柳川市の全校区にこれを広げることを前提に、モデル地区をつくるという御答弁をいただいております。

その中で、事業を始めるに当たって整理をしなければならない課題というものが3つほどございました。1つに、誰が支援の対象になるのか、そして2点目に、飲食店へ補助をする

場合、その使い道を透明に管理することができるのか、そして3点目でございますけれども、対象事業者の選定過程の公平性と事業の持続性、こういったことが課題として上げられておりました。これらの課題をどのように整理なさったのか、お伺いをいたします。

○子育て支援課長（本田浩樹君）

本取組は、登校の機会がなくなる夏休み期間中の食支援を実施し、夏休み期間中における食事機会の確保と子供の孤立を防ぐことを目的としております。

3つの課題についてどのように整理したかという御質問ですけれども、1つ目の課題である支援の対象につきましては、地域の子供が楽しく利用できるよう、地域全ての小学生が対象と考えております。

まず、昨年12月の一般質問でも答弁しましたとおり、貧困世帯の判定が非常に難しいということが対象者を限定しない理由として挙げられます。

また、利用者にとって大事なのが心理的ハードルの排除です。仮に対象者を貧困世帯と限定した場合、利用者が周囲からそのように見られることを懸念され、支援の必要な方が利用を断念されてしまう事態が考えられます。一般的に子供食堂の役割は子供の貧困対策もありますが、地域交流の拠点としても重要な役割を果たしております。誰もが堂々と足を運べる地域の居場所であることが不可欠であると考えておりますので、対象者を地域全ての小学生にしたいと考えております。

2つ目の使い道の透明性を管理できるかという点につきましては、補助金交付を前提とした課題でありましたけれども、今回、現物支給というスキームで考えておりますので、この点については問題ないと考えております。

3つ目は、対象事業者の選定過程の公平性ですが、実施事業者は地域の有志を中心に公募で選定したいと考えております。また、事業の持続性につきましては、実施店舗や関わる人たちが無理をしないことが一番大事だと考えております。事業後にアンケートを実施し、課題を整理しながら、次年度以降につなげていきたいと考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

ありがとうございました。

誰が支援の対象者かということには小学生ということでありましたし、そして、補助の使い道、これを透明性にする、この部分に関しては現物支給で行いたいということでございます。そして、業者の選定の過程ですね、これは公募によって行いたい。そして、持続性、この課題については無理をしない方法を選択したいと、そのような答弁だったかというふうに思います。

ここまで決めていただいたわけでありますから、私としては今年の夏からこの事業をスタートしていただきたい、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（本田浩樹君）

まずはスモールスタートではございますけれども、今年の夏休みからの実施に向けて準備を進めたいと考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

ありがとうございます。今年の夏休みからスタートしていただける、大変にうれしいというふうに思っております。

そこで、この事業名とコンセプト、これをどのように皆さん方に周知なさるのかなと思ひまして、そのコンセプトと事業名を教えてください。

○子育て支援課長（本田浩樹君）

コンセプトにつきましては、「まちの飲食店が夏休み限定の子供食堂となる」というコンセプトでさせていただいて、まだ事業名は仮称ではありますけれども、「お米がつなぐ地域の食卓〈夏休み限定子ども食堂〉」という事業名でやっていきたいと考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

ありがとうございました。到底私では考えられないような、そういったネーミングをしていただいております。すみません、覚え切れなくて。全部言いたかったんですけども。

じゃ次に、これらに関わる関係者、そして、物資、資金など、この支援を具体的にした実施スキームについてお聞きいたしたいと思ひます。

○子育て支援課長（本田浩樹君）

こちらにつきましては、飲食店、市、子育て支援課のほうですね、あと、PTA、地域のの方で連携して実施することを想定しております。米や野菜などの食材につきましては、広い範囲で寄付を募りまして、今回の事業に賛同していただける方から調達をしていきたいと考えております。実施場所につきましては、地域の飲食店に御協力をお願いするよう検討しております。

できるだけ経費を抑えて実施できるよう、地域の事業者やPTAをはじめとする地域の皆さんの御協力を得て、実施店舗にて無料で食事を提供していただくように考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

ありがとうございます。たくさんの皆さん方の御協力をいただいて、そして、無料で提供していきたいということでした。これは本当にありがたいなというふうに思っております。

では、このモデル地区となると、場所、その地域というのを選定されてあるのか、お聞き

したいと思います。

そして、この開設までのスケジュールはどのようになっていますでしょうか。

○子育て支援課長（本田浩樹君）

数名の議員の皆様からの御協力もありまして、今回は柳河小学校区をモデル地区として実施していく予定にしております。

なお、PTAの有志の方や地域の方々にはボランティアスタッフとして、校区内の数店の飲食店の方からは食事の提供店舗として事業に御協力いただけるという内諾を既に得ております。

スケジュールといたしましては、6月に御協力いただくPTA及び地域の皆様へ事業の内容の説明を行いながら、新たに御協力いただける校区内の飲食店を探していくよう考えております。内容が固まり次第、校区内の対象者へ事業の周知を図りながら、食材提供者や運営サポーターを募集、決定して、今年の夏休みでの実施を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

どの方たちがどこの担当になっていくのかなというふうに思っておりまして、先ほど来、子育て支援課とかPTA、そして、地域の皆さん方、こういった方々を挙げていただきました。じゃ、それに伴う役割の分担、ここについてはどのようにお考えでしょうか。

○子育て支援課長（本田浩樹君）

事業実施の場所と食事の提供のほうを飲食店に御協力いただきまして、PTAのサポーターの皆様に運営をメインで担っていただきたいと考えております。

食材の調達及び事業の周知につきましては、子育て支援課とPTAのサポーターで行っていきたいと考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

運営のほうをPTAで担っていきながら、食料、こういった調達の部分、こういったところをPTAの皆さん方と一緒にやりたいということでした。

地元の議員であります甲木議員にも大変にお世話になることかと思っておりますので、この場をお借りいたしまして、大分協力をしていただいたことと思います。ありがとうございます。また引き続き今後も力をお借しいただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

今回のこの事業で使う、お米でつなぐということでしたので、そこで、この事業で使用する米の量ですね、これはどのぐらい必要と見積もっておられるのか。

そして、柳川の子供たちに仮に夏休み30日分のお米を支給しようとした場合、その量はどのくらいになるのか、また、農地面積として何反分ぐらいのものになるのか、お伺いをいたします。

○子育て支援課長（本田浩樹君）

今回、店舗で提供していただく食事の数につきましては、1日20食と想定しております。1食当たりの米の量が100グラム、御飯の量にして約200グラム、お茶わんの大盛り1杯分を想定した場合、必要な米の量は100グラムの20食、30日分で60キロとなります。関係者に確認していただいたところ、反当たりのお米の収穫量は429キログラムということですので、今回の事業の例でいきますと、約1.4畝、42坪程度の農地が必要となります。

また、御質問にありました柳川市の子供全員ということで小・中学生の全員を想定しますと、令和8年5月現在の小学生年代は約2,920人、中学生年代は約1,730人で、小・中学生の合計は4,650人となっております。

1食当たりの米の量を100グラムと想定した場合、1日当たりで465キログラム、30日で1万3,950キログラムの米が必要となります。先ほどと同じ方法で計算いたしますと、32.5反、大体9,750坪程度となり、サッカーグラウンドでいきますと、約4.5面分の農地が必要となります。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

ありがとうございました。

今回、これを全柳川市で展開をしていきますと、これは中学生も含めたところでの数字を先ほど出していただいたところでございますけれども、1万3,950キロ、農地面積でいきますと32.5反必要であるということでございます。

そう考えていきますと、今後、市長におかれましては、この事業を夏休みの給食事業というふうな位置づけをしていただきまして、財政的な面も含めて力強く御支援をいただきたい、このように思っておりますが、市長はどのようなお考えでしょうか。

○保健福祉部長（横山久美君）

近年の物価高騰等を背景として、生活が苦しいという声を耳にいたします。夏季休業期間中における子供の健康や生活環境の悪化、食事機会の確保に対する懸念が高まっております。特に、登校の機会がなくなる夏季休業期間中は、酷暑下で安心して過ごせる居場所の不足、栄養のある食事を十分に確保できない子供の存在、支援が必要であるにもかかわらず、表面化しにくい家庭の孤立、こういった課題が顕在化しやすい時期でもありますので、地域全体で子供を見守り育てる機運が醸成していくような支援が重要であろうと考えております。

今回の事業の成果と課題を踏まえ、必要なニーズを捉えながら、市全体へ波及できるよう検討してまいりたいと思います。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

12月議会に提案をしまして、そして、とてもとても行政のスピードとは思えないぐらい、半年間でここまでつくっていただいたこと、本当にありがたいなというふうに思っております。そしてまた、地域で子供たちを育て育んでいく、こういった考え方、これが本当に柳川に浸透していくように願っておりますし、市長におかれましては、さらにさらにここに御支援いただきますようよろしくお願いをいたしまして、この子供食堂の件につきましては質問を終わります。

次に、遊休農地解消に向けた施策、これについて質問をさせていただきます。

以前は耕作放棄地と言っておりましたけれども、近頃になりまして法令とかもちょっと変わったようでございまして、遊休農地というような表現をなされるようですね。

農業団体の皆さん方、この間、昨日ですか、議長も含めて、そして、江口委員長もそこに参加されましたけれども、要望を様々受けたところであります。その中にも、やはり遊休農地、そして、それを次に担っていただくためのそのマッチング、ここについての要望等々も受けました。

そこで、お伺いをいたします。

この遊休農地の面積の推移、これが改善しているものなのか、ちょっとお伺いをいたします。

○農業振興課長（川原洋一君）

遊休農地につきましては、全国的に農業従事者の減少や高齢化を背景にしまして、耕作が放棄され、荒廃する農地が増加傾向にあり、本市においても例外ではなく、耕作が困難となった農地や利用意向のない農地が増加する傾向となっております。

本市の遊休農地の状況につきましては、直近3年間で令和5年度が1.8ヘクタール、令和6年度が2ヘクタール、令和7年度は2.2ヘクタールと増加傾向にあるところでございます。

なお、遊休農地の発生防止と解消に向けましては、毎年2月と8月に農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施し、遊休農地、無断転用農地の把握に努めております。

また、これらの調査結果を基に、遊休農地の所有者への利用意向調査を行いまして、耕作の再開が困難な所有者の方々に対しましては、農地中間管理機構などへの農地貸付けを積極的に働きかけるなど、必要に応じて指導を行っております。

今後はさらなる遊休農地の発生防止と解消に向けまして、農業委員会及び農地利用最適化推進委員と連携しながら、様々な方法を検討し、取組強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

分かりました。直近3年間で大体年間当たり1割ずつこの遊休農地が増えているというような、そのようなデータだったかというふうに思います。

今、国のほうとしては、これは農地ではありませんけれども、特定空家となった場合、制度上、固定資産税が数倍と、このようになりますけれども、遊休農地に対してこれを適用した場合、税収はいかほどになるのか、そしてまた、その遊休農地を認定する部署はどこになるのか、そしてまた、過去の納税の実績についてもお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○税務課長（横山 章君）

固定資産税のいわゆる住宅用地の特例は、課税標準額を最大で評価額の6分の1にして課税するような措置がございます。しかし、本市の柳川市空家等対策計画に基づき、特定空家等に判定され、市から改善の勧告を受けた場合は、その特例が除外され、非住宅用地として課税されることになります。

次に、遊休農地を非住宅の宅地並みで課税するという御質問につきまして、このような取扱いとは国が定めた評価基準においては制度上行えないことになっています。仮に一般農地の評価に使用する標準地の平均平米単価と宅地に使用する路線価の平均平米単価で税額を試算しましたところ、一般農地の約100倍が宅地の税額となります。

なお、遊休農地の制度上の取扱いとしては、農地中間管理機構への貸付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、農地を放置している場合に、農地法に基づく一定の条件により勧告を受けた場合、税額が約1.8倍となる措置がございます。本市では現時点でそのような取扱いを行っている物件はございません。

また、遊休農地関係を取り扱う部署については農業振興課となります。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

ありがとうございました。

仮の話であるんですが、それが宅地となった場合には、課税率は100倍ほどになるということでした。

これは前回も土地の有効利用ということで全体見直しを図っていただきたいということの中から、やはり農地転用、これが進んでこなかったというところも一つ原因として挙げられるのかなというふうにも思いますし、今まで遊休農地として勧告を受けた場合は1.8倍になるということでありましたけれども、何年も遊休農地として存在しながらも勧告を受けていないという実態も一つあるんじゃないかなと。そこいら辺はきっちりと管理をしながら勧告まで結びつけていく、そういったことも一つ必要じゃないかなというふうに思っています。

ただ、柳川の市民の皆さん方、困ってある方に課税を強化するというようなことはちょっ

と無慈悲でありますので、今回はこの遊休農地、これを削減していく、解消していく施策として、先ほど子供食堂のお話をさせていただきました。柳川の遊休農地、これを活用して子供食堂に支給する米を作っていく、そのようなプロジェクトをつくる、そのことで解消ができるのではないかと私は思っております。

今までは農業関係者、このような方たちの中でこの遊休農地の対応というものをなされてきたと思うんですけれども、子供たちに食べていただく、そういった米をみんなで作っていくぞということになれば、地域の皆さんをはじめ、この柳川市民が多く関心を持っていただいて、その後継者となっていていただく方も出てくるんじゃないかと、このように私は思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○農業振興課長（川原洋一君）

遊休農地の発生要因には、農地に機械が入りにくい、農地の形状が成形でないなどの理由のほか、農地所有者が高齢化で耕作できないとか、また、所有者が遠方に住まわれている、さらには農地が相続されていないなど、様々な要因がございます。

これらの解消に向けては、やはり農業者だけではなく、市民の皆様にも問題意識を持ってもらい、地域一体となって取り組んでもらうとともに、地権者の同意を得ていくなど、解決していくための段階があると認識しております。

議員御提案のプロジェクトにつきましては、まずはその趣旨や目的を広く伝えるとともに、国の多面的機能支払交付金など、遊休農地解消のための補助メニューを併せて周知していきまして、賛同いただく農業者や団体の方がいらっしゃれば意見交換を行うなど、計画性を持ってプロジェクトの実現を目指していきたいと考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

早速に多面的機能支払交付金、こういったものを使いながらプロジェクトを立ち上げていただくという御答弁だったかというふうに思っております。

そこで、本年度ですね、今1か所でもいいですから、遊休農地として使用されなくなって長くなっているところもあるんですね。今年度は農地として、田んぼとして、畑として使えるような状況にするような場所というものを1か所でもつくっていただきたいと、このようをお願いをいたします。また、協力も惜しみませんので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

以上でこの遊休農地解消に向けた施策の質問を終わります。

次に、ふるさと納税について質問をさせていただきます。

議会でも大分このふるさと納税については、予算審査特別委員会の中でも様々皆様方の御意見等々があっただけでした。

そこで、現在の寄付額と現状の分析をどのようになさっているのか、お伺いいたします。

○商工・ブランド振興課長（金子幸喜君）

令和7年度の寄付額でございますが、約425,000千円でございます。6年度の寄付額が約480,000千円でございますので、55,000千円ほどのマイナスとなっております。また、5年度寄付額は約724,000千円でございますので、2年連続の寄付額の減少となっております。

全国に目を向けますと、全国の総寄付額、これは最高の金額を更新し続けておりますが、その実態は、1,786自治体のうち、僅か10自治体で、総寄付額の約1割、さらには上位100自治体で実に全体の約半分の寄付額を占めるという極端な二極化が進んでおります。

このような苛酷な競争の中で、本市が寄付額を減らしている要因としましては、近隣市町村が米などのトレンドとなる返礼品を大きく伸ばしたのに対しまして、本市は寄付者から選ばれる新たな返礼品を生み出せなかったこと、そして、度重なる国の制度改正、経費ルールの厳格化などへの対応が後手に回りまして、主力であった返礼品の価格設計見直しによるリピーター離れを招いたことなどにあります。

本市としましては、この構造的な危機を打破するために、今年度から新たな中間事業者に変更をしております。制度のノウハウに優れたパートナーと共に新商品の開発やリピーター対策を迅速に展開してまいります。さらに、大きな課題となっております配送費についてでございますが、配送業者との度重なる交渉の結果、送料の見直しにつなげておるところでございます。

このように、少しずつではございますが、今年度の寄付獲得に向けた立て直し、これは着実に進んでいるところでございます。

以上でございます。

○1番（菊次太丸君）

報告といいますかね、ありがとうございました。

課題点として上げられておりました価格設計の見直し、ここが今課題になっていらっしゃる。恐らくのところ、安くいかに仕入れて、返戻額といいますか、お得感を出していく作戦で持っていけないと、なかなか寄付額は増えていけないということだろうというふうに受け止めました。

目標設定を自らなされて、寄付額の目標、それに向けて今一生懸命頑張っているというふうに思っておりますので、今回は特に、その寄付額云々の話を私はここにしに来たわけではなくて、中身のことについて聞きたいということで質問を続けていきたいと思うんですが、前回から地域課題解決のためのふるさと納税、壇上でも申し上げたとおりでありますけれども、その地域課題を解決していく。今、担当課はその部分で一生懸命にですね、先ほど御答弁いただいて、解決策を目指して商品開発を今されてあるので、そこにお手間を取らせてはやはりいけないということで、この地域課題解決というのはそれぞれの担当課、

ここがしっかり考えていかないといけないなというところで、前回、ちょっと議論が中途半端になっていた件でございます。

空き地、空き家、そして、墓地などの管理、この返礼品として扱うことができないかというところで質問をしておりましたので、再び回答をお願いいたします。

○商工・ブランド振興課長（金子幸喜君）

結論から申し上げますと、議員御指摘の各種管理サービスについては、総務省の地場産品基準等に基づき適切な認定を受けることで、ふるさと納税の返礼品とすることは可能でございます。

市外にお住まいの寄付者に代わり、市内の事業者が市内現地に赴いてサービスを提供するという形であれば、制度上の基準を満たすことができると考えております。

しかし、これを実際に展開するためには、市内でそれらサービスを安定して供給できる民間事業者や関係団体が存在すること及びその事業者がサービス返礼事業者への登録とサービス提供する意思、これを持っていただく必要がございます。

本市としましては、議員御提案の商品は一定の需要が見込めるものであると認識をしております。一方で、ふるさと納税市場全体から見ますと、このような管理代行サービスは個別のニーズに応えるものである反面、本市の寄付額を大きく押し上げる、いわゆる起爆剤となるような爆発的な寄付獲得を期待するという事は難しいという側面もございます。

先ほど申し上げましたとおり、本市の寄付額は、現在、2年連続で大幅な減少をしている状況でございます。そのため、今年度の最優先課題としましては、この下落傾向に歯止めをかけて回復を果たすこととでございます。限られた予算と人員の中で、まずは寄付の獲得、回復が最も強く期待できる主力返礼品の育成やトレンドに沿った新商品の開発に注力をしているところでございます。

本市の屋台骨となります強力な返礼品ラインナップを整備いたしまして、寄付獲得の基盤をしっかりと立て直しながら、議員御指摘のような地域の困り事や多様なニーズに対応するサービス型返礼品の拡充について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

大変申し訳ございませんけれども、私がお聞きしているのは、担当課として、この場合は生活環境課の皆さん方がこの問題に対して課題解決に向けた商品づくり、ここについてお聞きをしたつもりでございましたので、今回は答弁をいただけないのかもしれませんが、これを持ち帰っていただいて、部署内、課のほうでしっかり議論をしていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

この空き家の管理、これをしていただく業務を担う事業者の中に行政区を加えていただきたいと、このように私は思うんです。現在、この行政区の課題として敬老会の事業が廃止を

されました。そして、少子化による子供会の行事も減少をしております。これらによって会食を一緒にするような機会、これは失われて、地域の団結というものも薄れてきております。また、高齢化による年金のみの、年金暮らしの高齢者の世帯も増え続けてきておりまして、区費そのものをお支払いする、このことにも苦慮する方も出てきております。

こういった地域の課題、行政区の課題を、この仕事を受けることによって我々も解決できるんじゃないかと、このように思うわけなんですけれども、まずはこの行政区が仕事を受けていく、そういったものをモデル地区として始めていただきたいと、このように思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（野口貴光君）

空き家管理を行う事業者の中に行政区を加えたらどうかという提案でございますが、行政区が空き家の管理をすることは有効な方法の一つだと考えております。

私も以前、生活環境課長を拝命しておりましたが、空き家の相談の半数は地域実情を一番知られている区長さんからの声が上がってきておりました。税制上や実施体制の課題はあるものの、できるのではないかとというふうに考えております。まずはやってみたいと思う行政区と関係課で協議する場を設けて、進めていきたいと考えております。

また、行政区が携わることで、地域の環境美化による安全・安心や地域の課題解決につながると考えておるところでございます。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

前向きに捉えていただきまして、ありがとうございます。

これからいろんな調整も必要かと思っておりますけれども、ちょっと私のほうからもうちの地元の区長さんにも話をして、まずは私のところでモデル地区になれるかどうか、そのような相談もしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

次に、柳川市に住む両親に直接届く返礼品、そこで地域の課題解決を図りたいというふうに私は思っているんですけれども、特に、高齢者に係る事業についてこれから質問をしたいというふうに思います。こういったサービスがあったらいいなということです。

1つに、おむつの助成をしていただきたいとよく言われるんですけれども、今、おむつの助成事業はどのような制度設計となっておりますでしょうか。

○福祉課長（小池由希君）

介護用品給付事業と申しまして、おむつなどの介護用品を月額5千円まで給付をする事業となっております。

対象者の方は4つの要件が必要となっております、1つ目には、市民税が非課税の世帯、2つ目に、在宅であること、3つ目に、要介護4または5、もしくは介護認定審査項目において介助または見守り等に該当する方、そして4つ目に、生活保護を受けていない方となっ

ております。

以上です。

○1 番（菊次太丸君）

なかなかこの4条件をそろえていくのはちょっと難しいなというふうに率直に思ったところでは。

そして次に、今、高齢化も進んでおりまして、市営住宅の高層階に住んでいらっしゃる方、生活がなかなか不便になってきて、1階のほうに引っ越しをしたいと、よくこういった御相談を受けたりします。

そこで、現行のルール、どのようになっているのか、そして以前、荒巻議員のほうからも家賃補助について、民間のところ引っ越した場合、家賃補助はないものなのかなと私もちょっと思っていたところございまして、その考え方はどのような考えでありますでしょうか。

○建設課長（古賀正光君）

本市の市営住宅において1階に空き部屋があることが前提となりますが、市営住宅の入居及び住替等に関する事務取扱要領に基づき、階段の上り下りに支障を来している高層階の入居者が1階に住み替えることはできます。ただし、住み替え時に発生する部屋の修繕や引っ越すための諸費用については入居者の負担となります。

次に、家賃補助につきましては、生活困窮者向けの支援として、生活困窮者自立支援制度の家賃補助がございます。また、民間賃貸住宅に対する家賃補助につきましては、令和8年3月議会の荒巻議員の一般質問において答弁させていただきましたとおり、家賃低廉化のために大家へ補助を行う家賃低廉化補助制度と民間賃貸住宅を市が借り上げて市営住宅として提供する借り上げ公営住宅制度の2つの方法を基本として調査、検討を進めているところであります。

以上です。

○1 番（菊次太丸君）

今、調査、研究、検討を進められているということですが、今こうしている今の段階においても、この課題というのは大変御苦労なさっている方々も多くいらっしゃって、早く決着をつけるといいますか、早くひとつ施策として設けていくべきじゃないかというふうにも思っております。

今回はこれを地元にいる両親に向けて、ふるさと納税を活用して、この引っ越し資金であるとか、そして、家賃の補助だとか、こういったメニューに使えないかということでの提案でございますけれども、まずは方針を定めていただいて、その部分は早めに解決をしていただきたいなというふうに思っております。

そして次に、タクシーチケットの助成事業について聞きたいんですけども、高齢者はな

かなか買物に行くのも大変だということで、僕がちょっと相談を受けた方は、たまたまけがをされて、タクシーを使わざるを得ないということでありまして、近所のスーパーまで行くのにやっぱり二千数百円かかってしまうということで、今現在、タクシーチケットを配っている事業等々ありますけれども、今の事業の内容、これはどういうものであるのか、伺いいたします。

○福祉課長（小池由希君）

福祉課では福祉タクシーの助成事業というものを行っております。こちらはタクシーの初乗り料金1回につきチケット1枚を年間最大60枚助成するというものです。

ただ、こちらの対象者が、在宅の方で身体障害者手帳の1級もしくは2級、そして、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方となっております。これらをお持ちでない方は対象にはなっておりません。

以上です。

○総務課長（立山武敏君）

総務課のほうでは、高齢者による交通事故の未然防止を目的としまして、平成29年8月より高齢者等運転免許自主返納支援事業を実施しております。本事業の対象者は、年齢、または健康上の理由で運転に不安を感じ、運転免許を自主的に返納した方で、自主返納日から引き続き本市の住民の方かつ返納から1年以内の方となっております。

支援額は、令和8年4月から従来の10千円より20千円に増額しています。

過去3年間の申請件数は、令和5年度が260件、令和6年度が256件、令和7年度が262件で、高齢者の交通事故防止に一定の効果を上げているところです。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

ありがとうございました。

このタクシーチケット事業も御報告といたしますか、のとおり、福祉課のほうでは福祉タクシー、これはかなり条件としては狭いなというふうにも思いました。そして、総務課で所管されてあります自動車免許返納の折のタクシーチケット、これは1回限りということで、やはり交通弱者・買物弱者対策にはなかなか得ないなというところも思っております。

そういったことでありますので、やはり買物をするためには、今の状態でタクシーなんかを使っていくというのはなかなか家計が逼迫するもので、そこで、押し車とかシニアカー、これを購入したいんだけど、幾らぐらいかかるのかというふうに言われて、ちょっと見せたところ、なかなか高額で手が出せないというようなところでありました。

現在の柳川市シニアカーの補助金、これはどのようになっておりますでしょうか。

○総務課長（立山武敏君）

令和8年4月より電動シニアカー、または電動アシスト付自転車の購入支援を新たに設け、

支援の拡充を図ったところです。

なお、電動シニアカー、または電動アシスト付自転車の購入支援は、タクシーチケット助成とのどちらか一方の選択制となります。

また、先ほどの支援に加えまして、自転車用ヘルメットの購入支援も新たに加えることにより、安全性の向上にも配慮しています。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

いずれにしても、補助額としてはなかなか購入には至らない状況になってきておるのかなというふうなところも感じます。

そこで、今補助を出しているこのシニアカー、特に、市営住宅における扱いといいますか、シニアカーの専用の駐車場、そして、高齢者がそのバッテリーを一々高層階まで持っていくというのはなかなかこれは現実的ではない話なんですけれども、そういったバッテリーを充電するような設備、こういったものはどうなっておりますでしょうか。また、今後の方針があれば教えてください。

○建設課長（古賀正光君）

現在、本市の市営住宅においてシニアカーの駐車場及び充電するための電源はございません。

シニアカー駐車場及び充電設備につきましては、使用者の実態を十分把握した上で、セキュリティや料金等の課題を整理し、需要に応じて整備を検討いたします。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

今後、対応をしていただくというふうなことで安心をいたしました。

結果的に私に相談をされた方は手だてがなくて、私、ふと思い出しまして、ああ、そういえば買物支援があったというところで、その方に紹介をしたわけなんですけれども、その買物支援サービスについてお伺いいたします。どのような制度でしょうか。

○福祉課長（小池由希君）

議員のおっしゃっている事業は、シルバー家事応援隊事業であるかと思います。掃除や洗濯、買物などの支援を1回当たり1時間未満で150円で利用ができるものです。

対象者が65歳以上のひとり暮らし、または75歳以上のみの世帯となっております。また、介護度は要支援の1、または2、もしくは基本チェックリストで生活機能の低下が見られる方となっております。要支援2の方は週2回まで利用ができます。それ以外の方は週1回までの利用が可能となっております。

以上です。

○1 番（菊次太丸君）

こういったサービスをもうちょっと早く知っておきたかったな。また、市民の方々が知っておられたなら、お困りになることも多少は減ったんじゃないかなというふうに思います。

これはちょっと御指摘させていただきますけど、担当課にそれをお電話した際、担当課の皆さんはこういった事業があることを御存じでなかったんですね。まずは担当課は自分たちが一体どんな仕事をして、そして、市民にこういったサービスを提供することが可能であるのか、そういったものというのは、仕事する上でプロとして、そういった矜持でもって仕事をやっていただきたいなというふうにも思っております。

また、こういった買物支援というのは、地元の行政区の近所の世話焼きおばさんたちがいらっしゃいまして、そういった方々も担っておられます。今後はそういった方々にしっかりと報酬といたしますか、費用弁償ができるような形も今後の課題として考えていただきたいなというふうにも思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、これらのサービスですね、これはふるさと納税の商品とできるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○商工・ブランド振興課長（金子幸喜君）

議員おっしゃいます高齢者福祉や移動・買物支援、このような具体的なサービスをふるさと納税に連動させるというアイデアについては、本市が抱えます地域課題の解決に重要な視点であると考えております。

これらをふるさと納税の仕組みの中で実現するためには、総務省が定めております返礼品としての基準と寄付金の使途としてのルール、この2つをクリアする必要があります。

まず、これらサービスを直接的に返礼品、商品として総務省に登録する場合でございますが、ふるさと納税の返礼品は、総務省が定める地場産品基準に合致し、かつ送料や事務経費を含めた全ての経費を寄付額の5割以下に抑える5割ルールを厳格に遵守する必要があります。例えば、本市で暮らす親への買物支援サービスやタクシー送迎サービスなどを市外に住む子供が寄付の返礼品として選択し、本市内の事業者がそのサービスを提供するという形であれば、総務省の基準を満たすことで返礼品として展開することは、理論上、可能でございます。

一方で、おむつ等の現物給付や特定の個人への家賃補助、これらをそのまま寄付者向けの返礼品とすることについては地場産品基準等の障壁がございます。

次に、これらを直接の返礼品とするのではなく、いただいた寄付金の使途メニュー、事業メニューとして活用する場合についてでございます。ふるさと納税は目的税的な本質を持っておりまして、返礼品や事務経費を除いた残りの5割の寄付金については、寄付者が選んだ本市が掲げております寄付使途メニュー、例えば、高齢者福祉の充実であったり、安全・安心サポート事業などがございますが、その範囲内であれば、議員御提案の具体的な事業の財

源として柔軟に活用することが可能でございます。

一握りの自治体がふるさと納税市場の大半を占めている現状を鑑みますと、本市がこれから戦っていくためには、返礼品競争に依存しない、具体的な事業を掲げて寄付を募るガバメントクラウドファンディング、これは行政が行うクラウドファンディングのことでございますが、などの共感型メニューづくりへの転換が必要不可欠でございます。

御提案いただきました各種支援サービスを本市ふるさと納税事業にどのように組み込めるか、全庁的に検討する環境を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

幾つかのものは商品化できるというふうな答弁だったかというふうに思います。

そしてまた、先ほど行政が行うクラウドファンディング、ガバメントクラウドファンディングですか、こういったものも行っていきたいということでしたが、私の持論といいますか、考え方でいいますと、やはり小まめにですね、先ほどから申し上げておる自分の親を直接支援できるような、そういった仕組みでもって実績をやはりつくっていく。そして、実績をつくっていきながら、その支援から漏れる方というのは当然おられるので、そこで事業拡大を図るために、こういったガバメントクラウドファンディングをやるということであるならば寄付額は募ることができるだろうと。ただ、何もしないような状況の中でクラウドファンディングをやりますといっても、先ほど共感ということを言われましたけれども、やはり共感を得ることはできないのではなかろうか。やはり自分たちで自分たちの課題解決に向けた、そういった自主財源をしっかりと確保しながら、目の前に困っていらっしゃる、そういった方々にその支援を届けていく、そういった姿勢が行政になればやはりいけないんじゃないだろうかというふうに私は思っております。

そこで、この地域課題解決のために、それぞれの担当課で商品の開発をさらにこれは進めていかなければいけないというふうに私は思っておるんですけれども、いかがでしょうか。

○保健福祉部長（横山久美君）

ふるさと納税の返礼品メニューの開発について、地域課題の解決につながる新たな視点からの御提案をいただき、ありがとうございます。

議員おっしゃったように、本市が抱える地域課題の一つに高齢者の移動支援が上げられます。商工・ブランド振興課長も申し上げましたが、例えば、タクシー利用券を返礼品とすることができれば、寄付者から送られた返礼品で気軽にタクシーを利用することができるようになりますので、通院や買物、地域活動への参加などの外出が容易になり、地域社会とのつながりを維持、強化することに貢献できると考えております。

また、単に物を提供するだけでなく、本市の地域課題解決への取組そのものを応援していただくという新たな寄付の動機づけにもなり得ると考えております。

議員御提案の趣旨を踏まえ、各担当課が管轄する地域課題について、現状の把握と、返礼品として提供可能なサービスや物品がないか確認を行い、関係部署と協議を進めてまいります。

○建設部長（梅崎秋敬君）

建設部の観点からのお答えをさせていただきます。

建設部では主に道路、公園、市営住宅などを所管しています。これら分野における他の自治体の取組を調べますと、まちづくりの一環としての道路、公園などの生活基盤となる施設の維持保全や景観向上などを目的としたメニューが多く見受けられます。

建設部としましては、これら事例を参考にし、また、先ほどからの議員御指摘いただいた課題なども踏まえまして、調査研究を行い、柳川市を応援していただくよう、加えて、柳川市の特色を生かした商品開発につなげていきたいと考えております。

以上です。

○産業経済部長（江口英範君）

議員御提案のそれぞれの担当課が主体性を持って、所管する地域課題の解決に直結するふるさと納税の商品やメニューを開発すべきという視点でございますけれども、大変重要な御指摘であり、同感でございます。ふるさと納税は、本市が抱えるあらゆる分野の地域課題を全国に発信し、その解決への応援をいただくための全庁的なツールであるべきだと認識しております。

一方で、各担当部署が地域課題解決型のメニューづくりを進めるに当たっては、単にやりたい事業を並べるのではなく、目標寄付額に達した場合のみ事業を実施する、あるいは集まった寄付額の範囲内で事業規模を調整できるようにするなどといった一般財源に負担をかけないための事前のルールづくりやリスク管理、こういったものを考えておかなければなりません。

今後はそれぞれの担当部署が現場の地域課題やニーズを洗い出して、ふるさと納税の窓口である商工・ブランド振興課や財政部局、そして、新たなふるさと納税中間事業者のノウハウ等も交えながら、国の厳格な地場産品基準をクリアし、かつ財政的な安全性を確保した上で、いかに共感を得られるメニューに仕立てるかを精査していく必要がございます。

これまで以上に部局間の、先ほど保健福祉部長と建設部長が発言されました横の連携を密にしなが、本市の財政健全性をしっかりと確保し、柳川の未来を開く具体的な地域課題解決型のメニューづくりについて、今後も調査研究を行って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（菊次太丸君）

皆様方、本当に前向きな答弁をしていただき、ありがとうございました。

福祉部門のほうにおいては、早速、何がこのメニューとできるか、そういった会議も開いていただいたと、このようにお聞きをしております。早速に取り組んでいただいているお姿に感動しております。

また、建設部ですね、昨日、ちょっと風が強い日がございまして、要するに柳の木が倒れているという苦情を受けて、早速、部長のほうにお電話をいたしましたら、すぐに解決をしていただきました。先ほど景観、これを維持していく、そういったものにこのメニューが使えるんじゃないかということでございましたので、柳の木、これが寿命が20年ほどしかない。そういうサイクルでしっかり管理をして植え替えをしていく、そういったものにも使えるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど産業経済部のほうからは横の連携ということでお話をいただきました。ただ、どうしても柳川市の職員といいますか、どこの自治体もそうなんですけれども、なかなか横の連携というのは難しいんじゃないかなというふうに過去の経験も踏まえて私は思っているんですけど、やはり縦軸をしっかり通して、そこが指令していく、こういうふうな仕組み、こういったものも必要じゃないかなというふうには思っております。

最後に、この議論を通じて、最初の議論は子育て支援、子供食堂のことでありました。柳川の子供であれば1食は絶対に食べられるんだと、こういった市長の強い思い、そしてまた、このふるさと納税を活用した高齢者、高齢者は柳川で暮らしたならば、心配なくこの柳川で暮らし続けていくことができるんだという、そのような強い強い柳川の市長としてのリーダーシップを図っていただきたいなというふうに思っております。

今回の議論を通じて、市長、感じられたことを最後に一言よろしく願いいたします。

○市長（松永 久君）

子供食堂とふるさと納税で高齢者ということで、まず、子供食堂につきましては、子供の貧困ということが昨今取り上げられております。こういう中で、特に、夏休みの長期期間中は子供が一人になる時間が長くなるということで、今回の御提案で、地域の交流拠点とかになっていって、子供食堂をする上でいろんな問題点はございます。その中でも1つずつ解決していきながら、この子供食堂が全校区的に広がればというふうに思っております。

今回、柳河校区でまず手始めにさせていただくということで、甲木議員が御支援いただいておりますということで聞いております。ありがとうございます。ぜひ菊次議員においても御支援をお願いしたいと思います。

高齢者につきましては、長生きするということだけではなく、先月、フレイル予防の研修に行かせていただきました。その中で、フレイル、社会参加、そして、食事、運動が一番重要だろうということを聞いております。そういう中で、その分についても取り組んでまいります。よろしくお願いします。

○議長（荒木 憲君）

これを持ちまして菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時2分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、13番佐々木創主議員の発言を許します。

○13番（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。いつも最終日、後ろのほうでございましたが、今回、久しぶりに早い順番で、議運の委員長が配慮してくれたのかなと。感謝なのか、恨みを申し上げるのか分かりませんが、昨日、サッカーのワールドカップで日本がチュニジアに4対0で勝利しました。6月12日以来、連日、ワールドカップの放送で盛り上がっています。しかし、今、我々日本国民は物価高騰にあえいでいます。令和4年に始まったロシア・ウクライナ戦争によって、ガソリンをはじめ、あらゆるものの価格が上昇しました。そして、今年2月26日、アメリカ、イスラエルによるイラン攻撃、イランによるホルムズ海峡封鎖によって原油の輸入が滞り、石油由来の製品不足は物価高騰に拍車をかけています。そして、先週の木曜日、アメリカとイランの戦闘終結の覚書が交わされました。予断を許さない状況ですが、今後、停戦の協議が調い、一日も早く物資不足が解消し、物価高騰が沈静することを願ってやみません。

本日は少子高齢化対策、高齢者福祉、市民の暮らしについて質問をさせていただきます。

去る5月29日、令和7年の国勢調査の結果が公表されました。日本の人口は1億2,304万9,524人で、令和2年の調査から309万6,575人、2.5%減少しています。全国1,719市町村のうち、90.6%の1,558市町村で人口が減少しています。柳川市は令和2年の6万4,475人から6万569人と、3,906人、6%減少しています。

この人口が減少していく中、次の時代を担う子供たちも減り続けており、妊娠・出産支援に始まり、子どもの医療費、学校給食、授業料無料化など、様々な取組が行われています。そして、増加していく高齢者。医療費、介護費も増加し続けています。介護保険によるデイケア、デイサービスに始まり、後期高齢者医療制度、特定健診制度など、様々な取組が行われています。

こういった少子高齢化の課題に対する事業は国が主導する形で行われてきましたが、国民も応分の負担をしてきています。そして、新たなサービスと新たな負担、次の局面へと展開しようとしています。こういう社会の動きの中で、柳川市がいかに効果的なサービスを提供していけるのか、いかに実効性のある政策を行っていけるのかが問われているわけであります。その現状と課題について本日は議論をさせていただきたいと思います。

そこでまず、柳川市の総人口、階層別の人口、出生数、出生率の推移についてお尋ねした

いと思います。

執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をよろしくお願いします。

○子育て支援課長（本田浩樹君）

本市の総人口の推移は、合併の年の平成17年3月末で7万6124人、令和7年3月末で6万1,088人と、1万5,036人減少しており、減少率は19.8%となっております。

次に、階層別人口の推移は、平成17年3月末で15歳未満の人口が1万536人、15歳から64歳までの人口が4万7,582人、65歳以上の人口が1万8,006人となっております。令和7年3月末では15歳未満が6,845人、15歳から64歳までが3万2,697人、65歳以上の人口が2万1,546人となっております。15歳未満の人口は平成17年3月末から令和7年3月末までに3,691人減少しており、人口比率は13.8%から11.2%に下がっております。また、15歳から64歳までの人口は1万4,885人減少しており、人口比率は62.5%から53.5%に下がっております。次に、65歳以上の人口は3,540人増加しており、人口比率も23.7%から35.3%に上昇しております。

次に、出生数、出生率につきましては、平成17年度は出生数355人、出生率が1.27、令和7年度では出生数322人、出生率は1.26となっており、出生数、出生率とも年度ごとにばらつきがありますが、平成17年度と令和7年度の比較では出生数は33人の減、出生率はほぼ同じとなっております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

ありがとうございました。

人口減少数、率、それと、15歳未満、65歳以上の高齢者、出生率、いずれも全国平均を下回っておるといいますか、数字が悪いわけではありますが、そういう中で、子供の支援、子育て支援、柳川も力を入れてきたんですが、これまでやられてこられた支援事業についてお尋ねします。

○子育て支援課長（本田浩樹君）

本市におきまして、子育て支援策のほうをやっておりますけれども、妊娠中の支援といたしまして、妊婦の健康診査やマタニティーセミナーに加え、助産師等による個別相談等を実施しております。

乳幼児期には、産婦や乳幼児の健康診査、赤ちゃんへの家庭訪問、ゆりかごサポート、産後ケア、離乳食教室や親子教室を実施しております。また、令和4年度に新設した地域子育て支援拠点施設「このゆびとまれ」では、子育てに関する相談会やセミナーなど、子育て世帯の交流の場の提供や地域のボランティア会員によるお預かり、送迎をサポートするファミリーサポート事業等を実施し、切れ目のない支援を行っております。

経済的支援としましては、妊娠時と出産後に交付する妊婦のための支援給付金や児童手当

の交付、就学後には小学校児童の給食費無償化に加え、柳川市独自事業として、令和8年度からは中学校生徒の給食費無償化、出産時と小・中学校の入学時に交付するやながわ子ども・子育て応援金、中学生までの医療無償化などの経済的支援のほか、特定不妊治療費支援助成事業は県事業に上乘せの助成を行っており、県内でも数か所しかない独自の取組となっております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○13番（佐々木創主君）

今、全国一律の事業もあり、県の補助事業もあり、その中で、今、柳川市独自ということではいろいろやっていただいておりますし、水の郷の北側にある「このゆびとまれ」、あそこではいろんなサポートなり、精神的なケアとか、いろいろやっていただいておりますが、じゃ、こういう子ども・子育て支援の事業の事業費、その財源を教えてください。

○子育て支援課長（本田浩樹君）

令和6年度の子育て支援課の総事業費は約47.5億円、国からの補助金等が約23.6億円、県からの補助金等が約8.3億円、市の単費のほうは約15.6億円となっております。

なお、この額には子ども医療費ですとか給食費の無償化分などは含んでおらず、子育て支援課のみの予算となっております。

主な支出といたしましては、保育所や学童保育の運営費、児童手当、妊婦健診等になりますが、先ほど答弁いたしました産後ケア事業費5,360千円、ゆりかごサポート事業費1,000千円、ファミリーサポート事業費6,600千円、赤ちゃん訪問事業8,400千円等の補助金等も含まれており、これら4つの事業につきましては、事業費21,800千円、内訳につきましては、国費8,180千円、県費6,340千円、市費6,840千円となっております。

全額国費の事業につきましては、令和7年度から開始した妊婦のための支援給付金があり、昨年度は妊娠届出時の給付が354人、出産後の給付が294人、合わせた648件に対し、32,400千円を支給しております。

なお、この給付金は全額、子ども・子育て支援金で賄われるようになっております。

小学校給食の無償化の財源は国と県が2分の1ずつで、令和8年度予算としては約1.6億円が計上されております。また、市の独自事業である中学校給食の無償化分は令和8年度で約1.1億円程度、出産・入学時のやながわ子ども・子育て応援金は、令和7年度実績で出産306人に対し15,300千円、入学応援金として小学生456人、中学生555人に対し、合計30,330千円を給付しております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

子育て支援課で4,750,000千円、この所管以外が、給食費とかですね、これは足すと310,000千円ですか。総額50.6億円で間違いはないですかね。いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

その中で、これは柳川市の予算、三百数十億円、この中で、子育て支援関係だけで50億円

を超える金額を活用しておるということでございますが、それに加えて、今年度から子ども・子育て支援金制度というのが始まったというふうに聞いておりますが、その制度の概要を教えてください。

○子育て支援課長（本田浩樹君）

子ども・子育て支援金は、妊娠、出産から育児まで一貫した必要な支援を切れ目なく行うために制定されており、市町村が自由に使える財源ではございません。

拡充される給付の例として挙げられているものは6つありまして、1つ目が児童手当の拡充で、令和6年10月より支給対象年齢が中学校修了までから高校生年代までに拡大され、第3子以降の支給額が30千円に増額、所得制限の撤廃など、制度が改正されております。

2つ目が妊婦のための支援給付で、妊娠・出産期の経済的負担軽減を図るための事業で、妊娠の届出時と出産後の2回に分けて給付しております。

3つ目に、子供が2歳未満の期間に短時間勤務を選択した場合、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給する育児時短就業給付、4つ目が、出生直後に両親ともに育児休暇を取得した場合に手取り10割相当額を支給する出生後休業支援給付となります。これらの財源も全額、子ども・子育て支援金となります。

5つ目が本年4月から実施されているこども誰でも通園制度ですけれども、こちらのほうは就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる制度となっております、財源は子ども・子育て支援金が2分の1、国費が4分の1、県と市がそれぞれ8分の1となっております。

6つ目は、育児期間中の国民年金保険料免除措置で、国民年金第1号被保険者を対象に、本年10月から実施されます。

これらは国のこども未来戦略の加速化プランで掲げられた若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援の3つの基本理念に基づき実施される子ども・子育て支援拡充のための原資となります。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

児童手当が高校生まで拡充を、これは既に実施をされてありますよね。それに加えて、妊娠と出産のときに50千円、50千円と。それと、育児で休んだ場合の賃金補填でありますとか国民年金の保険料を10割支援とか、かなり手厚くなったわけで、これは全て国策でやられるということですね。全国一律の制度で間違いないですね。

それで、先ほど出生数、出生率、話をしましたが、どれだけ若いお父さん、お母さん、その前に結婚する人たちがなかなか、最近では晩婚化、結婚して子供を産もう、1人じゃなくてもう一人産もうという気になっていただくのか。これはやっぱり数年たたないと結果が出ないので、そういう状況を見て、さらに国がいろんな支援策をしていくのか。市町村でいろい

ろこれに限らず、豊かな財源を活用して、先ほどのふるさと納税じゃありませんが、200億円、300億円と集める自治体は様々な取組をやっておられ、人口を呼び込み、策も羨むようなですね、我が市に住んでいただくと1,000千円あげます、子育てに何十万円あげますと、羨ましいですね。そういう効果を上げておる自治体があることも事実であります。

じゃ、柳川市はこういう子ども・子育て支援金制度を含めて今後どういう子育て支援をされていかれるのか、お尋ねします。

○子育て支援課長（本田浩樹君）

子ども・子育て支援金制度開始のタイミングで、独自の給付や保険料、副食費の独自補助など、新たな事業を展開している自治体もありますが、先ほど申し上げましたとおり、今回の子ども・子育て支援金が本市事業の財源となるわけではありませんので、今のところ子育て支援の新たな事業は検討しておりません。

まずは現在実施しております妊娠、出産から産後の切れ目のないケアを充実させることが優先だと考えております。

今後も、柳川に住んで結婚し、子供を産み育てたいと思ってもらえるよう、国や県、近隣自治体の動向や状況を注視しながら、子育て世代のニーズに合った支援やサポートを検討していきたいと思います。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

柳川では新たな事業は考えていないということですが、この差は何かというと、先ほどの話、ふるさと納税制度だけじゃありませんが、やっぱり財政力の差、財政的な力の差は現実としてあると思うんですよ。ただ、差はありながら、子育て支援の中身、「このゆびとまれ」で様々な支援制度、マタニティー教室とかですね、マタニティーブルーじゃありませんが、いろんなケアをなさっていて、あそこのスタッフも本当に熱意を持ってやられていることは私も存じ上げております。

この子育て支援が注目をされるようになった頃、今から二十数年前、当時、大木町が先進地でしたね。大木町に住んでいる若いお母さんたちと話す機会があって、私は大川に住んでおりましたが、結婚を機に大木町に移ってきましたと。それはいろんな経済的な理由とか、通勤に便利な駅が近いとか、地価が安いとか、そういう理由もあったと思いますが、その方々が同一に言われたのが、本当に大木町は子育て支援が手厚くてしやすいんですと評判になりました。なぜか。保育園とか給食費とか、今どの自治体もやっておるような子どもの医療費無償化とか、いち早く大木町はやったんですね。だから、大木町は子育てがしやすい町というイメージができた。そういういち早くほかの自治体に先駆けてやること、それと、先ほどの中身、やはり柳川というのは非常に手厚いですねと、お金だけじゃないですねということも必要かもしれません。そういった意味で、担当当局ですね、この議員の中にも非常に

そのことに熱心な議員もいらっしゃるし、実際に子育てしている議員もいらっしゃるから、そういうのを含めて、いろんな意見を取り入れてやっていただきたいと思います。

それで、高齢者の福祉に移りますが、65歳以上、75歳以上の方々の推移を教えてください。

○市民課長（成清和政君）

本市の65歳以上の人口の推移は、平成17年3月末で1万8,006人、令和7年3月末で2万1,546人となっており、増加率は19.7%となっております。

そのうち、75歳以上の人口の推移は、平成17年3月末で8,480人、令和7年3月末で1万2,340人となっており、増加率は約45.5%となっております。

○13番（佐々木創主君）

市役所の職員、60歳定年が現在は65歳。社会を見ておりますと、70歳でもお元気で頑張っ
て現役で仕事をしていらっしゃる方は本当に少なからず見かけます。そういった意味で、こ
の65歳以上が高齢者という定義もそろそろ見直すべき時期に近づいているんじゃないかなと
いうふうにも思うんですが、ただ、さはあれ、こういう年齢刻みの中で議論するしかないの
で、それを踏まえてお話をしないといけませんが、じゃ、介護保険ですね、介護認定の状況、
65歳以上、75歳以上の推移を教えてください。

○福祉課長（小池由希君）

介護保険認定者の推移を平成21年と令和7年それぞれの3月31日時点の数字で、65歳以上
及び75歳以上それぞれの人口と介護度別の人数、それから、割合の順に申し上げたいと思
います。

平成21年、65歳以上の人口1万9,173人中、要支援が827人で4.3%、要介護が2,179人で
11.4%、75歳以上の人口が9,670人中、要支援が722人、7.5%、要介護が1,926人で19.9%と
なっております。

続いて、令和7年です。65歳以上の人口が2万1,546人中、要支援が1,110人で5.2%、要
介護が2,852人で13.2%、75歳以上の人口が1万2,340人中、要支援が1,009人、8.2%、要介
護が2,651人で21.5%となっております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

65歳以上、この数字は65歳から74歳の数字でよろしいんですね。そうじゃないですかね。
65歳以上を、100歳というか、それを全て含んだ数字ですか。ちょっとその辺をきちっと申
し上げていけばよかったですね。

ただ、65歳以上が要支援、要介護を含めて平成21年が15.7%、75歳以上が要支援、要介護
を含めて27.4%、これが令和7年には65歳以上が18.4%、75歳以上が29.7%ということで、
いずれも増えておる。

それで、総人口のそういう階層の方々の75歳以上に至っては、3割の方が何らかの障がい

といいますかね、抱えて介護認定を受けておる。平成21年当時は27.4%、微増といいますかね。柳川市は要介護、一人でお元気に過ごせるようにということでいろいろやっておられるけれども、ただ、増えておることは事実。この辺の対策が非常に重要だと思うんですけどね。

それで、高齢者支援の利用状況、費用、財源を教えてください。

○福祉課長（小池由希君）

高齢者を支援します様々な事業につきましては、それらを実施する費用としまして、福岡県介護保険広域連合からの地域支援事業交付金約212,830千円を活用しております。また、事業継続のため、参加者の皆様に300円から500円程度の御負担をお願いしているものもございます。

自己負担以外の事業費をこの地域支援事業交付金で全て賄っている事業には、買い物支援付き介護予防教室、それから、トランポリン健康教室、元気が出る学校などがございます。

買い物支援付き介護予防教室について御説明をさせていただきますと、昨年度から昭代地区と中島地区の2か所で実施をしております、対象者は実施地区にお住まいの65歳以上、車をお持ちでなく、一人でスーパーまで行くことが困難な方としております。実施は月2回で、送迎及び移動はジャンボタクシーで行います。各公民館などで介護予防健康教室に参加をした後、昼食を取っていただいて、帰りはスーパーで買物をして帰宅をしていただくという流れになっており、大変好評をいただいております。令和7年度の事業費は、こちらで約2,771千円となっております。

続いて、財源の一部に一般財源も活用している事業といたしまして、配食サービスや地域デイサービスなどがございます。配食サービスは正式な名称を配食による高齢者見守り事業といいますけれども、見守りや栄養の確保が必要な在宅の独り暮らし高齢者等の状況を定期的に把握するとともに、バランスの取れた食事を提供することで、住み慣れた地域で自立した生活を継続していただくことに寄与していると考えております。令和7年度は261人に御利用いただいて、3万1,559食を提供いたしました。事業費は約8,836千円となっております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

今御紹介いただいたケアトランポリンは、成松元副市長が福岡県庁に帰られて紹介いただいて始まった事業と。新谷議員もおっしゃっていましたが、昭代公民館に行ったら、何かキーンキーン声が聞こえてきたから何やろうかと思って扉を開けたら、高齢の方々がトランポリンをして、キーンキーン喜んで、私にも教室数を減らさないでくださいという声をいただいたことがありました。これは現在、介護給付事業ということでやっておられて、あと、買物付きの事業ですね、買い物支援付き介護予防教室、これは何か定員いっぱいだそうですね。やっぱり高齢者の皆さん、足がない。買物をジャンボタクシーで、教室、いろんな指導を受けて、体操か何かするのか知りませんが、非常に好評だと。これを今年度から昭

代、中島からほかに広げていくということでございますが、じゃ、先ほどの医療費、介護費、この費用の状況、推移を教えてください。

○健康づくり課長（金子成人君）

国民健康保険、後期高齢者の医療費とその財源についてお答えいたします。

まず、65歳から74歳までの国民健康保険に関する医療費の推移についてですけれども、平成20年度は約3,140,000千円、平成27年度は約3,924,000千円、令和6年度は約3,292,000千円となっております。また、75歳以上の高齢者は全員、後期高齢者医療保険に加入いたします。

後期高齢者医療費につきまして、平成20年度は約9,903,000千円、平成27年度は約12,249,000千円、令和6年度は約13,445,000千円となっております。

財源につきまして、国民健康保険は県から普通交付金として交付されますが、その内訳は、おおよそ保険料等が3分の1、国、県が3分の1、前期高齢者交付金が3分の1となっております。

後期高齢者医療保険は、公費が国、県、市合わせて約5割、現役世代から徴収する後期高齢者支援金が4割、残り1割を後期高齢者が支払う保険料で負担しております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

国保は平成20年と令和6年、約1億円程度の増ですが、75歳以上の後期高齢者は99億円から130億円、35億円増えておる。介護保険も約20億円。年々その数も増えておりますけれども、かなり増えておるということですね。

先ほど介護給付以外の高齢者支援の事業をいろいろ言っていて、なるべく介護状態にならないように、自分で自立して生活できるような、そういう支援策を紹介いただきましたけれども、今の医療費、介護費に比べると、212,830千円、できれば10億円ぐらいこういうのに活用できるといいんでしょうが、これは介護保険の広域連合からの給付ということで、これは限度額があると思いますので、そうすると、自主財源をいかに確保してそういうサービスを手厚くしていくのかということでございます。

それで、今、いろいろ医療、介護費、認定者数、話をしていたんですが、この高齢者支援、後期高齢者医療、それと介護給付、これは保険料で賄われておりますけれども、その推移といいますか、財源、これは市民も負担していると思いますけれども、その辺のところを説明してください。

○健康づくり課長（金子成人君）

本市の国民健康保険加入者が後期高齢者支援金分として負担している金額は、令和7年度1人当たり月平均は2,266円となっております。

介護保険分につきましては、40歳から64歳の対象者に課税されております。令和7年度1

人当たり月平均は2,821円となっております。

また、令和8年度からは保険料に子ども・子育て支援分が新たに入ります。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○13番（佐々木創主君）

この後期高齢者の支援分と介護保険、これは7年度の数字を今答弁いただいたんですが、これはずっと前から同じ金額ですか。

○健康づくり課長（金子成人君）

国民健康保険の後期高齢者支援分といたしましては、令和6年度が2,145円とか、平成27年度は1,594円となっております、変化しております。介護保険分につきましては、令和6年度2,734円、平成27年度は2,173円と変化しております。

○13番（佐々木創主君）

介護給付、後期高齢者の医療給付、上がっておる。その原資、足らなくなるわけですから、国保の後期高齢者支援分が1人当たり月平均、平成27年が1,500円、令和7年が2,200円、700円も上がっておる。40歳から64歳までの方々の介護給付の支援分、平成27年が2,100円、令和7年が2,800円、700円。恐らく今後も増えていくんでしょう。増えていかざるを得ないんだと思うんですよ。これは介護給付分ですからね。その中から先ほどの210,000千円、余った金額とは言いませんが、ただ、元気になっていただく、そっちに回すお金よりも、医療分と介護給付、こちらに回さざるを得ないから、元気が出るほうにお金を出せないという、これが数字が物語っております。

先ほど今年度から子ども・子育て支援金制度が始まったと。育児で休業したら給料を補填します、国民年金の保険料も10割補填します、非常に手厚くなった。じゃ、この原資はどこから来るのか。我々国民も応分の負担というのが新たに出てきたように聞いておりますが、その辺をお願いします。

○健康づくり課長（金子成人君）

令和8年度からは保険料に子ども・子育て支援分が新たに追加で徴収されます。被保険者が御負担いただく金額は、令和8年度1人当たりの月平均は国民健康保険は241円、後期高齢者医療保険が180円となっております。

また、こども家庭庁の試算によりますと、今後の負担額は国民健康保険は令和9年度300円、令和10年度400円となり、後期高齢者医療保険では令和9年度250円、令和10年度350円となることを見込まれております。

なお、協会けんぽや健保組合などの被保険者の1人当たりの月平均負担額は令和8年度300円、令和9年度400円、令和10年度500円と見込まれております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

先ほどの後期高齢者医療、介護保険等に我々若い世代といいますか、私ももう前期高齢者ですから若いとは言いませんが、若い20代、30代、みんなが負担しておるということですが、ついに子育て支援にも応分の負担を求めると。先ほどの後期高齢者医療と介護保険、年齢がそれぞれですけれども、これはゼロ歳から100歳、全ての方が負担するんですか、ちょっとその辺をお願いします。

○健康づくり課長（金子成人君）

子ども・子育て支援におきましては、18歳未満につきましては全額免除となりますけれども、その分をほかの方で負担するという形になります。

○13番（佐々木創主君）

これは令和8年度から既に始まっておると。これは皆さん御存じですか、ひな壇の方々。私、市民の皆さんは知らない人がほとんどだと思うんですけどね。これは知らせなくていいんですかね。これは今年、国保なり後期高齢者医療、それぞれの健康保険に加入している方々は負担するんでしょう。知らせなくていいんですか。突然どんと来る。毎月400円程度ですけれども、その辺、どうなんでしょうか。

○健康づくり課長（金子成人君）

国民健康保険におきましては、4月から3庁舎のほうで窓口チラシを置かせてもらっております。それから、7月上旬、ホームページ等で周知予定をしております。それから、後期高齢者のほうも同じように市報の7月号なりホームページでお知らせしようと考えております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

窓口とかでチラシを置いておると。ただ、これだけの物価高騰の折、特に高齢者、年金、国民年金だけの暮らしの方々を含めて、現役世代の方々も本当に毎日毎日の買物、食費を切り詰めるとか、いろんなことで苦勞しておられる中、こういう負担が生じる話、これは制度がこういうふうになりますよと、こうやって国民負担も発生しますよと、これはもう昨年から分かっていたんでしょう。やはりこれは何で俺たちが負担せやんという声は恐らく上がるんじゃないかなと。厚生労働省のチラシには、何で私たちが負担するのとQ&Aも載せてありますけれども、その辺の対応はやっぱり事前説明を含めて丁寧にしないといけないと思いますが、これ以上この件を追及してもちょっと時間がもったいないので、次に行きたいと思っておりますけれども、その前に、先ほどの後期高齢者医療の支援分、介護保険1千円、700円上がったと。この子ども・子育て支援も、今年が国保が241円、令和10年度には400円ですね。ということは、これも徐々に徐々に上がっていくと思っておったほうがいいと思うんですよ。そういった意味で、国のやることですから、国の発表がないと分かりませんがね。

ただし、子ども・子育て、こういう支援策で効果が出るのは、来年、再来年、効果が上が

るわけじゃないですよ。こういう政策で子供たちが成人になって、現在、全国平均で1.9人で65歳以上の人を支えていると。前は4人、5人、10人で1人の老人を支えておったと。これが1.9人。柳川は1.5人で65歳以上の人を支えているという計算になるんですよ。そうすると、1を切るのも時間の問題じゃないんですが、じゃ、子供たちが増えて成長して、それで1.5人どころか2人、3人で1人を支えるというところまでいくかどうかは分かりませんが、ただ、この子ども・子育てを含めて、こういう少子化対策は効果がばっと出るわけではありませんけれども、やはり20年、30年かかる。その間にどう手当てをし、人口減少のこういう時代の中、いかに市民サービス、インフラ整備、道路に穴が空いた、側溝をどげんかしてくれ、護岸をどげんかしてくれ、市政全般のことを賄っていくのか、これはやっぱり大変な問題だというふうに私は思う。そういう意味で、じゃ、道路整備、アスファルトを整備しますから、20年ほど前に宮崎県の椎葉村、金がなかけんできません、いや、俺たち村の人間が出るけんがら、材料だけでん持ってきてくれると俺たちがつるはしとトンボを持ってきてするけんという時代が来ないとも限らない。非常に厳しい時代であるということでもあります。

そういった意味で、やっぱりそれなりの数の子供たちが生まれてくれて、そして、今の教育じゃありませんが、やはり自分たちがこの社会を支えていこうと、みんなで今まで頑張ってくれた大人たちを支えていこうと、そういう気持ち、心持ちをする、そういう教育も重要だということだけ申し上げておきたいと思います。

それでは最後に、市民の暮らしに移りますけれども、柳川市内の勤労者の収入、所得の推移、それと、昨今、毎年、春闘で4%、何%賃上げと。ただ、それが中小企業には至っていないという話があるんですが、賃上げの状況を教えてください。

○税務課長（横山 章君）

市内勤労者の収入、所得の御質問でございますが、市内に住所を置く方の収入、所得の推移としてお答えいたします。

毎年、総務省が県を通して実施しております市町村税課税状況等の調により、令和5年度から令和7年度までの各年度分についてお答えいたします。

なお、各年度はその前年中である1月1日から12月31日までの所得分となりますので、例えば、令和5年度分は令和4年1月1日から12月31日までの所得ということになります。

また、市町村税課税状況等の調は所得金額ベースの基礎資料ですので、収入金額は独自算出ということになります。

内訳につきましては、給与所得者、営業等所得者、農業所得者の分類ごとに、納税義務者1人当たりの収入金額、所得金額の推移を申し上げますが、給与所得者で農業を兼業している人は、給与と農業のいずれか多いほうの所得に区分するなどの分類を行っております。

各年度は収入金額、所得金額の順で申し上げます。

まず、給与所得者、令和5年度、1人当たりの収入金額4,250千円、所得金額2,860千円、

令和 6 年度……（「5 年度と 7 年度だけでいいです」と呼ぶ者あり）令和 7 年度、4,410 千円、2,960 千円です。

次に、営業等所得者です。令和 5 年度、24,980 千円、4,240 千円、令和 7 年度、27,850 千円、6,100 千円。

次に、農業所得者です。令和 5 年度、18,190 千円、3,900 千円、令和 7 年度、18,800 千円、4,180 千円です。

最後に、福岡有明海漁業協同組合連合会の共販実績によるノリ生産高と経営体数から割り出した 1 経営体当たりのノリ生産高の推移を申し上げます。令和 5 年度は 38,610 千円、令和 7 年度は 35,920 千円です。

以上でございます。

○商工・ブランド振興課長（金子幸喜君）

私のほうからは賃上げの状況についてお答えいたします。

全国商工会が実施いたしました令和 8 年度賃上げ等に関するアンケート調査に係ります福岡県内の状況でお答えいたします。

柳川市を含めました県内 129 社から回答がありまして、賃上げを実施したが約 37%、実施予定が約 42%、検討中・現段階では未定が約 16%、現状維持が約 5% となっております。

賃上げを実施した及び実施予定と回答した事業所の賃上げの状況でございますが、業績の好調、改善といった前向きな賃上げと、業績は横ばいだが、雇用確保のためのいわゆる防衛的な賃上げの割合、これはそれぞれ半々となっている状況でございます。

市内事業所の賃上げの状況についてでございますが、アンケート結果によりますと、サンプル数が少なくて限定的でございますが、全ての事業所が賃上げを実施した、または実施予定となっております。

以上でございます。

○13 番（佐々木創主君）

今、県内 129 社と、そのうち 79% が実施、もしくは検討中と。ただ、129 社とおっしゃいますが、福岡県内の企業数は 13 万社ですからね。13 万社のうちの 129 社、0.1%、これは恐らくそれなりに賃上げをしようというところを中心に回答した。0.1% ですから、これはあんまり参考にならない数字ですけども。

それで、物価が上がり続けて、石油由来製品、ナフサ由来の物がばか高になって、エアコン設置の電気屋さんが材料費が 3 倍、5 倍になっておるとか、本当にいろんな物品を含めて、工事関係の資材から、非常に値上がりが大変です。そういった意味で、市発注の事業にも影響があると思いますし、それなりの配慮をされるというふうに先日お聞きしておりますが、1 つ、総務省が物価高騰、そして、こういう賃上げ、これをそれなりに市の発注の発注費に含めると、交付税措置をしますよと、それなりに配慮をしますという話があったんですが、

その公的需要の市事業への価格転嫁、この総務省の方針、これは柳川市は対応はいかがでしょうか。

○総務課長（立山武敏君）

公的需要の市事業への価格転嫁についてお答えいたします。

建設工事等においては、契約後であっても経済情勢の変化に応じて契約金額を増額できる仕組みがあります。具体的には、主要資材の価格急騰に対するスライド条項の適切な運用や、国の公共工事設計労務単価の引上げ等に伴う特例措置を講じることで適切な価格転嫁を進めているところでございます。

建設工事等以外につきましては、国や県の動向を注視し、適切に対応したいと考えております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

対応していただくということですから、受注業者さん、物品の納入業者さん、赤字にはならないと思いますし、ただ、その業者さんたちが市の発注事業だけで全て賄っておられるわけじゃないので、どれほど従業員さんの賃金に反映するのか分かりませんが、市はそれなりの対応をしていくということですね。

それで、いろいろ国も昨年度12月の補正予算で巨額の予算を組んでくれて、柳川市にも8億数千万円来て、市長が決断をされて市民1人当たり8千円の藩札を配っていただいて、ただ、先日成立した国の補正予算にはそれほど額はなかった。柳川市に35,000千円ですか。8億円から比べると、35,000千円なので、どれほどのことができるか分かりませんが、いずれにしても、その次の国策といいますか、国の方針を待つしかない。それと、市の事業者、市の政策としていろいろ工夫しながらやらないといけないんですけども、その中で、やはり市民の利便性を向上させるという意味で、昨年12月、先ほどの買い物支援付き介護予防教室じゃありませんけれども、巡回バス、昭代線なんかね、最初古賀から乗ると、セツ家、大沢まで行って、宮上に行って、沖田に行って、柳川市に着くの1時間かかると。大和線でもどこでもそうですよ。それで、アンケートでは非常に重宝しておると。ただ、市民全体でいうと、3割程度、2割程度しかこういうのを利用したことないということですから、オンデマンド、ドア・ツー・ドアで家から目的地まで迎えに来てくれる、これを早急に導入すべきという話をしましたが、その後、いかがですか。

○総合政策課長（飯田義親君）

市民の暮らし、市民生活の利便性の向上につきまして、公共交通という観点から、まず、現状を述べさせていただきます。

既存コミュニティバスの今後の在り方や、路線バス、タクシーをはじめとする地域の交通事業者の運行状況を整理した上で、地域の実情、住民ニーズ、デジタル技術の活用、持続可

能性などの視点に立ち、デマンド交通を含めたあらゆる方策を総合的に検討した上で、柳川市の実情に合った、そして、地域の将来を見据えた公共交通体系を構築していくため、令和9年度末までに策定いたします次期柳川市地域公共交通計画と併せる形で具体的な検討を進めてまいります。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

昨年12月、市長は市内の交通事業者さんに聞いてみないと分かりませんと。ただ、今年5月に総務常任委員会で視察に行った安曇野市、こちらは市内のタクシー業者さん、そこが担っておられる。そしたら、タクシーに乗ったとき運転手さんにいろいろ聞いたら、最近、若い運転手が入ってきましたと。飯が食えるんですね。需要が増したのか、地域特性なんかがあるか分かりませんが、そういうことなんですよ。だから、令和9年度云々とは言わずに、一つモデル事業として、昭代線でも両開線でもどこでもいいですよ、どこか選んでやられたらいかがですか。私はね、もう時間がないので、これ以上申し上げませんが、一日でも早く検討してやるべきだと思います。

それと、先ほどの市民サービス、子供の子育て支援、やはり原資ですよ。そのために、昨年度4億円だったのを6億円を目標に、いや、7億円まで目標にしたいと言われたふるさと納税制度、期待をしております。まだ2か月しかたっておりませんが、その辺の取組状況と意気込みを教えてください。

○商工・ブランド振興課長（金子幸喜君）

今年度は体制強化のためにふるさと納税中間事業者を変更しております。これによりまして、全ポータルサイトへの再掲載が必要となっております。3月より順次移行作業を進めております。4月中に実績トップ100商品を優先的に掲載を終えております。現在は残る商品の掲載に全力を挙げております。

また、返礼品登録事業者との連携を強化するために、全ての事業者を個別訪問いたしまして、新商品開発等の協議を行っております。新商品は9月受付開始を目指しております。

このほか、ポータルサイト運営会社との関係性の構築のために、市長自ら運営会社を訪問してトップセールスを行っております。さらに、プロモーション活動としましては、ポータルサイト内キャンペーンへ積極的に応募して、また、イベントにも積極的に参加をいたしまして、本市の露出、それと、認知度の向上を図っております。加えまして、近隣自治体の成功事例を参考に、共通返礼品、この中で市場人気の高い商品に新たに組みたいと考えております。

今後も返礼品事業者と中間事業者と協働をして、寄付獲得に向けて職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

いずれにしても、ない袖は振れないじゃありませんけれども、中身、それと、それを裏づけるだけの原資、そして、日々、職員の方々を含めたやっぱり手厚い心を込めたそういう取組、それと、その原資の確保、とにかく待ったなしの状況でございますので、しっかり頑張ってくださいようお願いをして、終わります。

○議長（荒木 憲君）

これをもって佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、17番緒方寿光議員の発言を許します。

○17番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんこんにちは。緒方寿光です。議長より発言許可がありましたので、3月議会に引き続き、今期における15回目の一般質問を行います。

今回の質問は大きく3点です。

初めに、本市におけるコミュニティバス運行の改善並びに予約制乗合バス・タクシー、つまりはデマンドバス・タクシー等の早期導入による高齢者などの移動手段の確保につきまして質問をいたします。

松永市長におかれましては、昨年4月に柳川市長に就任され、昨年の令和7年6月12日に議会定例会において令和7年度の所信表明を述べられました。そして、その所信表明の中で、心身ともに元気で長生きできる高齢者や障がい者に優しい地域づくりを行うとされました。

また、昨年の令和7年度に実施されました柳川市民アンケート調査におきましては、現在のコミュニティバス運行の早期改善に対し、既に市民よりあらゆる意見や要望が上がっております。

その内容を申し上げますと、70歳代男性からは、福祉循環バスの運行ではなく、デマンドタクシーにしてほしい。50歳代男性からは、現状で利用しにくいコミュニティバスの運行路線などの見直し並びにみやま市など近郊地域とのコミュニティバスの広域連携が必要ではないか。60歳代女性からは、コミュニティバスは一度利用したが、西鉄電車利用時には利用しにくかった。改善が必要ではないか。60代男性からは、市内のコミュニティバスや路線バスが通っていない地区が多過ぎる。市内の交通機関が不便過ぎる。車がないと買物、観光や病院にも行けない。交通機関の充実を望む。50歳女性からは、ルートを見直すと、もっと利用する人が増えると思う。病院の前で止まるが、ルートが違って使えない。高齢者がよく利用

すると思うので、本市においてアンケートや聞き取りをされてはいかがか。70代女性からは、高齢となり、町なかから離れて住んでいると買物、通院に困る。コミュニティバスは乗るにも降りるにも家から遠くて利用できない。ぜひ対策を考えてほしい。50代女性からは、市内のコミュニティバスは不便である。家族が車を運転しないので、市内の病院に行くにしても本数が少なく、仕事の途中で許可をもらって迎えに行くことになっているなど、7点であります。

そこで、昨年6月の松永市長の所信表明、さらには昨年夏にアンケート調査がなされ、問題点を把握されてから既に1年が経過しようとしている中で、これまで1年間において現行のコミュニティバスの運行の改善などの具体的な取組がどのように進められ、結果としてどうなったのか、公表をいただきたいと思います。特に、八女市、みやま市ではデマンドバス・タクシーが導入され、高齢者の利用が増加し、好評のようであります。本市の取組と内容、また、市長の見解と方針を率直にお聞きいたします。

2点目の質問です。

本市の敬老会を復活してほしいという意見が数多く寄せられております。本市においては、令和7年度以降は柳川市主催の敬老会開催が中止となっております。そのような中で、高齢者の方々より、1年に1度楽しみにしていた敬老の催しがなぜ中止されたのか、大変残念に感じる、中止された理由をお聞きしたい、ぜひ復活してほしいと、老人クラブの会員の方や高齢者の方々から数多く私のほうに意見が届いております。

松永市長におかれましては、市長就任後の令和7年6月に所信表明をされ、人生100年時代の社会づくりが進められる中、高齢者から若者までの全ての市民が元気に活躍し、楽しく長生きできるまちづくりを進めるとされました。しかしながら、令和7年度においては柳川市主催の敬老会の開催は中止されました。ある市民の方からは、敬老会の意義は、高齢者の長寿を祝い、感謝を伝えるとともに、健康づくりや見守り、多世代交流を通じて高齢者の社会参加と地域福祉を促進することにあるのではないかと。また、敬老会は、長きにわたって社会に貢献してきたお年寄りを敬愛し、長寿を祝うことが目的で、同時に、若者が高齢者福祉に関心を深める機会ともなるのではないかと。言われておりました。

また、実態として、本市の敬老会事業は令和6年度まで毎年行われ、実績金額として毎年年間約25,000千円前後の交付がなされて実施をされてまいりました。

そこで、なぜ松永市長就任後、中止されたのか、その理由をお聞きいたします。

また、現時点において本市主催の敬老会開催を復活してほしいとの多くの意見がある中において、本市として敬老会開催に対しどのような調査が行われ、柳川市内の高齢者の声を具体的にどのように聞き取られているのか、同時に、問題点を把握され、改善のための協議などが行われたのか、市長の見解並びに今後の具体的方針をお聞きいたします。

3点目の質問です。

私自身として、本市の経済波及効果を高めるために、本市独自の観光周遊券などの企画及び販売を行うべきではないかと令和7年12月議会において提案し、執行部からの答弁として、有効なものとする、検討していきたいとのことであります。

また、松永市長におかれては、昨年の令和7年度の市長就任後の所信表明におきまして、観光業においてインバウンドの増加が目立っており、それに対応することが重要と考えており、外国人向けのPR、広報活動を充実させるとともに、インバウンドの求める日本文化の体験として、本市の農業や漁業体験などのコンテンツを新たに開発し、積極的に柳川に呼び込んでいくとの所信表明でありました。

御存じのように、柳川観光の実態として、2024年の年間の入り込み客数は約120万人、1人当たりの観光消費額は約5,700円、年間宿泊者数は約12万人、年間の北原白秋生家記念館入館者は約2万6,000人、年間の川下りは約40万7,000人、御花、立花家史料館は約4万5,000人となっております。

そして、本市の観光振興計画の成果指標として、2025年の新しい指針は、入り込み観光客数160万人、外国人観光客数40万人、観光消費額102億円、1人当たりに直しますと、観光消費額が6,300円、延べ宿泊人数が12.5万人、リピート率67%とされております。

そこで、成果はどうだったのか、さらに、今年度の指標、その指標に対し、どのように推移しているのか、ぜひ公表していただきたいと思います。

柳川市におきましては、これまで滞在時間をどのように延ばすかが柳川観光の問題とされてきました。そこで、これまで私自身が提案してまいりました観光周遊券は、柳川市独自の観光周遊券発売により、川下り、北原白秋生家、戸島氏邸、御花、立花家史料館、日帰り温泉利用、宿泊などを周遊セットにした割引の利いた周遊券をつくり、観光協会、観光案内所などで販売をし、観光客に市内をじっくりと散策していただき、滞在時間を増やしていただき、さらには川下り船頭体験、漁業体験、農業体験を組み合わせた柳川体験がチャレンジできる企画商品も特に外国人観光客には魅力と感じられると考えております。そのことで、これまで以上に経済波及効果を高めることが可能となるのではないかと強く考えているからであります。

そこで、松永市長のこれまでの具体的取組とその内容、今後の具体的方針について質問をいたします。

以上、3点になります。

これから先の具体的な質問は自席より一問一答で行います。執行部におかれましては対応方をよろしくお願いします。また、議長の取り計らいをお願いし、壇上からの質問は以上となります。

○17番（緒方寿光君）続

まず初めに、コミュニティバスの実態についてお尋ねをいたします。

本市におきましてコミュニティバス運行に対する費用がどれだけかかっているのか、教えてくださいたいと思います。

○総合政策課長（飯田義親君）

コミュニティバスは、民間の交通サービスが届きにくい地域で、地域における移動手段の確保と地域福祉の向上を目的として運営しているものであります。

令和7年度のコミュニティバス運行に係る費用につきましては40,126千円であります。財源としては、運行収入が2,773千円、国からの補助が7,141千円あり、市の実質負担は30,212千円となっております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

ここ3年間、毎年6,000千円ずつ実質負担が増えている状況でございますが、1日平均で何人の方が利用されて、現在10路線で何台のコミュニティバスを使用されているのか、お聞きします。

○総合政策課長（飯田義親君）

コミュニティバスの利用実績でありますけれども、令和7年度の利用者数は2万7,448人、1日平均しますと90人の利用者がございまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、利用者は年々増加傾向にございます。

コミュニティバスは5台で運行をしてございます。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

バス停の数ですね、162か所あるということですが、1日平均利用者が1人以下のバス停の割合は令和7年度の実績でバス停全体の何%に上るのか、教えてくださいたいと思います。

○総合政策課長（飯田義親君）

1日平均利用者数が1人以下のバス停の割合ですが、令和7年度の実績によりますと、バス停全体の78.7%になります。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

1人以下のバス停が全体の約80%ということでございます。私自身は、運行の効率からいえば、これは大きな課題ではないかと思うわけでございます。本市としてそのことをこれまでどのような改善をされる対策を打たれてきたのか、教えてくださいたいと思います。

○総合政策課長（飯田義親君）

本市ではこれまでも運行ルートやバス停の追加など、継続的な見直しを行ってまいりまし

た。令和7年度では両開ひがしルート及び三橋ルートに新たなバス停を設置し、利便性の向上を図るとともに、利用者の少ない大和みなみルートの一部バス停を撤去するなど、運行効率の向上にも努めてまいりました。

また、令和3年度からは1千円の回数券をそれまでの11枚から12枚に増やし、よりお得に利用できるよう料金面の改善も行っておりましました。

さらに、令和5年度からはみやま市、西鉄バス久留米、堀川バスと共同で、市内路線バス及びコミュニティバスの無料乗車キャンペーンを実施し、公共交通の利用促進を図っております。

こういった取組などにより、利用者数は令和3年度から令和7年度まで増加傾向にあり、引き続き公共交通の利用促進につながるような取組を推進していきたいと考えております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

ありがとうございます。

増加傾向ということですが、様々な努力を重ねていただいていることは大変ありがたいと思っておりますが、ただ、柳川市の人口の推移を見ますと、大体毎年800人前後が減少して、令和8年3月時点で約6万人となりました。そして、先ほども議論がなされておりましたが、高齢化率、これは35.6%に上っております。そして、75歳以上の人口、毎年約250人ずつが増え続け、令和8年3月末では1万2,619人となっております。特に、65歳以上単身世帯数が増加しておりまして、令和8年3月では5,428世帯となり、毎年100世帯増加しておるところでございます。今後もこの高齢化率は年々増加していくのではないかなと、高まっていくのではないかなと思います。そういった中で、当然のことながら、利用率は増えていくということは当然のことだと思っております。

しかしながら、その中で、特に、私は実態をいろんな形で調べさせていただきましたが、その10路線の中で空き便率が最も高い路線、両開ひがし線、両開にし線で14.1%、大和にし線で11.5%ということでございます。ここは具体的にどのような改善がなされておりますでしょうか、それが1点と、もう一つは、先ほど冒頭に述べさせていただきました市民からの声、特に、ちょうどいい時間に発着するバスが少ないとか、目的地の施設からバス停が遠いとか、自宅に帰るときの公共交通の待ち時間が長いとか、悪天候、猛暑時は屋外で待つのは大変厳しいと。そして、自宅からバス停が遠く、高齢者にとって使いづらい。そしてまた、乗車時間が長く、大変使いづらいという声が上がっておるわけですが、ここについてどのような調査をされ、どのような課題を把握され、どのような改善が行われたのか、教えていただきたいと思います。

○総合政策課長（飯田義親君）

まず、コミュニティバスは、民間の交通サービスが届きにくい地域で、地域における移動

手段の確保、それと、地域福祉の向上を目的として運営をしているものでございまして、評価に当たっては、費用対効果のみならず、地域の暮らしを支える社会的インフラとしての重要な役割についても考慮をする必要がございます。

また、緒方議員からいただいた多くの市民の声、総合政策課のほうにも届いております。具体的に申し上げますと、便数を増やしてほしいとか、あるいは利用したい時間帯と運行時間が合わないといった声もございます。引き続き、これらについてはさらなる利便性の向上につながるような取組を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

検討していきたいということで答弁をいただきました。

私自身の考えは、今のコミュニティバスの運行について、様々な課題、改善する点が数多く上がっていますので、それをどう対応していくのか、例えば、コミュニティバス全体の路線を縮小したり、そして、台数を少し少なくしたりして、一度運行ルートを改善していくというようなことも一つの案ではないかと思えます。それと同時に、ルートがなくなったとか、そういった意味では空白の地域が出てきますので、私が考えますのは、やはりデマンドバス・タクシーをそこにあてがって、コミュニティバスとデマンドタクシー、デマンドバスを一緒に考えていくと。そして、お年寄りの方がよく言われますドア・ツー・ドア、非常に便利だということで、みやま市、八女市からのいろんな好評の意見も聞いておりますので、そういうコミュニティバスの運行を一回見直して、そして同時に、デマンドバスを導入する、そういう計画が既に必要ではないかと考えておるわけですが、市長のお考えがありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○総合政策課長（飯田義親君）

ドア・ツー・ドアのデマンド交通の導入、それに伴うコミュニティバスの運行形態の見直しについてですけれども、デマンド交通を導入するとした際も、利用者がどこでも乗り降りできるドア・ツー・ドア方式でいくのか、あるいは停留所で乗り降りするミーティングポイント方式でいくのか、料金体系をどうするのか、また、議員御指摘のとおり、既存コミュニティバスの運行エリアとのすみ分けをどうするのかなど、様々な検討課題がございます。

したがって、デマンド交通導入につきましては、令和9年度末までに策定をいたします次期柳川市地域公共交通計画と併せる形で具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁いただきました。

私の手元に柳川市地域公共交通計画というものを頂いております。ありがとうございます。そして、これは令和5年4月に計画されたもので公表されております。ということであ

れば、これは前市長の折にこの計画がつくられて、先ほど申された令和10年ですか、ここに向けて様々な検討をやるということでございますが、松永市長に御質問いたします。令和5年4月、前市長が計画をされたこの計画を松永市長は踏襲されるという考えですか。それとも、いや、デマンドバス、コミュニティバスの運行の改善、それをやっぱり早めないといけない、一年でも早く前倒しをして実現するという考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○市長（松永 久君）

デマンドバスの話が少し出ていますけど、交通に関しては、踏襲とか踏襲しないとかじゃなくて、当初計画された分を今回9年度に向けていろんな方法を模索しながら検討するということで考えているところです。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

御答弁いただきまして、ありがとうございます。ということは、この地域公共交通計画をそのまま進めるということではないでしょうか。

私自身は、今日も午前中に議論がなされておりましたが、やはり今の現況を含めて全て課題を抽出されて、早急に高齢者の足の確保と申しましょうか、高齢者の交通機関の確保と申しましょうか、そこをやるというのが地方自治体の役目ではないでしょうか。昨年6月に所信の表明をされておりますが、それと少し矛盾があるのではないかと私は考えておりますが、もう一度、市長のこのデマンドバス、デマンドタクシーについて今後の方針と申しましょうか、いつまでに改めて調査を行って、どういう改善をして、そして、来年度、令和9年度から実証実験もやるとか、計画もつくってそれを進めるだとか、そういうものがあってしかるべきではないかと。この時期においてですね。それはなぜかと申しますと、そういう高齢者の方の意見が相当あるもんですからね、そこについて再度答弁をいただきたく思います。市長にお願いします。

○市長（松永 久君）

コミュニティバスにつきましては、これまでも利用者の要望を受けまして、路線とかバス停の位置などを随時見直しを行いまして、改善をしてきているところでございます。

今後の具体的方針と先ほど言われておりますけれども、既存のコミュニティバスの今後の在り方や、路線バス、タクシーをはじめとする地域交通事業者の運行状況を整理した上で、地域の実情、そしてまた、住民のニーズ、デジタル技術の活用などを踏まえて持続可能な方法を今後総合的に考えていくということで、この分を令和9年度までに新たな公共交通の在り方を定めた柳川市地域公共交通計画の中で策定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私が捉えますのは、デマンドバス、デマンドタクシーを導入する必要があるのではないかという市長のお考えで、これからどうするのか検討していくということだと思いますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○市長（松永 久君）

先ほどもありましたけど、ドア・ツー・ドアとか、バス停とか、いろんな方法があると思いますので、いろんなことを含めて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私も予約制の乗合バス・タクシーがどういうものかということを実は調査してまいりました。お隣のみやま市は既に本格運行を3月からされてあるわけでございます。そして、これは使い方は、希望を伝達して、乗り降りの場所だとか人数とか希望時間を伺われて、そして、予約の確認をして、それぞれ予約制の乗合タクシーの運行エリアの中で運行していくということであります。民間の会社と提携されているのか、委託されているのか分かりませんが、既に運行をされております。そして、大人、中学生以上、5キロ未満300円、障がいの方々は100円、小学生100円というようなやり方で既に本格運行されてあるわけですが、非常に使いやすいと好評だそうであります。

ぜひこういう自治体をしっかり調査していただいて、柳川市にとって何が有効なのかというものを早期にやっぱり組み立てていただいて、一日でも早いこういうデマンドバス・タクシーの導入をお願いしたいと思っております。

○市長（松永 久君）

先ほども申し上げましたけれども、令和9年度までには新たな公共交通の在り方を定めていきたいというふうに考えておりますので。

以上でございます。

○17番（緒方寿光君）

柳川市の地域公共交通計画を進めるということだと思いますが、高齢者の方々から相当な意見が私のほうにも来ておりますので、やはり一日でも早くそういう課題を解決されて、改善されて、コミュニティバスとデマンドタクシーを合わせたような形で、ぜひ一日でも早い導入をしていただきたいと思います。そのためにも、実証実験を含めて国のモデル事業等々もあると思いますので、手をつけていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

敬老会を中止された理由を市長にお聞きします。

○福祉課長（小池由希君）

長年実施をしまいいりました敬老会事業であります、令和7年度から市による開催を中止いたしました。その理由の一つには、中止を検討するに当たりまして、令和4年11月に実行委員会へ行いました見直しに関するアンケートの結果がございます。アンケートには46件の回答をいただきまして、76%が改善が必要、17%は必要はない、6%は回答がなかったという結果でございました。このアンケートの後に、令和5年度に実行委員会との3回の意見交換会と行政区長代表委員協議会への説明会を行っております。アンケートの中の御意見には、今までどおりお祝いをしたいという声もある一方で、行事の簡素化や地区ごとの内容の違いの統一、記念品や弁当の配付の負担感などを訴える声も多くありました。

また、そのほかの理由といたしまして、対象者は増加をしておりましたが、参加者が減少傾向にあったこと、担い手の不足や負担感の増加などの運営面の課題もありまして、様々な背景を総合的に勘案して判断をいたしております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁いただきまして、ありがとうございました。

これまで令和6年度までこの敬老会の実施がなされたわけですが、柳川市内には75歳以上の方々が約1万2,000人ほどおられると思います。その敬老会に参加された人数、全体の何%参加されてこられたのか、教えていただきたいと思います。

○福祉課長（小池由希君）

参加者の人数をきちんと把握したことは実際にはございません。幾つかの地区の方から聞き取りをしたところでは、3割ぐらいだったと、もしくは4割ぐらいというようなお声は聞いておりますけれども、数としては把握はしておりません。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

数として調べていないということで大変残念に思っておるところでございますが、1万2,000人のうちの4割となると、大体5,000人ほどでしょうか。

○福祉課長（小池由希君）

すみません、先ほども申し上げましたように、数は把握はしておりませんが、割合で計算すると、それぐらいの人数になるかと思います。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁いただきました。

私が申し上げたいのは、今、この現時点において、令和7年度に市主催の敬老会事業が開催されなかったことについて実は様々な意見が出ているわけでございます。特に、老人クラ

ブの方々や高齢者の方々、市内に老人クラブが大体160あるんでしょうかね。その方々のうちでも相当な意見を、開催をぜひしてほしいという強い声が上がっておるわけですが、ここについては市としてどのような意見の調査を、聞き取りをされているのか。令和7年度から様々な理由があって中止しておりますということなのですが、私は地方自治というのは、やはりそういう高齢者の方々の声を聞かれて、そして、総合的に判断をしていくということが必要ではないかと考えておりますが、何か調査をされているのであれば、ぜひ聞かせたいと思います。

○福祉課長（小池由希君）

先ほど申し上げました見直しに関するアンケート、これは事前に行ったものでありまして、敬老会を中止した後に皆さんのお声を聞いたということでの調査は行っておりません。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

松永市長におかれましては、昨年、1年前の市長就任の所信表明において、こういう敬老事業、老人福祉事業ですね、敬老の事業等々、私がこの所信表明を聞かせていただくと、長生きしていただくために様々な手だてを打っていきますというようなことではないかと思うわけですが、その調査をされなかった理由はどのような理由なのでしょう。

私自身は地方自治というのは、柳川市に住んでいる方々がやはり住んでよかったと、楽しいと、やっぱり敬老会をやっていただいてありがたかったと、よかったと、そして、子供たちの参加の希望も取りながら、今後はやはりそういう企画も工夫をしていく必要があると。それはなぜか。それは高齢者の方々は、自分の孫やひ孫と一緒にあって敬老会に参加して、いろんな催物を披露してくれるというのは大変うれしいことだと思います。そういう企画もなぜ研究されなかったのか。単に年間25,000千円の交付金を使うという感覚ではなくて、やはりそういう課題を抽出されて、どういう運営をしていったら一番高齢者のためになるのかと、そういうことを考えていただきたいと言っているわけですが、市長のお考えがあれば、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○福祉課長（小池由希君）

高齢者の方に改めて調査を行うことは今のところ考えておりません。ただし、日常的に実施をしている高齢者支援の取組の中で、高齢者の方の声や御意見を把握するように努めております。

今後の方針といたしまして、御承知のように、高齢者を取り巻く環境や情勢が大きく変化をしております。これからの高齢者施策にとって喫緊の課題であります独り暮らし高齢者の増加、地域コミュニティや公共交通の減少、認知症施策の推進など、高齢者の日々の生活に直結する不安を解決する方策に転換をして強化をしていく必要があると考えております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そのような考え方も当然私も必要だと思います。ただ、そういう介護デイだとか、いろんな元気クラブとか、高齢者のために様々な施策を展開されていることは理解はいたしておりますが、ただ、全体をそこでどれだけの高齢者の方々を受皿として救えているのかということであると思います。それはやはり今はまだまだ、そういう元気クラブ、グループ、サークルだとか、様々な施策の中でどれだけの高齢者の方が参加されているのか、累計ではなくて、何人の会員さんがおられて、全体としてどういう施策が進んでいるのか、教えていただきたいと思います。

○福祉課長（小池由希君）

申し訳ありません。先ほどの御質問をもう一度お願いしてよろしいでしょうか。すみません。

○17番（緒方寿光君）

例えば、先ほど御答弁いただいておりますが、特に、何と申しましょうか、認知症の施策の推進だとか、様々な高齢者が元気になるような施策、元気クラブだとか、元気サークルだとか、健康講座とか、様々な施策を打ってあることは理解をさせていただいておりますが、そこで何名の高齢者の方々が参加されて、どれだけの効果が出ているのか。例えば、75歳以上は1万2,000人以上おられるわけなので、そのうちどれだけの方がこういう講座に足を運ばれて、この施策に対して満足をされているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉課長（小池由希君）

申し訳ありません。そちらの事業について、それぞれ予算のほうは御準備をしておりましたけれども、人数について今手元に数字を持ち合わせませんので、申し訳ありませんが、御回答できません。申し訳ありません。

○17番（緒方寿光君）

お答えできないということなのですが、松永市長にお尋ねします。

私自身は、先ほどのいろんなサークル、いろんな高齢者に対しての元気講座、これは必要だと思います。しかしながら、敬老会と、敬老の日と、こういうやっぱり意義があるわけでございます。敬老の意義。この意義を、やはり今、老人クラブの方々とか高齢者の方々は、なぜ継続していただけなかったのかと、ぜひ復活をしていただきたいという声がある中において、なぜその実態調査がされていないのか、そして、どういう企画だったら、これからこの敬老会の開催が有効にできるのかと。例えば、率直に申し上げまして、大変失礼かもしれませんが、先ほどの答弁等々をいただいておりますと、今の柳川市役所は非常に冷たいと思うんですよ。やっぱり高齢者の方々がそうやっていただきたいという声をまずは拾い上げて、そして、その拾った意見をどのような形でやったほうがいいのかというようなことを考える

のが市役所の職員さん方の仕事ではないかと私は思います。それがひいては柳川市全体の活性化につながるわけですので、例えば、職員を前にして失礼ですけど、今、柳川の正職員の方々は500名ですか、600名ですか、おられますよね。実際、その職員の地元もおありになると思うわけですよ。やはりそういう敬老会に当たっては、地元に戻って高齢者の方々の敬老会の運営のサポートをするとか、そういう時代ではないかと思うわけですよ。

そういった点で、私は柳川市の高齢化事業、敬老事業については非常に冷たいと思うわけでございます。ぜひ復活をしていただきたいという声もありますので、そこはやはり一度調査もして、老人クラブの意見も聞いて、様々な高齢者の話を聞いて、そして、検討をまずはするというようなことが地方自治としての在り方ではないかと私は思いますが、松永市長、いかがでございましょうか。御自分の考え方、御自分が1年前に所信表明をされた内容を含めまして、ぜひ御答弁をいただきたいと思います。

○保健福祉部長（横山久美君）

議員のおっしゃることは、一定、分かるところもございます。

昨年度、敬老会への市からの補助というのをやめたわけなんですけれども、地域によっては自主的に敬老祝賀会を継続いただいているところもあるというふうに承知しております。運営は公民館をはじめとした地域の皆様の御協力によって進めてこられたものと認識しております。補助金制度の見直し、また、それに続く事業中止の後については、地域での実施を自主的に御判断いただいて続けていただいたものと受け止めております。

以前ですと、自然にできていたコミュニティのつながりというものが、現在、つくっていかねばならない時代になっていると思っています。こういったものを、敬老会という一つのイベントも大事なことでありますけれども、より身近で日常的に集まれる場所というのをつくっていくというところに市としては注力していく、そのように判断して、地域デイズとか、そういった事業を展開しているところでございます。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

いや、私が言っておりますのは、そういう敬老事業、特に、高齢者福祉の観点で、高齢者福祉活動、サロンとか見守りだとか、健康づくり、そういう施策は当然やらないといけないと思います。しかしながら、敬老会事業を中止しますというんだったら、ほんなら、やはり一回高齢者の方々に聞いたり、老人クラブの方々に聞かれたりして、どういう敬老会を開催したほうがいいのかというようなものをやはりしっかり聞くべきだと思います。

先ほどお話がありましたけれども、ある地域では自主的に敬老会がなされた。それはいいことだと思いますけど、自主的に敬老会をされるところに当たっては柳川市が支援をされているんですか。開催をしました、そして、そこに対して柳川市が支援をなされていますか、

そこを聞かせていただきたいと思います。

○保健福祉部長（横山久美君）

直接的な補助というのは7年度からいたしておりますが、間接的なものとしてはあるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁をいただいておりますが、いや、私が言っているのは、市主催で、市が中心となっ
ていろんな地域の支援を、支援金を交付してこうこうというようなことも必要ではないかと。
ただ単に地域の方の動きを見ていて、ほんなら、どうぞやっていただくところはお願いしま
すという冷たい対応ではなくて、ここの地域ではこういう敬老会が開かれると、ほんなら、
これぐらいの企画でこれぐらいのものをされるのであれば、その実績に応じて御支援をいた
しましょうというようなものが私は必要ではないかと言っているわけでございます。

松永市長の昨年の所信表明はそういう思いもあって述べられたものだとは思っております
が、市長の見解と今後の方針を具体的にお聞かせいただけませんか。

○市長（松永 久君）

まず、市の職員500名いて冷たいということでございましたが、敬老会だけじゃなくて、
市職員はいろんな形で地域のほうに携わって、消防団とか、地域の発展のためにいろんな形
で参加していると私は理解しておりますので。

敬老会につきましては、アンケート等を取りながら中止に至ったということで聞いており
ます。私、所信表明のときに申しましたけれども、単に長生きではなくて、やっぱりこれか
らは元気で長生きをしていただきたいというふうなことを常日頃考えております。そういう
中で、昨年、フレイル予防ということで研修に参加させていただきまして、やっぱり社会参
加、そしてまた、運動、食事等々が一番重要になってくるということでございます。そうい
う中で、地域サロンとか介護予防教室とか、そういう中に入って体を動かしたり話合いがで
きる、そういうふうなところを多くして行って、健康寿命の延伸に、そしてまた、交流の場
を増やすようなことを目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁いただきまして、ありがとうございます。

先ほどの答弁に対して2点だけお尋ねをさせていただきます。

まず1点は、柳川市の職員は500名前後おられる中で、当然のことながら、いろんなボラ
ンティア活動をされてある方は私は大体感じておるところでございますが、市内、市外にど
れだけの職員がおられるのか。よく話を聞きますと、市外に住んでこちらのほうに勤めに来
られている職員も結構いらっしゃるということも聞いておりますので、そこが分からないの

が1点。

もう一点は、eスポーツ、要は松永市長の所信表明の中でコミュニティセンターを活用したeスポーツの事業を取り組みたいんだということで、1年前にそういうお話があったわけですが、現在どのようなものになっているのか、お聞きしたいと思います。

○人事秘書課長（古賀順一郎君）

お答えいたします。

正確な数字は資料を持ち合わせておりませんが、市外在住者が3割ぐらいではなかったかと思っております。

以上です。

○市長（松永 久君）

eスポーツにつきましては、私も豊原のコミュニティセンターでeスポーツの取組をさせていただきました。内容としては、ボーリングとか太鼓をたたくやつとか、そういうふうな形で地域の方が集まってされてあるのに参加をしたところです。

そのほかにも何か所か、場所は覚えていないんですけど、あっております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

最後に、この敬老会開催の件で1点だけ市長にお尋ねいたします。

市長はこの敬老会の復活をどのように考えられるのか。いや、市で中止を決めたので、このまま中止します、いや、高齢者の老人クラブ等々の意見を聞いた上で検討した上で結論を出すとか、そういう考えがいろいろあると思いますが、市長の考え方、今後の方針を聞かせていただきたいと思います。

○市長（松永 久君）

敬老会については、地域によっては独自でされてあるというふう聞いております。本当にありがたいことでございます。

今後の敬老会につきましては、先ほども申し上げましたけれども、地域サロンとか介護予防とかの、そういう参加できて体を動かせるようなところに力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

答弁いただきましたが、私が先ほど部長に対して質問させていただいて答弁いただいた自主的にほんなら敬老会をやるという団体、地域に対しては、どのような御支援をされるんでしょうか。

○福祉課長（小池由希君）

昨年度、コミセンで2か所敬老会を実施したところがございます。それから、6か所、敬老会という形ではなく、多世代の交流という形で開催をされたところございました。

ただ、これは本当にあくまでそれぞれの地域で地域の皆さん方が、例えば、敬老会であれば、敬老の気持ちを持って地域の高齢者を敬う気持ちで、みんなでしょうという機運の醸成といいますか、そこから始まったものであると考えておりまして、実際にそこに費用の支援ということは考えておりません。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

最後のほうがちよっと聞こえなかったんですが、支援をしないとしない、どちらなんでしょう。

○福祉課長（小池由希君）

申し訳ありません。費用の負担はしないということで御答弁いたしました。

○17番（緒方寿光君）

私自身には相当の敬老会復活の声が来ておりますので、やはりそういう声をまず聞かれてどう判断するか。地域でやってもらうときにはどうするか、いや、復活をするんだ、いや、このまま中止をする、そんなふうな考えはいろいろあると思いますけど、やはり現実的に高齢者の方々から、老人クラブのほうからも復活をしてほしいという声がある以上、やはり市としては一度調査をされて、きちんとした一つの理由をもって今後進まなければいけないと思います。

○福祉課長（小池由希君）

ありがとうございます。議員がおっしゃるとおり、再開を望まれる声が多いということは想定をしております。しかし、中止を決定いたしましたことには、先ほどのアンケートの結果など、様々な背景がございます。これからの高齢者の施策に市の役割として新たな展開が必要と考えた上での決定でございますので、改めて調査を行い、再開を検討するということはありません。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

これ以上、この場で高齢者の方々の声を何ぼ話をしても、いや、もうそれはやりませんということなので、これでこの敬老会開催復活の質問はやめざるを得ないところでございます。ぜひ私としては再度検討していただきたいと考えております。

最後に、観光周遊券、これについて、先ほど冒頭でも述べさせていただきましたが、現況、具体的にこの6か月間でどのような取組が行われたのか、具体的にお聞きをいたします。

そして、どの時点で発売をされようとしているのか、お尋ねをいたします。

○観光課長（犬塚将徳君）

議員御指摘のとおり、令和7年12月の定例会におきまして、観光協会や観光事業者と協議を進めたい、周遊券に関してそういった答弁をさせていただきました。現在も検討中ですが、関連する取組の内容について少し御説明をさせていただきます。

まずは産官学連携による実証実験です。

九州産業大学柳川サテライト大学と連携し、川下りの中間地点である日吉神社から沖端までのエリアにおける魅力創出に向けた検証を行っております。この検証の一環として、川下りとまち歩きを組み合わせたプログラムを対象とした実証実験を今年2月と5月に2回実施をいたしました。この実験では、参加者からのアンケートを通じて、プログラムの満足度や、それから、地域内での消費行動に関するデータを収集しております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）そして、7月に……

○17番（緒方寿光君）

せっかく答弁いただいています、すみません、途中で切って申し訳ないんですが、それは全協とかいろんな場で話を聞いておりますので分かりますが、私が言っているのは、柳川の川下りだとか、北原白秋生家だとか、御花、史料館だとか、旧戸島氏邸庭園だとか、古文書館、日帰り旅館、そして、宿泊等々の観光周遊券をどうされるのかということを知っていますので、それに対してどう検討されたのかということでございます。

○観光課長（犬塚将徳君）

周遊券については引き続き検討をまだ継続しておるところでございますけれども、本市の観光資源を巡る新たなきっかけになるというふうに考えておきまして、地域内での消費拡大や経済波及効果の増大につながるものというふうに考えております。

令和9年6月の西鉄柳川駅周辺整備供用開始を念頭に置きまして、今後はより多くの観光客の満足度を高め、地域経済への貢献が最大化できるよう、引き続き観光協会等と検討していきたいと思っております。

○17番（緒方寿光君）

それは前向きな検討と捉えていいのでしょうか。

私がなぜこれを言うかと申しますと、経済波及効果を向上させるためだと。先ほどの新しい指標がありましたけど、それをクリアするためだと思います。そして、旅行者側の意義もありまして、交通費とか入場券が個別購入より割安になったり、そして、行動範囲も広がったり、様々な散策をする時間が増えると、滞在時間が増えるからいいということでもあります。そして、地域、事業者の意義は、周遊を市内でもらうことで、当然、消費額が増えたり、地域経済が活性化できるというようなことでございます。

そのような意味で、ぜひこの周遊券をつくっていただきたいという提案をさせていただいて、検討しますということなので、前向きに検討していただくものと思います。

市長の考え方を最後にお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○市長（松永 久君）

柳川市には歴史、文化、自然といったような本市の強みがございます。こういう強みを生かして観光客を迎え入れまして、リピーターやファンをつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

○17番（緒方寿光君）

どうぞ今後ともよろしく願いを申し上げます。

終わります。ありがとうございました。

○議長（荒木 憲君）

これをもって緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 休憩

午後 2 時10分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、12番荒巻英樹議員の発言を許します。

○12番（荒巻英樹君）（登壇）

12番、自由民主党柳川市議団、荒巻英樹でございます。議長の発言許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

現在、柳川で一番ホットな話題は、今週土曜日に放送されるNHKの「ブラタモリ」ではないでしょうか。本市のホームページでも以下のように紹介されています。「町歩きの達人・タモリさんが“ブラブラ”歩きながら知られざる町の歴史や人々の暮らしに迫るNHK総合の人気番組「ブラタモリ」。6月27日の放送では“水郷の町”福岡・柳川が紹介されます。」。関連して、25日と26日はNHK福岡のニュース番組「ロクいち！福岡」で市内からの中継を交えながら柳川市が特集されるようです。とても楽しみであり、昨年放送された「鶴瓶の家族に乾杯」に続き、本市を全国に発信できる大変ありがたい機会であります。NHKさんには心より感謝ですし、次は大河ドラマの招致であります。

「ブラタモリ」の放送日には、タマホームスタジアム筑後にて、プロ野球ファームの公式戦、福岡ソフトバンクホークス対オイシックス新潟の試合が18時プレーボールで行われますが、福岡県市町村政策支援課により立花宗茂・閻千代デーが開催されます。当日は立花宗茂と閻千代姫キャラクターによる歴史演舞や松永市長による始球式が予定されており、県からは江口副知事、県議会からは蔵内議長も御参加いただくようです。また、入場ゲートにて「立花宗茂と閻千代」NHK大河ドラマ招致委員会のオリジナルグッズ、勝色うちわと勝色バッグを入場者先着2,000名にプレゼント。立花宗茂と閻千代の等身大パネルを展示するほ

か、Tシャツやタオルなどのオリジナルグッズを販売されるようです。「ブラタモリ」の放送日と同日で、うれしい悲鳴ですが、招致活動を盛り上げるため、多くの方にタマホームスタジアムに足を運んでいただきますようお願いいたします。

さて、ホルムズ海峡の封鎖により原油の輸入量減少や急激な物価上昇を招き、国民生活に様々な影響を及ぼしており、長期化は避けられないと言われております。特に、ナフサを含む原油由来の製品の減少等による影響は日常生活や企業の経営状況に大きく関わり、不安の声をたくさん耳にします。また、公共工事の進捗や物品の購入等への影響が懸念されます。市民及び市内事業者への積極的な支援策を講じていただきますようお願いいたします。

明るい話題としては、サッカーワールドカップでの日本代表の活躍であります。昨日は予選リーグの2戦目でしたが、チュニジアに4対0の快勝でした。ぜひ決勝トーナメントに進んで、まだ見ぬ景色を見せてもらいたいと願っております。

3月定例会のこの場で、2月7日に開催された市内の防災士を対象とした研修会がとても有意義だったことを述べました。もともと3月末には仙台市内での予定がありましたので、講師の菅原さんが町内会長をなさっている仙台市宮城野区福住町を見て回り、その後、菅原さんが経営なさっている菅原動物病院を訪ねました。限られた時間でしたが、菅原さんから御自分の車で町内を御案内いただき、一人の犠牲者も出さないという究極の減災を旗印に、防火・防災活動に力を注いでこられていることを実感できる時間でした。

本市では自主防災組織の設立に力を入れていくと伺っていますが、昭代地区でも自主防災組織が立ち上がりました。既存の昭代地域まちづくり促進協議会に機能を持たせる形となっております。地元の議員として、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

最近読んだ本で一番お薦めなのは「棺桶まで歩こう」です。著者は群馬県前橋市で緩和ケア萬田診療所院長の萬田緑平さん。タイトルにとってもインパクトがありますが、先生のお考えは、人間というものは歩いている限りは死にません。本書のタイトルは、逆に言えば、棺おけに入りたくなかったら歩こうという提案だそうです。私はもちろんまだ棺おけには入りたくありませんから、できるだけ歩きたいと思いますし、皆さんもぜひたくさん歩いてください。

最後に、残念なことを1つ。本市ホームページの「部課長の一分間スピーチ」、通称部課長ブログが終了したことです。以下、本年4月24日発信のホームページの掲載文を紹介します。「いつも「部課長の一分間スピーチ」（通称「部課長ブログ」）をご愛読いただき、ありがとうございます。市民の皆さまに市政を身近に感じてもらい、関心を持っていただけるよう平成26年から始まった部課長ブログは、令和7年度をもって終了する運びとなりました。部課長たち自身の言葉で市政に関するお知らせや市役所の業務内容、市の魅力などを紹介する部課長ブログ。「部課長たち自身の言葉で聞くと分かりやすい」「人柄が見えて面白い」など反響をいただいておりますが、企画開始から10年以上が経過し一定の役割を果たした

ことにより新企画をスタートさせるため、終了させていただきます。12年間、ご愛読いただきありがとうございました。」。以上で引用終わり。

昇任による新しい課長の誕生、また、異動による新しい職場の感想と、発信すべき情報に終わりはないと私は考えます。また、この部課長ブログをテーマに、議会の行政視察にお越しいただいたこともあるように聞いております。負担になることもあるかと思いますが、愛読者の一人としても再開を切に願うものであります。

それでは、本日は、本市の人事異動についてと、物価高の中、小学生新入生の保護者の負担軽減のため、先進自治体の例を挙げて、ランドセルの無償配付を検討すべきではないかということで質問をいたします。

なお、具体的な質問は自席より一問一答にて行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○12番（荒巻英樹君） 続

それでは、1項目めの人事異動についてお伺いいたします。

地方公務員法第17条では「職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。」と定められています。公務員の人事異動とは、職員の配置や階級を変更することであり、新卒採用や退職も人事異動の一環であり、新卒採用から定年までずっと同じ部署に居続けることは基本的にはないはずです。公務員にとって人事異動は付き物であり、一定のルールに基づいて実施されているかと思いますが、人事異動の目的と本市の基本的な考え方についてお伺いいたします。

○人事秘書課長（古賀順一郎君）

人事異動は、一般的には職員の特性や能力に見合った仕事を配分する適材適所と、職務を通じて職員を育成する能力開発を目的に定期的に行われております。本市においても、人事異動は組織の健全な運営や職員の成長を促進するための重要なプロセスだと考えております。

人事異動についての基本的な考え方としては、まず、職員の能力開発です。いろいろな業務を経験する中で知識やスキルを身につけ、職員自身のキャリアの形成に寄与する重要な機会であると考えております。

次に、職場の活性化です。職員が入れ替わることで、新たな視点やアイデアが組織に生かされ、業務の改善やサービスの向上につながると考えております。また、1つの部署に長く居続けることで、特定の企業や団体との癒着などが起きる可能性があります。人事異動はそのような不正を防ぐ意味合いもございます。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

適材適所ですね、もちろんこれは必要なことでありまして、職員の能力開発が基本的な考

え方としてありました。そして、職場の活性化ということでお伺いしました。

もちろん1年目より2年目、2年目より3年目、当然スキルは上がっていくわけです。けれども、同じ部署にずっといるとマイナス面もあるということで、人事異動の必要性ということで御答弁いただいたかと思えます。

それで、私は二十数年間、民間の企業で勤めておりましたけれども、人事異動の際、希望を聞かれたりということはなかったんですが、本市の場合、本人から希望等を聞くような、そういったこと、制度はあるんでしょうか、お尋ねいたします。

○人事秘書課長（古賀順一郎君）

人事異動に際しまして、全職員から提出をしてもらいます自己申告書を通じて希望を伺っております。この自己申告書には、職員が希望する職務や異動先などを記入してもらっております。もちろん職員の希望を全て実現することは難しいですが、自己申告書による職員の希望や事情も考慮しながら人事異動を行っております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

自己申告書を通じて希望を伺っておるということですね。ただ、なかなか希望を実現することは難しい。特に、人事秘書課希望とかいうのは、なかなかそういうのは希望どおりいかない最たるものだと思うんですけれども。

可能であればなんですが、そういった希望が通るといえるのはどんな感じですか。非常に少ないんじゃないかなと察しますが。

○人事秘書課長（古賀順一郎君）

希望が通るということにつきましては、組織全体の配分と配置を考えていたり、あと、個人の事情とかもありますので、そういったのを総合的に考えながら配置をしておりますので、何割ぐらいが希望がかなうというのはちょっと把握はしておりません。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

そうですね、実際把握なさっていても、なかなかこの場ではどれぐらいとはお答えしづらい面もあるかと思えますけれども。

それでは続きまして、その人事異動、どのようにして決められているかということにつきまして、可能な範囲でお示しいただければと思います。

○人事秘書課長（古賀順一郎君）

人事異動は、職員が新たな業務や役割を担い、経験を積む機会でもあります。職員が多様なスキルを習得できるようなジョブローテーションを念頭に置きながら実施をいたしております。異なる部署での経験は、職員自身の成長だけでなく、それぞれの職員の能力や適性を生かすことで組織の活性化にもつながります。また、人事異動の際は、仕事に関する知識が

特定の人に偏ってしまう属人化しないよう配慮しながら、業務の効率性や継続性を確保することも重視をいたしております。異動による影響を考慮しながら、円滑な業務運営が行えるよう努めております。

各所属長のヒアリングや職員の自己申告書を踏まえまして、経験した職務内容や個人の事情も考慮しながら、最終的に施政方針や社会情勢の変化に伴う組織の改編、各所属の定員の増減、退職者による欠員状況など、総合的に判断しながら人事異動を実施いたしております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

仕事に関する知識が特定の人に偏ってしまわないようなということとか、あとは総合的に判断しながら人事異動を実施しておられるという答弁をいただきました。もちろんスペシャリストとゼネラリストという言葉も人事異動の場合よく聞きますけど、そこら辺のバランスの取れた人事異動が必要なことではないかと思っているところでございます。

そこで次に、松永市長にお伺いしたいと思います。

昨年就任された松永市長ですから、この令和8年度の人事異動、松永市政になって初めての人事異動でございましたが、松永市長が心がけられた思いをお伺いいたします。

○市長（松永 久君）

人事異動につきましては、行政運営においての職員の新たな成長の機会や組織の活性化を図るための重要な手段であると考えております。私自身、これまでの経験から、人事異動は単なる配置替えではなく、職員各自の能力を伸ばすための大切なプロセスであると考えております。市民の多様なニーズに応じたサービスを提供するためにも、職員一人一人の成長と連携が不可欠でございます。複雑化する行政課題に取り組んでいくためには、人材の育成が重要でございます。職員には目の前の課題に取り組みつつ、新たな環境で挑戦することで、新しい発想を持って業務に取り組んでももらいたいと思っているところでございます。

人事異動を通じて異なる部署や役割に挑むことは、新たな視点や知識を得る機会となります。そしてまた、新しい環境での成長がモチベーションの向上にもつながります。結果としまして、職員一人一人の成長が組織の活性化、さらには市民サービスの向上にも寄与するものと思っておるところでございます。

やっぱり人事異動につきましては、単なる部署や役割を替えることだけではなく、新たな挑戦の場になっていくことが一番大事になるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

職員皆さん方の各自の能力を伸ばすための大切なプロセスである。そして、新たな環境で挑戦していただきたいという市長のお考えをいただきました。ぜひこのことを全職員の方、後ろには松永市長がついてあるので、新しい発想を持っていろんな業務に取り組んでいただ

ければと思います。

それでは続きまして、この議場内に女性の職員が議会事務局を除けば保健福祉部長だけでございますけれども、女性職員の割合と登用状況についてどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○人事秘書課長（古賀順一郎君）

10年前の平成28年度と比較しまして、全職員に占める女性職員数と係長以上の役職に占める女性職員数でお答えをいたします。

平成28年度、全職員488人、うち女性職員122人で25%、係長以上167人、うち女性職員20人で12%、令和8年度が全職員468人、うち女性職員132人で28.2%、係長以上167人、うち女性職員28人で16.8%となっております。10年前と比較しますと、全職員に占める女性職員の割合が3.2ポイント、係長以上の役職に占める女性職員の割合が4.8ポイント上昇をいたしております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

10年間で職員全体でも割合3.2ポイント増加しておる。そして、係長以上の割合は4.8ポイントですから、女性の進出のほうが進んでいるかというふうには理解はできますが、先ほど申し上げましたように、一番幹部でいらっしゃる、この場にいらっしゃる中では保健福祉部長だけということでございますので、ぜひ女性の登用に関しても、これはもちろん、やはり実力主義ということになろうかと思いますが、もっともっと登用が進むことを願っているところでございます。

それでは、人事異動のスパン、サイクルですね、大体3年から4年が一般的だと聞き及んでおりますけれども、まず、全体に関して、全職員、正規の職員の方で、できれば今年度と昨年度で1年目の職員が何人、2年目が何人という形でお示しいただければと思います。

○人事秘書課長（古賀順一郎君）

令和7年度と令和8年度での全職員の在籍年数をお答えいたします。所属課に何年在籍しているかでお答えをいたします。

令和7年度、全職員463人のうち、1年目が139人、2年目が79人、3年目が67人、4年目が48人、5年目が50人、6年目以上が80人、令和8年度です。全職員468人のうち、1年目が159人、2年目が94人、3年目が53人、4年目が42人、5年目が31人、6年目以上が89人となっております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

それでは、6年目以上というのが令和7年度で80人、8年度、今年度で89人ということですが、最も長い方というのはどれぐらい在籍されておられるのか。その6年目以上の職員が

多い部署、こういった部署が多いというような何か傾向があるのかどうか、お尋ねいたします。

○人事秘書課長（古賀順一郎君）

専門職を除く一般行政職では、10年以上在籍している職員が複数名おります。また、6年目以降の職員が多い部署の傾向ですが、特定の部署等に偏っているといった傾向はございません。同じ部署で在籍年数が長い職員ばかりにならないよう、人事異動を行っております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

最初に、先ほど全職員の在籍何年目かという、1年目、2年目、3年目とお伺いいたしましたが、次は課長職に限って、1年目の方が何人、2年目の方が何人ということで、同じような形で令和7年度、8年度でお尋ねいたします。

○人事秘書課長（古賀順一郎君）

令和7年度と令和8年度で課長職の在籍年数をお答えいたします。

令和7年度、課長職43人のうち、1年目が17人、2年目が9人、3年目が5人、4年目が7人、5年目が5人、令和8年度です。課長職37人のうち、1年目が22人、2年目が7人、3年目が3人、4年目が3人、5年目が2人となっております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

最初に申し上げましたけれども、大体3年から4年が多いのかなというか、それが3年、4年が多いというか、中心かなと思っておったんですが、全体的においても、そしてまた課長においても、1年での異動が私の想像よりは多いように感じておるところでございます。

それで、見方を変えて、今、皆さん、こちら部長、課長おいでですが、課長に関してですけれども、課長職、課長ポスト、皆さん方の前任の方がその課長として何年在籍されていたか、そのことをお尋ねいたします。

○人事秘書課長（古賀順一郎君）

前任の課長の在籍年数ごとの人数をお答えいたします。

37人のうち、1年が14人、2年が4人、3年が6人、4年が7人、5年が4人、6年が2人となっております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

課長で37人ですね。令和8年度、37人いらっしゃるとお答えがありましたので、その前任の方が37人で、1年間だけその課長をなさった方が14人、2年間なさった方が4人、3年間で6人、4年間で7人、5年間で4人、6年間で2人だと。先ほども申し上げましたが、

これも1年間の異動が非常に多いと、私はこれは非常に気にかかっているところでございます。

今回、このような質問をさせていただいたきっかけとして、私ども議会にはオスプレイ等の特別委員会がございまして、私が今、特別委員長をさせていただいておりますけれども、執行部の担当課が生活環境課です。オスプレイの特別委員会の設置が令和5年9月19日でした。私はその3か月後から委員長を務めさせていただいておりますが、令和5年度の課長、A課長は、お聞きしましたら4年度と5年度と2年、課長をなさっておりますが、令和6年度はB課長になりました。その年は、部長は役職定年でしたが、課長も課長補佐も交代されました。令和7年度には今度またC課長になりました。令和8年度、今年度はD課長という形で、6年度、7年度、8年度と毎年課長が替わられております。

生活環境課の業務というのは、空を飛ぶものはカラスからオスプレイまで幅広いわけなんですけれども、特に、令和7年度、昨年度はオスプレイの配備が開始される年でありました。九州防衛局との人間関係の構築は非常に重要なことだと私は思っております。毎年交代していれば、柳川市はオスプレイの配備を重要視していないんじゃないかなと九州防衛局から思われるんじゃないかということをやっと危惧したわけですね。ただ、毎年替わられているんですが、私の目からは、そうは言いながらも、新しく生活環境課長になられた方々は、九州防衛局とのそういう人間関係の構築には非常にやはり頑張っているという認識しておりますけれども、でも、やはりいろいろと深く深く検討の、先ほども御説明ありましたように、いろいろと柳川市のためにということでそういった結果になっておるかと思っておりますけれども、この先ほど申し上げた異動に関しては、私としては非常に疑問を感じているところでございますので、今日、この場でその理由をお聞きするわけではありませんが、今後の参考に少しでもしていただければということで今回取り上げさせていただいております。

あともう一つ、私、今任期前半、総務委員会、総務委員長をさせていただきました。後半2年間も総務委員長をさせていただいておりますが、令和4年10月から我々の任期でしたけど、1年半はAさん。その方は1年半後、昇任なさっている。局内ですけれども、昇任されて、今度、令和6年4月から1年間はBさんでした。そして、令和7年4月から1年間はCさんでした。そして、令和8年4月からDさんということで、私が担当しているところが一年一年ということなので、私に責任があるんじゃないかなとちょっと心配したりもするんですけれども、そういったこともあるということを、議会事務局に関して私が云々じゃないんですけれども、そういうこと等もあったということでお知りおきいただければと思っているところでございます。

この項、最後になりますが、最後に、新人職員の方の異動の状況についてお尋ねしたいと思っております。新人職員の方の異動がどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○人事秘書課長（古賀順一郎君）

令和3年度から令和7年度までの過去5年間の新規採用職員57人の異動状況で申しますと、1年目での異動が12人、2年目での異動が11人、3年目での異動が5人、4年目での異動がゼロ人、5年目での異動が5人、異動なしが24人となっております。

異動なしが多いのは、過去5年のうち、令和6年度や令和7年度の新規採用職員はまだ異動していない職員が多いためでございます。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

繰り返しになりますが、ちょっとやはり1年での異動が多いように――石の上にも三年という言葉もありますが、そういう考え方もありますし、一年一年でいろんなタイプを見極める、そういうお考えもあるのかもしれませんが、全体的に1年、2年での御異動、特に1年での異動が多いんじゃないかなということは、私はこれに関しては少しやはり検討すべき課題ではないかなということを指摘したいと思います。

結びとしまして、人事異動に関しては、自ら希望する部署へ異動することは難しいと思いますし、決定した人事に不服を申し立てることもできないわけです。しかし、職員の育成や人数のバランスなど、様々な角度から人事異動は決定されているはずです。個人的な希望が通ることは難しくても、自身のやりたい仕事などをアピールすることは可能じゃないかなと思います。人事担当や決定権のある上長も個人の希望が把握できれば、適材適所の人事異動ができ、職員のモチベーションを向上させることが可能だと思います。仮に職員数が100人だとして、モチベーションが平均5%上がれば105人になったということ。要は5人、人が増えた。10%上がれば110人になって、10人、人が増えたということと同じことになるんじゃないかなと思います。幹部職員の方々、特に、この議場内にいらっしゃる方々には、部下の方々のモチベーションがアップする職場環境の整備に力を注いでいただくことを心よりお願いして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、ランドセルの無償配付をということでお尋ねをいたします。

まず、ランドセル、ラン活というんですかね、このことに関して、ちょっと私のほうから幾らか御紹介をしたいと思います。

ランドセル、いわゆるラン活というのは、実は年中さんの9月頃から、ですから、入学の1年半前から一般的に始まるそうです。カタログの請求、年中の9月から1月。次に、展示会に行く、年中の2月から3月。次に、家族会議が年長の4月、入学の1年前ですね。そして、ランドセルの注文、4月から6月、届き始めるのが7月から1月というふうにラン活の日程ということがインターネットに載っておりました。

そして、ランドセルは誰が買うのか。一般的に6つの財布ということを言われております。親御さんと両祖父母の合計6人。ただし、厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、ひとり親と未婚の子のみの世帯が6.5%あるともございます。それで、日本ランドセル工業会

の発表によりますと、誰がお金を払ったのかというと、両親が41.5%、父方の祖父母が27.2%、母方の祖父母も27.2%、まとめますと祖父母が54.4%、両親が41.5%というデータがございました。

そこで、お尋ねいたしますけれども、把握されておる近年の値段についてお示しいただければと思います。

○学校教育課長（野田 学君）

本市の児童が小学校入学に当たって購入してもらったランドセルの価格については把握はしておりませんが、近年の物価上昇の影響により、ランドセルを含む様々な学用品の価格が上昇傾向にあることは認識しております。

なお、ランドセル工業会のホームページに掲載されております購入に関する調査結果によりますと、購入に当たっての平均価格は2024年が59,138円、2025年が60,746円、2026年が62,034円となっております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

そうですね、今年度でいいますと60千円を超えているということに、データ、平均しますと、なっております。先週、ショッピングセンターへ行きまして、ランドセル売場ものぞきましたけれども、もちろん30千円、40千円も目立たないところに並んでいますけれども、目立つところには先ほどおっしゃった60千円台、70千円台。そして、ブランド品になりますと、税別90千円、税込み99千円というのも並んでおりました。でも、売れ筋はやっぱり60千円から70千円、60千円台ということ聞き及んでいるところでございます。

それで、この次の次の質問に関連するのでお尋ねしますが、来年度以降の本市の新入学の児童数がどのようになるのかをお尋ねいたします。

○学校教育課長（野田 学君）

来年度以降の新入学児童数ですが、実際の人数は入学年度にならなければ確定しないことを御理解いただいた上で、現時点での柳川市の住民基本台帳上の対象年齢人口を基にした参考値としてお聞きいただければと思います。

今年度に6歳になります子供が入学する令和9年度が424人、5歳の子供が入学いたします令和10年度が371人、4歳の子供が入学いたします令和11年度が349人、3歳の子供が入学いたします令和12年度が313人、2歳の子供が入学いたします令和13年度が314人となっております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

来年度以降、424人、371人、349人、313人、314人ということで、残念ですけれども、やはり少しずつ減っておるということでございました。

そこで、今回、質問のきっかけとなったのは経済誌の記事だったんですけれども、10千円台のランドセルを無償配付されている自治体があるという記事を拝見いたしました。正確に言うと、これはランドセルか、ランドセルみたいなものでありますけれども、最初にお答えいただきましたように、2026年度、平均価格が60千円を超えておるんですが、10千円ほどで購入し、希望する——あくまでも希望する家庭に配付している自治体がありますけれども、本市でも取組を検討されてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○学校教育課長（野田 学君）

本市では小・中学校に入学する際にやながわ子ども・子育て応援金を支給しており、入学に必要な学用品等の準備も含めた総合的な子育て支援に努めているところです。

ランドセルなど、通学用かばんの選択については、多様な価値観もありますので、保護者の判断に委ねたいと考えております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

子育て応援金を支給している。令和5年度からだったと思うんですけれども、ちょっとこのことについて御説明をお願いいたします。

○学校教育課長（野田 学君）

この制度自体は子育て支援課で対応されております。小学校に入学した者1人につき30千円、中学校に入学した際に1人につき30千円、各入学に対し1回限り、対象児童の養育者に支給をする制度になってございます。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

小学校に入るとき、平均的に十四、五万円ぐらい大体かかるんじゃないかということが言われております。そのうちのランドセルが先ほどから出ていますように60千円ほど、それから、学習机が五、六万円ほど、それ以外で30千円から40千円ということで150千円。ですから、本市の場合は、小学校と中学校それぞれ入学のときに子育て応援金ということで30千円ですから、小学校のときでいうと、平均しますと150千円ほどかかっている中で30千円が子育て応援金ですよね。仮に、先ほどから言っていますように、ランドセルを市のほうで無償配付ができれば60千円削れて、現在、平均すれば150千円、15分の3、150千円分の30千円の補助が、単純に60千円引くと、90千円の実費に30千円の補助ということで、補助金額はもちろん変わりませんが、親御さんの負担は減るわけなんです。

それで、私の調査では2025年度があったんですけど、全国では33の自治体が、そして、先進地は茨城県なんですけど、茨城県では14の自治体が無償配付されている模様です。

大阪府摂津市、8万7,000人ほどのまちは昭和49年から取り組んでいらっしゃいます。茨城県日立市、15万8,000人ほどのまちは昭和50年から、茨城県鹿嶋市は昭和51年からという

ことなんですが、先ほど私が経済誌の記事とありますが、これは富山県立山町が2万4,000人ほどの町なんですが、令和5年度の入学者からモンベル社の「わんパック」という通学かばんを支給されております。問合せしました。最初の3年間は10千円以下で購入。今年度は少し上がったとおっしゃっていましたが、ほとんどの家庭が希望されているそうです。ただ、学校で調査してもらった4月の利用率は約7割ですから、もちろん通常どおりランドセルを購入されている家庭もそれなりにいらっしゃるかと推測はできます。

徳島県鳴門市、5万2,000人のまちは、令和6年度から同じモンベル社の「わんパック」を採用されていますが、申請率は94%だそうです。

近隣では、うきは市が来年度から実施されるというのは新聞で拝見いたしましたし、うきは市さんの担当のほうにもお電話で確認をさせていただきました。財源等も確認させていただきました。

田川郡の大任町は、本当の普通のランドセルを令和元年、2019年度から配付されておることがございました。

ということで、金銭的には10千円プラスアルファでできる事業かとは思いますが、この件について改めて伺いいたします。いかがでしょうか。

○学校教育課長（野田 学君）

県内では、うきは市において株式会社モンベルと包括連携協定を締結しており、令和9年度より入学祝い品事業として、市内の小学校に入学する新1年生へ同社製の製品を購入し、無償配付される予定と伺っております。

一方、本市では同様の提案も現時点でいただいておりません。協議、検討する段階に至っていない状況でございます。そのため、直ちに実施することは難しい状況ですが、他自治体の取組を今後注視していきたいと思っております。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

これはうきは市みたいな同様の提案をいただいていないということを御答弁ありましたが、逆ですよ。これはそういう関心があれば、ぜひ問い合わせていただきたいと思います。注視ということをおっしゃいましたけれども、本当に注視していただきたいと切にお願いいたします。

ランドセルの購入先ということになると、メーカーさんの直営店とか、メーカーさんの公式サイト、大手の量販店、百貨店、デパート、家具店、ホームセンター、そして、大手のECモールというようなことが考えられるんですが、実は私自身は福岡の有名なかばん店で私の子供のときは購入いたしました。ですから、実際、市内のお店で購入ということはあんまりないんじゃないかなと私は感じておるところなんです。

それで、これをメーカーから直接市が仕入れるんじゃなくて、市内の販売店を通して仕入

れるか、もしくは市内の販売店でしか取扱いができない、先ほどモンベルさんとかも具体的に出て、私も出しましたし、答弁はありましたが、直接事業者さんと市じゃなくて、市内の販売店に御協力いただくことによって、これが子育て支援プラス市内事業者の支援にもつながるものだと私は考えるわけなんですけれども、そういう観点でお尋ねいたしますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（野田 学君）

繰り返しになりますが、ランドセルなど、通学用かばんの選択については、多様な価値観もありますので、保護者の判断に委ねたいと考えておるところでございます。市としては、議員の御提案の内容については現在検討していない状況でございます。

以上です。

○12番（荒巻英樹君）

最後になります。

ですから、現時点では御検討いただいていないということなのですが、そういった先進地の事例は、立山町も、徳島県の鳴門市も直接メーカーさんから市のほうだと思っております、市内の事業者には御協力いただいて、市内の事業者さんの活性化にも役立つものであると私は考えたところでございます。子育て支援と市内の事業者の支援という形で、ぜひ御検討いただきますことをお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒木 憲君）

これをもちまして荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3 時 休憩

午後 3 時10分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 5 順位、10番新谷信次郎議員の発言を許します。

○10番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんこんにちは。10番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

敗戦を停戦とか終戦とか言い換える政治家のごまかしが国際的な舞台で行われています。それはよその国だけでなく、我が国の歴史でも行われました。

場面は変わりますが、福岡県議会では行政と議会の長が自らの関わりがありながら、それを明らかにしていないのではないかと。あるいは八代市議会では、汚職を追及する側を落とし込んでいると捉えかねない事態になっています。政治に対する不信、不満は高まるばかりです。

一方で、我が柳川市はどうでしょうか。学校再編においては、市民に公表された提案が突然変更されてきました。今年３月議会では、予算審査特別委員会で修正された案が本会議でひっくり返されました。開いた口が塞がりません。議会の議会たるゆえんは正々堂々の論理です。５月３１日をもって辞職された矢ヶ部広巳議員は、議員任期中、徹頭徹尾ぶれない正々堂々の論議を展開してられました。ここに深く敬意を表します。

今回の質問は、柳川市の北の玄関口と言える蒲池地区の課題と小中再編変更案について行います。

この後は自席にて質問を行います。議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

○10番（新谷信次郎君）続

蒲池地区の発展が柳川市全体の発展につながるという思いで、蒲池地区の課題、蒲池地区における、まずは狹隘道路の改善策について質問します。

狹隘道路とは、主に幅員が４メートル未満である狭い市道のことです。国は狭あい道路整備等促進事業に取り組んでおり、柳川市も狹隘道路改良事業を行っています。柳川市全体をお聞きするとかなり時間を要しますので、蒲池地区の狹隘道路の現状について、消防車、救急車等、緊急車両の通行が困難な狹隘道路の路線の数はどうなっていますでしょうか。

○建設課長（古賀正光君）

消防車、救急車等、緊急車両の通行が困難な狹隘道路についてですが、消防本部に確認したところ、蒲池地区において緊急車両が通行できない区間がある道路が１０路線、通行しにくい区間がある道路が４路線とのことです。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

今答弁いただきました１０路線、４路線について、建設課で問い合わせいただいた消防本部が狹隘道路の独自調査を行い、作成したゼンリン地図で私も確認しました。緊急車両が通行できない狹隘道路は蒲池地区の中でも本村に集中しており、その他の地区にも散見できます。

さて、蒲池地区の井手地区の狹隘道路はどちらにも該当しませんか、お聞きしたいと思います。

○建設課長（古賀正光君）

消防本部へ確認をしておりますが、緊急車両が通行できない道路や通行しにくい道路のどちらにも該当しないとのことです。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

緊急車両が通行できない道路でもない、通行しにくい道路でもないということですが、ちょっと私も驚きました。

この蒲池井手地区の狹隘道路について少しお話ししますと、この路線は井手地区を南北に縦断する市道です。北端は県道水田大川線、南端は市道高橋中牟田線です。グーグルマップで計測したところ、距離は約800メートル。緊急車両が通行しにくい、あるいは通行できない路線ではないとのことですが、この路線について令和5年3月22日提出の蒲池井手地区の水路護岸整備事業に伴う道路の新設工事の件と題する行政区の要望書が建設課、水路課に提出されています。その文言では、現在、行政区内の道路幅が狭く、救急車、消防車などの車両が入らず、火災及び災害時など非常に危険性が懸念されるため、水路整備事業と併せて道路新設を関係者の署名を添えて要望しますとあります。ですから、井手地区、この狹隘道路は地元の人々にとっては緊急車両が通れないと思われていましたし、また、ひょっとして緊急車両が通れるとしても、かなりスピードダウンしてぎりぎり通るしかないという道路ではないかという地元の人たちの認識、私もそういうふうに思っていたところです。

この井手地区の狹隘道路の現状について、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（古賀正光君）

井手地区における狹隘道路の現状についてですが、井手地区を含む蒲池地区は圃場整備が行われていないこともあり、古くからの蛇行した道路が数多くあります。このような道路の沿線に住宅が立ち並んでおり、通行する車両や歩行者の安全確保などの問題が生じていることは認識しております。そのため、各行政区からの要望を受け、地権者の同意が得られた箇所から順次狹隘道路の解消を進めております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

関連して、要望書にも触れられております井手地区における水路整備事業についてですが、これは福岡県が行います農村集落基盤再編・整備事業の柳川3期北部地区のうち、農業集落排水施設整備3路線の1つが井手地区の水路整備事業です。この水路整備事業と関連しての狹隘道路の改善をお願いしてありますけれども、この水路整備事業計画の進捗状況はいかがでしょうか。

○水路課長（田中浩孝君）

福岡県が事業主体の農村集落基盤再編・整備事業、柳川3期北部地区についてですが、事業期間は令和8年度から令和16年度まで、整備の全体計画としましては、護岸整備14路線を予定しております。当該箇所につきましては、引き続き狹隘道路整備との調整を図りながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

この護岸工事のために設置される仮設道路を市道として整備して、井手地区狹隘道路南半分の解消を図るよう、井手地区の総意として、先ほどの行政区の要望書があると思います。

この要望書に沿った検討を市として行えないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○建設課長（古賀正光君）

仮設道路を市道として整備できないかという御質問ですが、令和5年に行政区より要望書が提出された箇所は、現道が狭隘で蛇行しているため、水路整備と併せて道路を新設してほしいという御要望でございました。

このため、水路整備事業の計画を行っている福岡県と協議した結果、水路整備事業が着手される前に市が用地買収を行い、工事車両が通行できる仮設道路を整備し、福岡県による水路整備工事が完了した後に、市が生活道路として整備することで協議が調っております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

今の答弁で、生活道路とは柳川市の市道ですね。その確認と、幅はどれぐらいになりますか。

○建設課長（古賀正光君）

生活道路は市道でございます。

道路幅員につきましては、地元で要望されている5メートルで考えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

先ほどの答弁によって、井手地区狭隘道路の南半分に相当する道路が改善できるめどが立ったと思われます。井手地区の皆さんも長年の願いが実現できることと歓迎されると思います。しかし、仮設道路よりさらに北側の蒲生地区に至る道路も狭隘道路で、拡幅が望まれます。北側地区には新規の住宅地もあります。仮設道路を市道認定した上で、さらに北側に延伸して井手地区の狭隘道路全体を改善できないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（古賀正光君）

北側の狭隘道路の改善についてですが、市道を拡幅して狭隘道路の改善を図るためには、行政区長を含めた地元役員の協力と地権者の用地に対する同意が不可欠でありますので、今後は地元役員との協議を行い、地権者の用地提供に関する同意をいただければ、狭隘道路の拡幅に着手していきたいと考えています。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

この地域の南側については、護岸工事の際に仮設道路を市道として整備するというめどが立ちました。この機会にぜひ北側の狭隘道路の拡幅も、地元の声を、市長、ひとつトップである市長が直接受け止めて取り組んでいただくことを切に要望して、この件については質問を終わりたいと思います。

次に、農業政策の課題と今後について質問いたします。

まずは燃油、資材、肥料、薬剤等の現在の高騰状況と、それに対する対策は市としていかがでしょうか。

○農業振興課長（川原洋一君）

現在、国際情勢の不安定化や為替レートの変動、そして、物流コストの上昇など、複合的な要因によりまして農業生産資材の価格が高騰しております。具体的に申し上げますと、農林水産省の農業物価統計調査では、令和2年の基準年を100とした場合の農業生産資材価格の総合価格指数は令和8年4月時点で過去最高の130.8となっており、基準年と比較して約3割高い水準で推移しております。

特に、肥料、飼料、光熱動力費といった農業経営において不可欠な経費の上昇が著しく、基準年と比較すると約4割の上昇となっております。肥料につきましては、その原料の多くを輸入に依存しており、国際情勢の影響を受けやすい状況にあります。また、燃油につきましては、中東情勢の緊張や為替の影響により価格が高騰しており、特に、施設園芸においては冬の加温に燃料が必要不可欠であることから、経営費に占める燃料費の割合が高くなり、影響を受けやすい業種となっております。

こうした中、本市としましては、農業者支援として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、全国農業共済組合連合会が実施主体となっております収入保険の保険料補助について令和8年3月議会において補正予算を上程し、議決をいただいております。

収入保険は農産物を対象に、自然災害による収量の減少や市場価格の低下などによる収入減少を補填する制度で、地域農業経営の安定と農業の維持を図るものでございます。予算執行につきましては、令和8年度に全額繰越しを行いまして、保険料補助を実施する予定としております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

イラン情勢については停戦に向けての正式合意が結ばれるような情報が流れてはいますが、予断は許しません。ホルムズ海峡を経由する原油輸入も不確かであり、燃油、ナフサを基材とする製品等が引き続き逼迫している状況が続くのではないかと危惧しています。JAをはじめ、農業者の現場の声をしっかりと受け止めて、今後とも対策をよろしく御検討願いたいと思います。

次に、農地基盤整備事業についてお聞きします。

国の土地改良法の一部改正による農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した農地基盤整備事業が取り組まれています。どのような事業か、まず説明をお願いいたします。

○水路課長（田中浩孝君）

農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては、平成29年度の土地改良法の改正に伴

い、創設された事業となります。

農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加や農地の分散化が農業生産性の低下や地域農業の維持発展における大きな課題となる中、農地中間管理機構が農地を貸したい人から借り受け、担い手となる農業者に貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化を加速させ、農業の生産性向上や円滑な農地利用の促進を図ることを目的に、平成30年3月30日に制定されております。

事業費の負担割合は、国が50%、県が30%、地元負担が20%ですが、地元負担のうち7.5%を市が負担しますので、地元負担は実質12.5%となります。さらに、事業の実施要件を達成すれば地元負担の12.5%を国が負担しますので、その場合は地元負担は発生いたしません。

その実施要件としましては、主なものとして、対象農地全てに農地中間管理権の設定がなされていること、農地中間管理権の設定が事業計画の公告日から15年以上必要であること、面積の要件としましては10ヘクタール以上、対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集約化すること、事業完了後5年以内に収益率が20%以上向上すること、または生産コストが20%以上削減されることなどがありますが、そのほかにも細部要件が定められております。また、換地に伴う清算金の徴収や事業で造成された施設の維持管理のため、土地改良区の設立が必要となります。

いずれにしても、実際に事業を進める際には、地域の皆様や関係機関と十分協議をしながら進めていくことが必要であると考えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

国も農地中間管理機構を活用した農地基盤整備事業に積極的に取り組んでいるものと思いますが、なかなかいろんな条件がついていて、その辺りの受け止めや理解がどれだけ進むかが課題だと思います。

そういう中で、福岡県及び柳川市における農地基盤整備事業の現状はいかがでしょうか。

○水路課長（田中浩孝君）

柳川市では、昭和40年代後半から現在まで、市内の農用地面積約3,440ヘクタールのうち約80%の2,750ヘクタール、地区にして10か所を県営事業の圃場整備事業として実施しております。

県内全体で申しますと、農地面積約5万ヘクタールのうち約85.6%に当たる約4.4万ヘクタールが圃場整備を完了している状況となっております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

農地基盤整備事業は県内で約85.6%完了、市内で約80%実施されているということですから、残りは、やはり柳川の蒲池地区に集中していると言えると思います。柳川地区における

農地基盤整備ができていないということで、大変大きな課題だと言えると思います。

柳川地区における農地基盤整備事業については、現在進められている柳川北部第3地区における農地基盤整備事業について、その経過と課題はどういう状況でしょうか。

○水路課長（田中浩孝君）

柳川北部第3地区につきましては、令和2年度に農地中間管理機構関連農地整備事業として国の事業採択を受け、受益面積約32ヘクタールの農地基盤整備を実施中であり、令和10年度末に事業完了予定としております。当該地区におきましても、実施要件の達成に向け、事業の進捗を図っておられますので、当該地区の課題というよりも、この事業を進める上での課題として申し上げます。

まず、事業開始までの問題としまして、費用負担や、農地中間管理権の15年の設定などについて、農業者や農地の所有者の方に対して、いかに御理解を得ていくかであるかと思えます。また、事業実施後、地元の負担をゼロにする場合の実施要件でもあります収益率の20%以上の向上を達成するため、収益性や費用対効果の観点から、野菜や果樹等の高収益作物への転換や規模拡大、施設の維持管理等が課題と考えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

今の答弁のうち、地元の負担をゼロにする場合の実施要件に収益率20%以上の向上だけではなくて、コスト削減ができていけば、それも地元負担がゼロになる条件になるということもあったと思いますけれども、一応確認です。そういうコスト削減も条件になるということでしょうか。

○水路課長（田中浩孝君）

20%以上のコスト削減も実施要件として設定されてございます。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

柳川北部第3地区の農地基盤整備事業については、市議会議員でもあった伊藤法博さんをはじめ、地元の方々の相当の御苦勞があったと話を伺いました。敬意を表したいと思います。

さて、蒲池地区における農地基盤整備事業の経過と現状はどうでしょうか。

○水路課長（田中浩孝君）

経過としまして、平成5年度に蒲池地区土地改良事業推進協議会が組織されまして、基盤整備事業についての説明会や同意徴集等が行われました。しかしながら、同意率が達成基準に届かず、平成9年度には協議会が解散することとなりました。

それから時間が経過しましたが、令和6年2月に開催されましたJA柳川蒲池地区役員、農事組合法人蒲池の役員、個人の担い手、蒲池地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員、さらには行政機関からは市の農政課、現在の農業振興課などが参加した農業委員会蒲池地区

の地域計画検討会において、農業者の方から基盤整備をできるところから進めていけないかという意見が上がったことで、その後、水路課、農地中間管理機構を加え、蒲池の農業を考える会として、これまで6回の会議が開催されてきております。さらに、令和8年4月26日には具体的な候補地として中牟田行政区で筑後農林事務所より事業に関する説明会を開催し、関係者の皆さんと合意形成が図られるよう努めてきたところです。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

蒲池地区のほうは一度農地基盤整備事業を挫折しましたがけれども、やはりここ何年かで、ぜひ農地基盤整備を進めてほしいという前向きの取組が進んでいるということで受け止めておきたいと思います。

それに関連して、蒲池地区はもう一つ大きな課題があります。水利関係の埋没水路についてですけれども、これが相当老朽化が進んでいると思いますけれども、その状況と対策についてお聞きしたいと思います。

○水路課長（田中浩孝君）

昭和30年から昭和40年代にかけまして、蒲池地区で埋設された埋没水路については、当時の地域の皆さんで埋設されており、その後、三潅南部土地改良区が維持管理を行っておりますが、地域の皆様もこれまでの管理については大変な御苦勞があったことかと思います。現在は埋設から60年が経過し、経年劣化により破損や漏水の発生が多くなってきていること、さらには末端まで水が行き届かないなどの問題が生じているということは大変憂慮すべき事態であり、早急な対策が必要であるとの認識は地域の皆様と同様でございます。しかしながら、圃場整備が未実施の地区においては埋設管の更新を行うための補助メニュー等がなく、現状においては埋設管の更新のみを行う場合は全て個人負担で実施していただくことというのが実情でございます。先ほど答弁いたしました地元負担の少ない農地整備事業を活用した圃場整備を進める中で、埋没水路の更新も同時に進めていくことが最善の方法ではないかと考えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

老朽化した埋設水路の改善のためにも、蒲池地区における農地基盤整備事業が必要だということが分かりました。

それでは、蒲池地区における農地基盤整備事業の今後はどのように取り組んでいかれるでしょうか。

○水路課長（田中浩孝君）

このような農地整備事業を進めていく上では、まずもって農業者や農地を所有されている方々の御理解と御協力がなければ実施することは非常に困難でございます。様々な課題に直

面している現状を、農業者の方だけではなく、農業をされていない農地の所有者の方も含め共有していただくことが極めて重要であります。

行政としまして、事業内容や効果、実施要件や費用負担等について十分御理解いただけるよう説明会等を開催し、事業実施に向けた機運が高まるよう努めると同時に、関係機関とも連携しながら事業実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

最初に取り上げました蒲池井手地区の狹隘道路の改善及び蒲池地区の農地基盤整備は、蒲池地区の発展のために喫緊の課題です。この蒲池地区は柳川市の北の玄関口に位置するわけですが、ここの蒲池地区の発展は柳川市の発展にも大いに寄与すると思われます。

農地基盤整備事業については、現在、蒲池で結成されて取り組んであります蒲池の農業を考える会への積極的な関与、あるいはこれまで農地基盤整備を先頭を切って取り組んでこられた伊藤法博さんをはじめ、先行する事業に関与された先輩方々の意見を尊重して、そういう方々の御意見も参考にしながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。そういう意味で、行政のトップであり、しかも、蒲池出身、蒲池のことを熟知されておられる市長にこの蒲池井手地区の狹隘道路改善、蒲池地区の農地基盤整備を進めるに当たっての意気込みをお聞きしたいと思います。

○市長（松永 久君）

蒲池地区ということですが、まず、狹隘道路につきましては、蒲池地区等々ということだけではなく、やっぱり狹隘道路解消には地元の方の同意が必ず必要になってきますので、そういう同意が取れたところから順次進めていきたいというふうに考えております。

そして、基盤整備事業につきましては、先ほど伊藤さん、土地改良区の理事長さんの話が出ましたが、私も当時、一緒になって柳川北部地区については取り組んできました。いろんなハードルがございます。なかなか厳しいような条件もございますけれども、そういう条件を一つ一つクリアして取り組んでいく必要があるかというふうに思っています。

農業振興につきましては、蒲池地区ということではなく、柳川市全体の農業振興のために努力していきたいというふうに思っております。

現在、農業を取り巻く情勢、農業だけではなく、中東情勢等々、物価高等々であらゆる市内の事業者さんは困っておりますので、国、県等々ともいろいろ話しながら、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

市長、よろしくお願いします。

最後に、狹隘道路の改善については、ずっと長年の、私も小さい頃からよく通っておりま

すけれども、そういう課題です。それが護岸の整備と同時に、その仮設道路を市道として認定していこうという、市のほうも積極的に関与していただいていることに感謝しますと同時に、そうであるならば、この機会にぜひ残りの北側半分も狹隘道路を改善してほしい、そういう地元の役員の方の声を、市長、トップ自ら声を受け止めていただいて今後の取組をしていただきたいと思いますけれども、その辺りはどうでしょうか。

○市長（松永 久君）

井手地区の狹隘道路解消ということで、この県営の水路護岸につきましては、私が現職のときに第3期地区としてお願いをした経緯もございます。今回、先ほど担当のほうから話がありましたけれども、あらかたの流れができたということで、それ以降の北側の狹隘ということでございますけど、北側の狹隘道路につきましても、地元の区長さんなり、また、地権者の方と協議して同意をもらわなければなかなか進まない問題ですので、その辺も考慮しながら狹隘道路解消には努めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

市長、よろしくお願ひしたいと思ひます。長年の課題、長年の願ひがかなえられて、蒲池地区が変わっていく大きなインパクトのある転換点になると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、小中学校の再編計画変更案についてお聞きしたいと思ひます。

このたび実施されました小中学校再編計画変更案説明会の状況と、そこで出た意見及びそれについての教育委員会の対応はいかがでしょうか。

○学校再編推進課長（藤吉康裕君）

令和4年9月に策定いたしました学校再編計画の見直しを行い、作成いたしました再編計画の変更案につきまして、保護者や地域の皆様への周知、そして、御理解をいただくため、市内中学校区ごと及び全体を対象といたしました説明会を5月12日から5月31日までの期間内において合計7回開催いたしました。説明会につきましては、平日は午後7時から水都やながわにおいて、日曜日は午前10時から水の郷において開催し、316名の方に参加をいただいております。

主な質問、意見等の概要を簡単に申し上げますと、義務教育学校での卒業式や入学式、運動会や体育祭などの学校行事のこと、それから、制服のこと、また、施設整備のこと、義務教育学校の設置に対する市の考え方や学校の位置を変更した理由、校区が広がることへの安全対策や旧市町を越えた学校再編についての御質問、御意見等をいただいております。そのほか、スケジュールを延長する理由やスケジュールの順番についての御質問、御意見等もいただいております。

今後の予定といたしましては、現在、7月3日まで変更案に対するパブリックコメントを

実施しておりまして、市民の方の御意見等を広く求め、説明会等でいただきました御意見等を含めまして、変更案について再度検討を行い、計画を決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

学校再編推進課長におきましては、変更案の説明会等、大変御苦勞であったと思います。

ただ、今説明された取組の状況でありますけれども、再編されたやまと小学校、これが実際スタートして、子供たち、保護者、地域にとってどうであったのかということの検証のためのアンケート、あるいは小中学校再編計画変更案そのものについての幅広い意見集約としてのアンケート集約、そういうことが必要ではないでしょうか。アンケート形式だと非常に簡単に答えられるような、そういう準備もできると思いますけれども、その辺りの検討はいかがでしょうか。

○学校再編推進課長（藤吉康裕君）

大和地区の6小学校を再編いたしまして開校したやまと小学校につきましては、今現在1年が過ぎておりますけれども、開校後の子供たちの環境や地域の気持ちの変化などを把握するために、児童、保護者、教職員を対象といたしまして、今現在、アンケートを実施しているところでございます。

また、柳川市立小中学校再編計画の変更案につきましては、先ほど申し上げましたとおり、5月に説明会を開催いたしまして、現在、市民の方から意見集約のためのパブリックコメントを行っておりますので、広く意見を求めている状況でございますので、改めて変更案に対するアンケートの実施は今のところ考えておりません。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

なぜやまと小学校についてアンケートという調査、実際、今、児童、保護者、教職員を対象としたアンケートは実施されているということですが、大和地区の地域全体の方々の意見反映はどうであろうか、ちょっと取り残されているのではないかとお願いをしたところです。

それとまた、パブリックコメントはやっぱり記入方式になっていますので、これに自分たちの意見、質問等を反映させるというのも、やはりなかなか限定される傾向にあったのではないかと思います。

また、アンケート調査、あるいはパブリックコメントを実施された後に教育委員会としての見解を述べて、市民との意見交換を直接する場、そういう場が必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○学校再編推進課長（藤吉康裕君）

現在、やまと小学校の児童、保護者、教職員に対しまして行っておりますアンケートにつきましては、取りまとめを行いまして、内容について協議するとともに、概要等についてアンケートに御協力をいただきましたやまと小学校の関係者、それから、市議会の皆様、それから、教育委員会などへ報告をしたいと考えております。

また、パブリックコメントに寄せられた御意見等につきましては、市の規定にのっとり、市の考えをウェブサイト上に公表する予定にいたしております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

やまと小学校関係のアンケートについてちょっと追加で質問いたしますけれども、学童保育に関する、そういうアンケートは内容としてありますか、あるいは学童の指導員の方たちに関してアンケートを取られる、そういう予定がありますか。

2点目は、やまと小学校のアンケートについて、やまと小学校の関係者、市議会や教育委員会などへ報告したいと考えておりますということですけれども、それを市のホームページに載せて市民の皆様全体に公開するということは検討されませんか、いかがですか。

○学校再編推進課長（藤吉康裕君）

今現在行っておりますやまと小学校の保護者、教職員に対しますアンケートにつきましては、学童保育の内容についても質問項目として入れておりますので、その分についてはいろいろな御意見等が上がってくると思います。

また、そういった今回の取りまとめを行いました報告につきましては、どこまで公表できるかは分かりませんが、そういった部分は内容を精査いたしまして、方法等を含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

やまと小の児童、保護者、教職員、関係者の皆様のよかった点、あるいはちょっといろいろな問題を感じている、そういう点も含めて、いろんな御苦勞もあっているのではないかと思います。そういう点を今後の学校再編に少しでも生かしていくためにも、ぜひともアンケート調査の全市民への公開をお願いしたいところです。

さて、今回の柳川市内の小中学校再編計画が示されて以降、市民との直接の意見交換の場が全く足りていません。一方で、三橋地区の小学校再編計画では藤吉小学校が突然外れたり、大和中、三橋中の統合は市長の見直し検討の一言で取りやめになったりしています。今回の変更案についての説明会でも、最終日にはそれまで出た意見についての教育委員会の見解を示して市民との意見交流を図ってほしかったというふうに思います。やまと小の再編について及び変更案についてのアンケート実施が市民から要望されても実施されないのでは、市民と共に築く学校再編とはなっていないのではないかという危惧をいたしております。

それにつなげて、今度は蒲池の義務教育学校開校に向けての質問をいたしたいと思います。

今年度、蒲池小学校に入学した1年生、蒲池中学校に入学した1年生が1クラスになりました。そういう状況についての何らかの対策、対応は取られているのでしょうか。

○学校再編推進課長（藤吉康裕君）

蒲池地区の児童・生徒数につきましては、今後しばらくは1学年が学級編制の基準となります35人前後で推移していく見込みであると考えております。そのため、今後すぐには全ての学年が1クラスになるとは現在のところ考えておりません。

蒲池地区につきましては、令和9年4月に義務教育学校が開校予定で、9年制の義務教育学校になることで学校全体の学校規模が確保できることがメリットの一つとなっております。また、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育によりまして、児童・生徒の切れ目のない学びと成長を実現でき、人間関係の固定化といった課題につきましては、小学校、中学校では実施が難しい9年間の中での異学年交流などにより、思いやりの心やコミュニケーション能力等、9年間の縦の関係を通じて児童・生徒の人間関係の醸成を図りながら、地域に根差した教育を行っていくこととしております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

人口減少の問題で、少子化の状況について、これまでの、先ほどの議会の中でも具体的な出生数、児童・生徒数が増えられて、1学年1クラスになる学校がこれから十分に出てくるのではないかとというふうに危惧されているところです。

さて、その対策として、これまで少人数加配という対策で学級定数以下でも1学級を2学級にしてきた事例があったと思います。その経緯について説明をお願いしたいと思います。

○学校再編推進課長（藤吉康裕君）

少人数加配についてのお尋ねでございますけれども、県から市立小・中学校に配置されます教員の定数について、現在、複式学級の解消のための方法以外に、1学級を分けて2学級にすることを目的とした定数の加算はございません。例えば、小学校につきましては、令和7年度より全学年が35人学級編制となっておりますけれども、以前は40人学級編制でございました。その時期に習熟度別に分けた少人数授業などを実施するために指導方法工夫改善を目的として配当された教員を活用いたしまして、一定の条件の下、1学級を2学級に分けることはありましたけれども、あくまでそれは当時の特例的な運用による取扱いでございます。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

特例的な運用による対策であったということですが、しかし、これまでも何回か取り上げてきましたけれども、学校再編の趣旨として、1学年の学級数を2から3とする、そういう方針がありました。だから、1学年1学級となることへの対応がまた別に必要ではな

いかということで一般質問をしているわけです。特例的といえども、これまで40人学級の40人に満たない場合でも1学級を2学級に分けて対応してきた、そういう具体例が柳川市内でもあるわけですから、そういう対応ができないかということについて再度お聞きしたいと思います。

○学校再編推進課長（藤吉康裕君）

学校再編を進めていく上で、人間関係の固定化を防ぐなどのためにクラス替えができる学級数であることは大切なことであるとお話をしてきたところでございます。ただ一方で、文部科学省の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方では、学校規模の適正化だけではなく、各地域におけるコミュニティの核としての学校の性格や地理的要因、地域事情等に配慮することが示されており、各地域の実情に応じた学校再編を進めていくことも重要であると考えております。

蒲池地区においては、義務教育学校の全学年がすぐに1クラスになるとは想定しておりませんが、1学年1学級となることへの対応につきましては、幅広い異学年による交流、教職員の連携による個別のニーズに応じた複数での指導、教職員と児童・生徒との深い人間関係の構築など、9年制の義務教育学校の特性を十分に生かして対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

1学年1クラスということになれば、私の教員の経験からいっても、いじめをはじめとした児童・生徒間の人権に関する問題が生じた場合、かなり厳しい状況に追い詰められます。報道等でもありますように、いじめられた側、被害に遭った側が転校をせざるを得ないという事態もまま見受けられます。

先ほど学校再編推進課長が答弁された内容については、どうもやはり抽象的で、不安感は拭えません。これまで蒲池義務教育学校の3年前の最初の説明では、職員室さえ元の小学校と中学校で別々でした。そんなことで9年間という長い教育期間を指導する側の教職員が一体になることができるのかという地元の声が上がって、現在、小・中学校の職員が一つになる職員室が建設されようとしているわけです。そういう経過があります。

この蒲池の義務教育学校が真に義務教育学校としてのすばらしい教育成果を発揮できるためにも、私はやっぱり1学年2学級、これを特例措置でも実施すべきだというふうに考えます。

改めてお聞きしたいと思いますけれども、そういう私の経験からいっても、1学年1クラスにおける学級内での人権に関する問題が生じた場合の対応として、特例としての措置を取っても2学級に分けるという対応について再度お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○学校再編推進課長（藤吉康裕君）

いろいろ御意見いただいております。繰り返しになりますけれども、1学年1クラスにつきましては、来年4月開校予定の義務教育学校の特性を十分に生かして、先ほども申し上げましたとおり、複数の教員で関わることで、また、子供との人間関係を構築いたしまして、子供との信頼関係を築いて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

委員会としての意気込みは分かりました。しかし、実際、現実問題としてそういう問題が起こったときにどう対応するのか、そういうことも含めて今後も検討していただきたいと思っています。

それで、今現在、来年4月に開校予定の蒲池地区の義務教育学校につきましては、職員室を1つにして、現在、中学校グラウンド南側にある部室棟のある場所に建設が進められる予定です。職員室を含む工事につきましては、その開校のための小学校の職員室と中学校の職員室を1つにした新職員室の建設の進捗状況は現在どうなっていますでしょうか。

○学校再編推進課長（藤吉康裕君）

令和9年4月に開校予定の義務教育学校の職員室につきましては、職員室を1つにいたしまして、現在、中学校グラウンド南側にある部室棟の場所に建設予定でございます。

職員室を含む工事につきましては、職員室、職員室を中心に小学校校舎と中学校校舎をつなぐ渡り廊下などの設計が終了し、7月に工事の入札を行う予定にしております。

また、職員室については開校に向けて学校が早めに準備できるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（新谷信次郎君）

蒲池義務教育学校の進捗は、この後の昭代の義務教育学校にも、その開校にも大きな影響を与えたいと思いますので、しっかりと義務教育学校の中身が実現できる、そういう校舎の配置、建設を進めていただきたいと思います。

さらに言えば、蒲池小・中学校の現在の校舎、体育館の建築年数ですけれども、体育館については小学校は40年、中学校は47年経過して、蒲池中学校の北校舎は55年経過しています。使用限度まで余裕がありません。そういう課題もあります。蒲池地区と昭代地区の義務教育学校設置が柳川市内小・中学校再編のつじつま合わせというそしりを受けないような中身づくりを期待して、私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（荒木 憲君）

これもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時 4 分 延会

令和8年6月23日（火曜日）

柳川市議会第2回定例会会議録

令和8年6月23日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 菊 次 太 丸
3番 甲 木 健太郎
5番 田 中 康 徳
7番 佐 藤 勝 広
9番 浦 川 和 久
11番 江 口 義 明
13番 佐々木 創 主
17番 緒 方 寿 光
19番 荒 木 憲

2番 梶 島 正 吾
4番 三小田 保 弘
6番 橋 本 憲 之
8番 今 村 智 子
10番 新 谷 信次郎
12番 荒 卷 英 樹
15番 高 田 千壽輝
18番 樽 見 哲 也

2. 欠席議員

14番 近 藤 末 治

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	松	永	久
副	市	江	島	和
教	育	橋	本	博
総	務	野	口	光
会	計	本	吉	尊
市	民	山	田	太
保	健	横	山	美
建	設	梅	崎	敬
産業経済部長兼大和庁舎長		江	口	範
教育部長兼三橋庁舎長		堤		弘
消	防	堤		敬 一 郎
人	事	古	賀	順 一 郎
総	務	立	山	武 敏
総	合	飯	田	義 親
財	政	木	下	康 治
税	務	横	山	章
健	康	金	子	成 人
建	設	古	賀	正 光
農	業	川	原	洋 一
上	下	高	田	郁 正
学	校	野	田	希 学
福	祉	小	池	由 希
都	市	梅	崎	慎 司
水	路	田	中	浩 孝
水	産	平	川	昌 之
商工・ブランド振興課長		金	子	幸 喜
観	光	犬	塚	将 徳
教	育	大	向	智 樹
学	校	藤	吉	康 裕
生	涯	木	原	隆 文
消	防	荒	卷	俊 輔

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	森	康	貴
議 会 事 務 局 次 長	三 小 田	祐	輔
議 会 事 務 局 総 務 議 事 係 長	中	嶋	直 子

5. 議事日程

日程（１） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	6 番 橋 本 憲 之	住んで良し訪れて良しの魅力ある柳川へ 1. 物価高騰下における市の対応は 2. 安全で安心して暮らせる街に 3. 魅力ある街づくりを
2	8 番 今 村 智 子	1. 水泳授業の民間委託について 2. 次世代につなぐ柳川農業の推進について
3	15 番 高 田 千 壽 輝	1. 敬老祝賀会について 2. 有明海の栄養塩不足について
4	2 番 梶 島 正 吾	1. 市民文化会館について 2. 漁業者救済について 3. 柳川城と学校再編について

午前10時 開議

○議長（荒木 憲君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員17名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

○議長（荒木 憲君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をタブレットに表示の日程表の記載順に行います。

第1順位、6番橋本憲之議員の発言を許します。

○6番（橋本憲之君）（登壇）

皆さんおはようございます。6番橋本憲之でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

6月も下旬を迎えて、柳川市は梅雨の真っただ中にあります。田植もほぼ終わって、これから7月中旬から下旬にかけての梅雨末期には線状降水帯や集中豪雨による災害も心配され

ます。天気の2週間予報を見ますと、7月頭までは傘マークで埋め尽くされております。市長は先行排水のプロフェッショナルでありますので、安心してはおりますけれども、災害が起こらないことを願うばかりでございます。

さて、有明海や河川、クリークとともに、低い土地で暮らしてきた我々にとって水との共生は恵みである一方、市民の命と暮らしを守る大きな課題でもあります。また、私たちの暮らしを見渡せば、物価高騰、人手不足、資材価格の上昇、そして、人口減少と、地域社会を取り巻く環境は目まぐるしく大きく変化しております。世界で起きている出来事も決して遠い国の話ではなく、原油価格や電気代、食料品の価格を通じて、私たちの家計や市内事業者の経営に直結しています。こうした時代だからこそ、柳川市が今、何を守り、何を変え、どのような未来を次の世代に残していくのかが問われています。

本日は、人口減少時代のまちづくり、物価高騰下における市の対応、そして、安全で安心して暮らせる地域防災体制について質問してまいりますので、執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をお願いいたしまして、壇上からは以上といたします。ありがとうございました。

○6番（橋本憲之君）続

まず1個目なんですが、人口減少時代のまちづくりについてお伺いしたいというふうに思います。

人口減少は数字だけの問題ではなく、先ほども言いましたけれども、商店、医療、公共交通、地域活動、防災体制に関わる市民生活そのものの課題だというふうに思います。市としては、現在の人口減少をどのように認識し、市民の暮らしをどう守り、どのような未来の柳川市をつくろうとしているのか、10年、20年、30年後のビジョンを市民に分かりやすくお示しいただきたいというふうに思います。

○総合政策課長（飯田義親君）

人口減少への認識につきまして、本市において昨年度策定しました第3次柳川市総合計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、人口減少抑制と地方創生を本市の最重要課題と位置づけており、これらの解決に向け、分野ごとに基本方針、目標などを定め、各種施策を推進しております。

市民の暮らしをどう守り、どのような未来の柳川市をつくろうとしているのかとのお尋ねですが、総合計画において、まちの将来像として設定をしております「人と水が紡ぐ活力あふれる共創のまち」を目指し、柳川の豊かな自然や文化を残し、かつてのにぎわいを取り戻すとともに、各産業のさらなる活性化を図り、豊かで希望の持てる柳川市を次世代に引き継いでいきたいと考えております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

答弁ありがとうございます。

人口減少の抑制、それから、地方創生を市の最重要課題と位置づけ、「人と水が紡ぐ活力あふれる共創のまち」、これを目指していきたいということでございます。これは第3次総合計画の中にしっかりとうたっておりますね。

柳川らしい自然や文化を守りながら、地域、産業を活性化し、次の世代に希望の持てるまちを引き継いでいく、その方向性につきまして、私自身、大変に重要であると考えておるところでございますが、ただ、その将来像を実現するためには、理念を掲げるだけではなくて、人口減少をしていく現実の中で暮らしをどのように守り続けるのかという具体的なまちの形を考えていかなければならないのではないかとこのように思っておりますが、特に、人口が減っても地域の暮らしを守るためには、公共施設、交通、商業、医療、福祉を単体でばらばらに考えるんじゃなくて、まち全体の形として考える必要があると思います。

周知という意味においても、現在策定中でパブコメまで終了した立地適正化計画について伺いたいと思いますが、この計画は、人口が減っていても、先ほど言った医療、福祉、買物、公共交通など、暮らしに必要な機能を維持するためのまちの設計図だと私は理解をしているところでございますが、市民の皆さんの中には、この計画によって誘導区域外は切り捨てられるんじゃないかというふうな不安を持っている方もいらっしゃると思います。居住だったり都市機能の誘導をどのように考えられているのか、市民の不安材料を払拭するという意味でも分かりやすく説明のほうをよろしくお願いします。

○建設部長（梅崎秋敬君）

先ほど議員の御質問にございましたが、本市におきましても、全国的な傾向と同様に、人口減少、少子高齢化が進んでおります。このまま市全域に広く分散したまま人口減少が進みますと、商業施設や医療機関などの生活に欠かせない重要な施設の維持が困難になったり、バスや鉄道などの公共交通の運行が減少していくことが懸念されているところです。また、市全域に広がる道路や橋梁などをはじめとする公共インフラを維持保全していくために、今後も継続した財政負担も伴っていくことは予想されることです。

そのため、緊急性や市民生活などへの影響度に応じて優先順位を設定したり、施設の集約化を検討したりすることで、限られた財源の有効活用を図ることも必要となってまいります。

このような背景を踏まえ、立地適正化計画では、将来にわたって利便性が高く、暮らしやすい生活を継続できるよう、医療機関や福祉施設、商業施設などの日常生活に必要な施設と多くの人が居住するエリアを適切に維持し、公共交通と連携を図りながら、車を利用しない方でも必要なサービスにアクセスしやすいまちづくりを目指していきます。

さらに、本計画では居住や都市機能を誘導する区域を設定しておりますが、対象区域以外の地域についても、それぞれの地域の特性を考慮しながら、生活の拠点となる場所を維持し、公共交通によって市内の主要な施設やサービスを利用しやすい環境整備を進めてまいります。

なお、本計画は市民の皆様は特定の居住地を強制するものではなく、将来も暮らしやすい

まちを維持するための方針として計画策定を進めているものです。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

柳川市が持続可能なものとするために、決して都市機能誘導区域や居住誘導区域から外、ここについては知りませんよということではなくて、公共交通ネットワークの整備によって暮らしやすいまちを維持していくということですが、公共交通は、昨日の菊次議員、それから、佐々木議員、緒方議員、こちらの質問でもございましたけれども、高齢者はもちろんだと思いますが、学生、それから、車を使えない人、運転できない方、この方たちの生活の足でもあると考えております。また、まちづくりの骨格でもあるというふうに私は考えております。それがなければ暮らしのほうは成り立たないので、1次交通は大手のバス会社さん、それから、電車会社さんというところで行っていただいておりますが、それから先の2次交通、3次交通、これを1種類に限るということではなくて、昨日も話があったんですが、地域の特性に合った、それぞれの特性を見極めてハイブリッドな2次・3次交通の再構築をしていただきたいというふうに強く要望するところでございます。

続いて、第3次総合計画の土地利用構想と実際の土地利用ルールについて伺いたいと思いますが、まず、現在の用途地域、これに関しては総合計画の土地利用構想と整合性があるのかどうか、伺いたいと思います。

○都市計画課長（梅崎慎司君）

現在の用途地域につきましては、総合計画の土地利用構想では都市計画用途ゾーンとして示されておりまして、整合はできております。

以上でございます。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

当然のことを質問したんですが、もちろん市としては最上位計画に位置づけてある総合計画、これに準じているということでしょうが、主要道路沿いに使えそうな土地があっても開発が進まない場所があるように私のほうでは感じるところがございます。例えば、国道443号バイパスの南側、それから、国道385号、ここは今のところ虫食いの的に開発が始まっておりますが、それから、県道柳川筑後線、それから分岐しています市道正行中山線などは用途地域とか土地利用規制が民間投資の制約となっている事例はないのかどうか、お伺いします。

○都市計画課長（梅崎慎司君）

都市計画法に基づきます用途地域の指定は住みよいまちづくりや秩序ある都市活動のために行われ、具体的には、住宅と工場、大規模商業施設等との混在を防ぎ、住環境の保護と事業の利便性の増進を両立させることにより、良好な都市環境を形成することを目的としております。

議員の御質問にありました地域や道路沿いにつきましては用途地域の指定を行っておりませんので、用途地域が土地利用や民間投資の制約となった事例はないものと認識しております。

以上でございます。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

私もよく理解をしていませんでしたが、要は用途地域指定をされていない土地なので、直接もちろん足かせにはならないということなので、今とんちのような話だったんですけど。

それでは、現在の用途地域指定は、人口減少、それから、商業形態の変化、そして、交通網の変化、企業立地の在り方など、社会情勢の変化に対応できているのかどうか、伺いたいと思います。

○都市計画課長（梅崎慎司君）

用途地域の指定につきましては、旧柳川市、三橋町、大和町の1市2町で構成いたします柳川都市計画区域において、昭和44年5月に当初決定がなされております。それ以降、社会情勢の変化や地域の実情に合わせながら変更を重ね、平成25年8月の第6回変更決定が最後となっております。これまでの社会情勢の変化等に対する対応につきましては、現行の用途地域の指定でおおむねできているものと考えております。

以上でございます。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

平成28年に筑後中央広域都市計画区域へと改定され、ここは県の管轄ということなんですが、それから10年たったというふうに思いますが、先ほども言いましたけれども、取り巻く環境というのは多分変わってきているんじゃないかなというふうに考えます。

策定中の立適ですね、これを実効性のあるものにするには、もちろん用途地域の在り方というものも一体的に検討する必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、先ほどの質問の要旨となるんですが、質問した地域を用途指定しておけば、計画との現実の土地利用がかみ合って、民間投資を呼び込んで、雇用とか生活利便施設の確保にもつながるので、立地適正化計画策定に合わせて用途地域の見直しを検討してみてもいいと思いますが、それについての見解をお願いいたします。

○都市計画課長（梅崎慎司君）

現在策定中の立地適正化計画におきましては、居住や都市機能の誘導を図る観点から、適切な規制とエリアの価値創出のため、施策の方向性といたしまして用途区分の見直しを示しているところでございます。

また、用途地域の指定は都市計画マスタープランに即して定められるというものでありま

して、立地適正化計画策定後は都市計画マスタープランの見直しにも着手する方針としておりますので、その中で用途地域の指定の在り方についても議論した上で、用途地域の区分見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

しっかりと検討のほうをよろしくお願ひしたいと思うところなんです、続いて、農振地についてお伺いをしたいというふうに思います。

もちろんこの議場内にも農業をされている方はたくさんいらっしゃると思いますが、農地を守るということは大切ではございますが、しかし、雇用の場であったり、生活利便施設、観光客をどこに誘導するのか、これも同じく重要なことではないかなというふうに思います。

以前、ほかの議員も質問をされていましたが、再確認という意味で、農振農用地において農地転用は制度上可能かどうか、これについてお伺ひしたいと思います。

○農業振興課長（川原洋一君）

農業振興地域の整備に関する法律で定めます農振農用地を宅地などに転用する場合は、まず、農振農用地、いわゆる青地から農振除外申請をして白地の農地へと変更し、その後、農地法で定めます農地転用をすることになります。

ただし、農振除外のためには、国が農振法に定めた要件がございまして、具体的に申し上げますと、農振農用地区域以外に代替地がないこと、各自治体で策定しております農振農用地区域内における地域ごとに作成する将来の農地と担い手に関する計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと、圃場整備や暗渠排水事業など、農業生産基盤整備事業完了後の翌年度から起算して8年を経過していることなど、様々な要件を全て満たす必要があることから、可能ではありますが、ハードルは高いものと考えます。

議員お尋ねの農振地での転用につきましては、これら農振除外の申請許可が下りた後に、農地法の規定に基づきまして転用申請をして県知事が許可をすることになります。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今、課長の答弁では制度上は可能であるということですが、過去の一般質問で、市として農振地の見直しの可能性があるという答弁もお聞きをしたところでございます。

先ほども言いましたけれども、国道443号のバイパス、それから、国道385号、県道柳川筑後線、市道正行中山線沿いなどを含む農振地域の見直しについて、その答弁の後、どうなったのか、どうなっているのか、その状況を伺いたいと思います。

○農業振興課長（川原洋一君）

農業振興地域整備計画の全体見直しにつきましては、農振法に基づいて、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模などの状況及び将来の見通しを調査し、必要に応じて見直すものでございます。

全体見直しでは、農振農用地のままになっている道路や公共施設などを除外地にしたり、錯誤などで白地になっていた優良農地を青地へ編入したりする整理作業が主なものになり、先ほども答弁いたしました農振除外の条件が厳しいことや、この計画自体が農業振興に資することが目的でございます。全体見直し、整理作業が県などの関係機関との協議まで完了した後は、今までのような部分的な農振除外がさらに困難になると想定されます。このような観点から、現段階では本市の農業振興地域整備計画の全体見直しには至っていないところでございます。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

計画の見直しは、その後、至っていないという今答弁でございましたが、先日の報道で、みやま市さん、ホテルにワンヘルスセンターができるというところで、ホテルへの問合せ、これをするということで、国道443号バイパス沿いに誘致を考えているというふうな報道がなされておりました。

市民の方からは、今の話のように、隣のみやま市はばんばん開発が進んでいるように見えるけれども、何で柳川市はできないのかと、こういうふうに聞くこともございます。

みやま市と柳川市、同じ国道443号バイパス沿いで何が違うのか、その辺を教えていただいているのでしょうか。

○農業振興課長（川原洋一君）

みやま市の国道443号バイパス沿道についての御質問でございます。

みやま市の443号バイパス沿道についてみやま市の関係課にもヒアリングをしておりますけれども、みやま市の443号バイパスの土地は、もともと白地の農地、いわゆる農振地でない農地を通っていた部分もございまして、そこに接している箇所から、少しずつではございますが、農振除外、農地転用を行いまして、現在の形になっているということでございます。

本市の国道443号バイパス沿道は基本的に農振農用地でございますので、農振除外や開発が容易にできないのが現状でございます。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

沿道に宅地とか白地の農地があったからこそ進んでいったということでございますが、今の現状、385号沿いみたいな感じですかね、ああいった感じで一つの開発が許可できれば、隣を農振除外して農転をかけていくと、圃場申請していくということで進んでいっていると

ということでございますが、先ほども言いましたけれども、特に、443号の南側、ここはがつり農振農用地で制度上難しいということは理解をするところでございますが、だからといって何もしないということはできませんので、人口減少を食い止めることにもつながりませんので、第3次総合計画では、夢を描いたまちづくりを実現するために、土地利用規制の在り方を改めて検証すべきではないかというふうに思うんですが、市長、この辺、何か見解ございましたらお願いいたします。

○市長（松永 久君）

議員御指摘のとおり、国道443号、そしてまた、385号バイパスにつきましては、成長や活性化が期待される地域として認識しておるところでございます。

第3次柳川市総合計画におきましては、土地は限られた資源であるという位置づけの下、長期的な視野に立ち、地域の活力が維持向上するよう、計画的な土地利用の方針を定めておるところです。

今後、土地利用の在り方を整理した上で、地域振興について検討を進めていきます。豊かで希望の持てる柳川市を次世代に引き継ぐためにも、各産業のさらなる活性化を目指して、より効果的で適切な土地利用を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

市長からの答弁ありがとうございます。

より効果的で適切な土地利用を推進していただくということでございますが、公共施設、公益性の高い施設ですね、これについては農振除外とか農転が不要だったり、条件が緩和されるということも少し耳にはしておりますので、将来的な民間資金の投資、これに期待を込めて、市長には早急に、その地域で何をを目指すのか、職員とか民間事業者にも見える形で方向性を示していただくことを切に求めて、次の項に移りたいというふうに思います。

2項めでございますが、物価高騰下における市の対応についてお伺いいたします。

原材料費、燃料費、人件費、電気代などが上がって、市内事業者の経営環境は厳しさを増しているということは皆さんも御承知のところだと思いますが、市内事業者が弱りますと雇用が減りまして、地域活動の担い手も減る。結果として、市民生活全体に影響を及ぼすのではないかと思います。これは事業者だけの問題ではなくて、地域を守る問題ではないかというふうに思います。

市内の事業者は地域の雇用と暮らしを支える土台でありまして、原材料費、燃料費、人件費の高騰が続く中、市内事業者の経営環境、それから、価格転嫁の影響、今後の物価上昇への危機感について市としてはどのように把握をしてあるのか。表に出てくる相談件数だけで判断をするのではなくて、声を上げられずにいる耐えている事業者の実態にも目を向ける必要があると考えるんですが、厳しいときほど行政の情報発信と相談につなぐ姿勢が問われま

すが、市として把握している状況と見解についてお聞かせください。

○商工・ブランド振興課長（金子幸喜君）

議員おっしゃるとおり、現在、我が国の経済は、不安定な世界情勢や為替相場の変動などに伴います原材料費、エネルギー価格の高騰、さらには深刻な人手不足や労務費の上昇など、全国的に事業者の経営を強く圧迫する厳しい状況が続いております。本市においても例外ではなく、市内の各種産業、事業者においては、非常に厳しい経営環境に置かれているものと認識しております。

このような状況に対しまして、市の担当窓口をはじめ、柳川商工会議所や商工会とも緊密に連携を取り、物価高騰に伴う資金繰りや価格転嫁に関する経営相談窓口を活用しまして、事業者の声に耳を傾ける体制を常に整えているところでございます。

現在のところ、市の相談窓口において経営破綻や事業継続の断念などの極めて厳しい相談が直接的に上がってきているというふうな状況には至っておりませんが、これは決して市内の事業者に影響がないということではなくて、各事業者の皆様が懸命な自助努力やコスト削減によって歯を食いしばって耐えておられる状況にあると推察をしておるところでございます。

今後も物価上昇が継続する可能性がある中、市としましては事業者の耐え忍びが限界を迎えるのではないかとという極めて強い危機感を持っております。限界を迎えた場合、これまでは表面化してこなかった事業停止や廃業が一気に顕在化するおそれがあります。それに伴う物流の停滞や地元商店の減少などは市民の生活物資の流通をも脅かし、市民生活の利便性を著しく低下させ、ひいては市内経済全体が縮小に向かうという負の連鎖を引き起こしかねません。

このような中、福岡県におきましても、生産性向上や省エネ投資への補助、制度融資による資金繰り支援など、経営体質の強化に向けた施策を展開されておりますが、本市といたしましては、このような広域的な支援策が市内の事業者に確実に行き渡るよう、関係機関と一体となって、相談窓口の強化、情報提供や申請サポート、これらを徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

質問のときの想定どおり、市内事業者というのは厳しい状況にあって、声を上げられずに耐えていらっしゃる方も多数いらっしゃるんじゃないかというふうな認識はできました。

耐えて耐えて、それが表面化したとき、これというのはやはり限界を迎えているときなので、熱中症でクーラーがない部屋の中で耐えている高齢者のような感じじゃないかと思います。手後れになっていることが多いということになりかねませんので、相談が来てい

ないから大丈夫ということではなくて、逆に言うと、相談に来られない事業者さんのほうに目を向けることが大切じゃないかなというふうに思うところでございます。

事業者の経営が厳しくなりますと、先ほどもありましたけれども、雇用や地域活動、物流、日々の市民生活にも影響してまいります。物価高騰への対応は単なる経済対策ということではなくて、地域を守る取組ということでもございます。市におかれましては、商工団体、それから、県と連携をしていただきまして、相談窓口や支援制度の情報が必要な事業者に確実に届きますよう、より丁寧な対応、これをお願いしたいというふうに思います。

また、この物価高騰でございますが、御多分に漏れず、市の発注工事、特に、ここで取り上げますが、建築工事にも影響しておると伺っております。例えば、これは市のホームページにも上がっているんですが、水都駐輪場の屋根工事、それから、増築庁舎の西側倉庫の新築工事、それから、その他の工事の設計業務委託、この辺においては、入札の不調、それから、不落、取りやめということでホームページのほうで確認をさせていただきましたが、今年度の市発注の建築工事において不調、不落や取りやめとなった件数と、その要因が分かればお伺いしたいというふうに思います。

○総務課長（立山武敏君）

令和8年6月5日入札分までの建築工事の状況について、設計金額15,000千円以上の一般競争入札で不落が2件、不調が1件、また、15,000千円未満の指名競争入札で取りやめとしたものが1件の合計4件の事案が発生しております。

主な要因につきましては、建築資材や燃料価格の高騰及び資材供給網の混乱による調達コストの上昇や資材不足が大きく影響していると分析しております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

業者としては、入札価格が公表されていますが、公表されている予定金額では到底できないと。実勢価格に合っていないので、そうなっているということでございましょうが、ここで注視すべきは、土木と建築の違いじゃないかなというふうに思うところでございます。

土木工事はいわゆる地面から下、道路だったりとか水路だったりとかのインフラ整備でございますが、建築工事というのは地面から上の建物の話でございます。設計段階で設計業者が各工種ごとに各専門業者から設計見積りを取りまして、金額を確定させた後に市のほうとしては起案し、発注、それから、設計時と同じように、入札業者自体も専門業者に見積りを取って積算作業を行いまして応札、それから落札、それから着工というふうになってまいります。最初の当初設計時点からしますとタイムラグが大変大きくて、さらに、大型の建築工事になりますと工期が相当長いものになりますので、物価高騰のあおりをまともに受けてしまうというふうな傾向がございます。

ちなみに、これはあくまでも理論値でございますが、理論値というか、公表されている統

計上でございますが、建設総合での物価上昇率というのは、過去5年間で約3割、30%、今年5月におきましては前年同月比でプラス6%が物価上昇率というふうになっております。

この6%というのは、普通一般的にいう建設業における一般的な営業利益率、税金を引く前の利益ですね、これの率を超える数字でございます。大体5%が目標でございますので、それを上回る6%というのが上昇しているということでございます。この数字は到底現場のほうで節約をした、節減をしたからといって賄うことができるものではございません。この辺がどこにしわ寄せが来るかといったら、どうしても直接的な工事じゃないところ、例えば、安全面だったりというところに結びついてきて、その辺が懸念材料というふうになってまいります。

これが建設業の現状ということなんですが、現時点で市発注の工事で、工期だったり、それから、事業費への影響はないのか、また、今後の公共事業執行に支障を来す懸念はないのか、お伺いいたします。

○総務課長（立山武敏君）

現在着工している案件におきましては、現時点で工期の延伸が必要となるような具体的な影響は生じておりませんが、入札の不調や不落が出ていますので、事業の進捗や予算執行の計画に少なからず影響が生じてくるものと考えております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

少なからず影響は出てくるというふうな予想でございますが、ここで重要になってくるのが、急激な物価の変動分を発注者である市と受注者とが残工事分の変動差額をお互いに分担して、急激な物価変動の中で公共工事の品質を確保して契約を円滑に履行するための制度、これはインフレスライド条項という条項だと思うんですが、現在、市の発注工事において最も高額で残工事の長い建築工事は、昨年度発注されました市役所の増築庁舎工事だと思います。このインフレスライド条項の適用協議が行われたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（立山武敏君）

増築庁舎の工事についてインフレスライドが協議されたかという点ですが、現時点におきまして事業者との具体的な協議は行っておりません。事業者からの請求を受理した後、手続を迅速かつ適切に進められるよう準備を整えております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

建築工事だけで当初契約で12億円だったですかね。そんなもんやったですよ。例えば、12億円の半分、残工事があと半分として、6%を掛けたら36,000千円。逆に言うと、36,000千円分、この半年で物価が上昇してきているんじゃないかと。これはひとえには言えないで

すが、そういう試算ができるところでございますので、あと半年ぐらいで完工するのであれば、その36,000千円また上がるという予想もつくわけでございます。

事業者は協議以前に、インフレスライド条項の協議はなかったということでございますが、そんなふうなSOSを出していなかったのかどうか。私が聞いているところでは少し疑問が残るところではございますが、制度というものはあるだけでは不十分なのではと思います。もちろん受注業者は知っているとは思いますが、ためらわずに協議や請求できる関係づくりが必要だと思いますが、市としては制度を積極的に活用すべきとの考えを持っているのかどうか、お伺いいたします。

○総務課長（立山武敏君）

物価高騰が続く中にあっても、地域の施工体制を維持し、公共工事の品質を確保することは極めて重要であると認識しております。

スライド条項の活用につきましては、物価や労務費の変動リスクから事業者を守るため、国や県の基準に沿ってスライド制度を活用し、運用してまいります。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

基準に沿ってスライド制度を活用していくということですが、これは私の経験で少しお話をさせていただきますと、県の工事などは、県の工事の担当者のほうからインフレスライドの請求書を出さなくてもいいですかというふうな積極的な問合せをいただきます。柳川市においても、国とか県と同様に、あるいはそれ以上に事業者が活用しやすい環境を整備すべきではと思いますが、市の対応はどういうふうになりますでしょうか。

○総務課長（立山武敏君）

事業者が市ホームページを活用して制度の手続や適用基準に関する周知を図ってまいります。特に、今年度におきましては、既に工事を落札されている事業者に対しまして個別に通知を行うなど、改めて制度の周知、運用の円滑化に努めているところでございます。

さらに、市役所庁内におきましても、発注を担う担当課に対して各種スライド制度等の迅速な対応を求める通知を行い、組織全体での情報共有と運用の徹底を図っております。

また、令和8年7月入札分からはスライド条項の適用が可能である旨を特記仕様書に明記し、分かりやすくする対応を進めてまいります。これにより受注者の皆様の将来的な価格変動リスクを軽減し、応札意欲の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ぜひとも積極的な運用をお願いいたしたいと思います。

この項の最後、市長にお伺いします。

地域の建設業というのは、公共施設を整備するだけでなく、災害時には組合との協定も結んであると思います、地域を守る担い手でもあります。

公共工事の円滑な執行と地域建設業の維持について市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（松永 久君）

私も現職のとき水路課というところにおりまして、大雨のときにポンプを据えていただくときは、建設業協会のほうに電話をして、すぐに対応していただくというような形で対応していただきました。

水路だけではなく、道路や公共施設などのインフラ整備を担い、災害時には、先ほども申しましたけれども、最前線で地域を守っていただく地域建設業の維持発展は本市の安全・安心なまちづくりにおいて不可欠な存在でございます。

市民生活の安全・安心と地域経済を守り続けるためにも、今後とも適正な予定価格の設定や適正な工期設定に努めるとともに、物価高騰に対しましては各種スライド条項を適切に運用してまいります。

今後とも国や県と緊密に連携しながら、公共工事の円滑な執行と地域建設業の健全な経営維持に向けて真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

市長から答弁ありがとうございました。

再度申し上げますけれども、制度をあるだけにはせずに、使える制度にさせていただくことを強く求めますとともに、物価高騰が続く今こそ、受注者が安心して工事に取り組める環境を整えることは重要でございまして、特に、受注者に積極的に働きかけるという動きが重要だというふうに思います。市内の事業者をぜひ守ってくださいとお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

最後に、安全で安心して暮らせる地域防災体制についてお伺いしたいというふうに思います。

近年の豪雨災害は経験則が通用しない規模で発生をしております。この柳川市でも、消防団、防災士、それから、自主防災組織の力をどう結びつけていくのかというのが重要な課題になっているんじゃないかなというふうに考えますが、災害時には行政だけでは全ての現場を同時に把握することはできません。だからこそ、地域の人材を平時から結んで、いざというときに動ける体制を整える必要があるんじゃないかなというふうに思います。

そこでまず、消防団の処遇改善について伺います。

昨年の12月議会におきまして、一般質問において処遇の改善、特に、報酬につきましてお願いをしておりましたが、何らかの改善があったか、お伺いしたいと思います。

○消防本部総務課長（荒巻俊輔君）

消防団の処遇改善に関しましては、前回の一般質問以降、団員への負担軽減や安全面を考慮しまして、資機材更新時には軽量化や近代化に努めているところです。

なお、前回御指摘がありました格納庫空調設備につきましては、建設当初から設置するようにしております。

また、修繕等につきましては、報告を受けまして随時対応していくことを幹部会議の中で確認しているところです。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

設備等について、環境整備ですね、これにつきましては改善をされたということで本当にありがとうございます。感謝しているところでございます。

そういう中でも、団員の確保は難しいという中で、やはり活動しやすい環境づくりというのも重要でございますけれども、やはりふだんから団員同士のコミュニケーションがうまく取れるような直接的な処遇改善というのも再びお願いをするところでございますので、引き続き検討のほうをよろしくお願いいたします。

それでは次に、これはある分団の分団長さんから提案でございまして、私もなるほどなと思って聞いたところなんで質問しますが、例えば、消防団の皆さんが管轄区域内にある水門の開閉管理について、管理者などの指示の下に作業を受託、作業を請け負うことですね、これが可能かどうか、また、それによって報酬を受けるということが可能なかどうか、これをお伺いしたいというふうに思います。

○水路課長（田中浩孝君）

市内の水門は国、県、市、土木組合がそれぞれ管理しており、今回は市が管理する水門に限定してお答えいたします。

操作管理人につきましては、主に市が委嘱している水路委員会から選出していただくか、水門付近の農業者の方が従事されております。

水門の操作管理の実態について申し上げますと、利用形態や従来の水利慣行に応じた水の調整はもちろんのこと、大雨前の先行排水の排水作業の際には上下流での調整など、多岐にわたる作業が必要であります。このように水門の管理は年間を通して行われており、長年の経験や地域住民との信頼関係が非常に重要であると言えます。

このような水利用の実態などを考慮しますと、消防団員の方に火災のときだけの操作委託をするということについては、水管理等に不具合が生じるおそれもあり、現段階では非常に困難ではないかと考えております。

また、報酬につきましては、現在、市が管理する水門については地域の皆様の御協力により管理をしていただいております。操作管理費としてのお支払いはしておりません。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

水門管理の難しさというのは理解できたんですが、すみません、私の質問が言葉足らずなところがございます、質問内容が理解していただけていないようでしたけれども、火災時、災害時だけじゃなくて、平時からの可能性。要は消防団員さんというのはふだんから地元根づいた若手の方たちが中心だと思っておりますので、あくまでも災害時、緊急時ではなくて、平時からそういったつながりを持って操作をしておくということでの質問でございました。特に、今の樋門の管理人さんというのはお年を召した方というのが非常に多くございます。柳川みやま土木組合とかにおいてもその環境を改善するという取組はしっかりとしていらっしゃるんですが、いまだに危険な箇所というのは多数残っておりまして、これは人命に関わる場所でもございますので、ぜひここで消防団員が日頃から水の管理を分かっている水門を操作できる状況になれば、その問題も解決できますし、また、そこで幾ばくかの報酬が出れば、先ほど私も言いましたけれども、処遇改善にもつながっていくんじゃないかなという分団長からの提案でございましたので、この質問をさせていただいたところでございます。ぜひ私からの提案として、これは受け取っていただきたいなというふうに思います。

次に、防災士の活用について伺いたいんですが、議員の中にも荒巻議員、それから、浦川議員、今村議員、お三方防災士がいらっしゃいますが、市内における防災士の人数は把握してあるのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

○総務課長（立山武敏君）

本市の防災士の人数についてですが、特定非営利活動法人日本防災士機構に現在42名の防災士が登録されております。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

42名の防災士がいらっしゃるということなんですが、この防災士さんをまとめている組織というのが市内のほうには存在するのかどうか、お願いいたします。

○総務課長（立山武敏君）

現時点では市が把握している防災士による団体は市内にはございません。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

防災士というのは、最近、皆さん結構取ってある方がいらっしゃると思います、みやま市のほうとかもかなり多く取ってあるということもお聞きしておりますが、防災士というのは資格を取るのが目標ではなくて、その後、地域でいかに防災・減災、災害対応というところで活躍していただいてこそ、意味があるんじゃないかなというふうに思うところでござい

す。

市として、その防災士さん、まだ団体はないようなんですが、防災士さんと連携をしていく意思があるのかどうか、お伺いいたしたいと思います。

○総務課長（立山武敏君）

防災士との連携に関しましては、地域防災力の向上を図る上で非常に重要な取組であると考えております。また、防災士と自主防災組織についても地域における防災活動の中で重要な役割を担っております。防災士は専門的な知識と技能を持つ人材であり、その協力により、住民の防災意識の向上や避難誘導の実効性を高めることが期待されます。

今後につきましては、市と防災士、自主防災組織との平時からの連携を通じて地域防災力の向上を図り、安全・安心な地域社会が実現できるよう努めてまいります。

以上です。

○6番（橋本憲之君）

答弁いただきまして、ありがとうございます。

防災士というのは、多様な得意分野、専門分野ですね、これがあるというふうに私のほうもお聞きをしておるところでございます。

ちなみに、5月に行われた市の防災訓練において防災士の方が数名いらっしゃっておいしました。組織がないということもありまして、席も用意されておらずに、ばらばらに座っておられる状況の中で、1人の知り合いの防災士の方からバイク防災士は御存じですかという話を聞いたんです。バイク防災士というのは私も全然知らなくて、じゃ、調べてみてくださいと言われて調べてみたら、ヤマハ、大手のバイクメーカーさんがバイク防災士という組織をつくっていらっしゃいまして、災害時にその機動力を生かして、情報の収集だったり、それから、救援物資の移送というのを担うという役割を果たされているということもございました。また、防災士は地域防災組織の計画段階から携わるというような任務もされているようでございますので、直接市が組織団体をつくるというのはできないと思いますので、そういった動きがあったときにはぜひともバックアップのほうをよろしく願いいたしたいというふうに思います。

また、消防団、防災士、自主防災組織、水路委員会、行政が平時から役割を確認して、地域の実情に合った防災体制をつくることをお願いいたしたいというふうに思います。

最後になりますけれども、本日、人口減少時代のまちづくり、物価高騰下における市の対応、それから、地域防災体制について質問をさせていただきました。一見すれば、それぞれ別々の項目のように感じますけれども、その根底にあるのは人口減少、これの中にあっても市民一人一人の暮らしを守って、この柳川を将来にわたって持続できるまちとしていかにつないでいくのかという共通した大きな課題があるのではないかというふうに思います。

市内の事業者が元気でいなければ、地域の雇用は守ることはできません。暮らしに必要な

医療、買物、交通、福祉が維持されなければ、安心して住み続けることはできません。そして、いざというときに地域で助け合って命を守る防災体制がなければ、市民の安全・安心は成り立ちません。

人口減少も、物価高騰も、災害への備えも待つてはくれません。いつか考える、そのうち取り組むでは間に合わない時代に入ってきているのではないかというふうに思います。だからこそ、今、柳川市には将来を見据えた明確な方向性と具体的な行動が求められているのではないかというふうに思うところでございます。計画に書かれた言葉を実際の施策に変えて、市民がその変化を実感できる形にしていかなければならないというふうに思うところでもございます。子供たちが成長したときに、柳川で暮らしたい、一度外に出ても柳川に帰ってきたいと思えるまちをいかにすれば残せるのだろうか。その責任は今この時代を生きている私たちにあるのではないのでしょうか。

第3次柳川市総合計画に掲げる住んでよし、訪れてよし、働いてよし、魅力のある柳川を単なる理念やスローガンに終わらせることなく、確かな行動、これと結果によって形にさせていただくことを最後に強く求めまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒木 憲君）

これをもちまして橋本憲之議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時8分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、8番今村智子議員の発言を許します。

○8番（今村智子君）（登壇）

皆さんこんにちは。8番、公明党の今村智子でございます。議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして、本日は2点について一般質問をさせていただきます。

まず1つ目は、水泳授業の民間委託についてです。

掘割に囲まれた柳川市では水は子供たちの生活と切り離せない存在であり、地域特性を踏まえると、水泳授業は児童・生徒が自らの命を守るための重要な学習であります。一方で、近年はプール施設の老朽化や維持管理の負担、猛暑による熱中症リスク、教員による指導体制の確保など、学校現場では様々な課題が顕在化しており、水泳授業を民間事業者に委託する学校も増えております。

そこで、本市における水泳授業の実施状況と今後の方向性について伺います。

2つ目は、次世代につなぐ柳川農業の推進についてです。

6月を迎え、豊かな実りを託す田植の季節を迎えました。柳川市の農業は基幹産業であり、市民の暮らしに欠かせない重要な産業です。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足、物価高騰など、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、持続可能性が大きな課題となっています。

これまでも多くの議員の方々が柳川の農業の未来を懸念され、様々な角度から御提案を重ねてこられました。私自身も嫁ぎ先が米農家であり、農業を全く知らない状態からのスタートでありましたけれども、少しずつ作業を手伝いながら学び、また、多くの農業従事者の方々とお話をさせていただいております。その中で、このままでは続けられないという切実な声も耳にしました。地域の農地を守り、次の世代へと確実につないでいくためには、現場の声に寄り添いながら、一つ一つの課題解決に向けての取組が必要であると感じています。

そこで、本日の質問の中で3点について伺います。

- 1、農業従事者の実態把握と課題への取組について、
- 2、農業情報発信の強化について、
- 3、スマート農業推進事業についてです。

質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいのほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○8番（今村智子君）続

それでは初めに、水泳授業の民間委託について質問をさせていただきます。

まず、小・中学校の水泳授業の実施状況について伺います。

1クラス年間の回数はどれぐらい実施されておりますでしょうか。

○学校教育課長（野田 学君）

市内小学校におけます水泳授業は、6月中旬から7月下旬、夏休み前まで実施されており、授業回数は学校によって異なりますが、1クラス当たり年間5回から10回程度となっております。

また、中学校では、6月下旬から9月にかけて、10回から12回程度実施されております。

以上です。

○8番（今村智子君）

それでは、今日も外は雨が降っておりますけれども、猛暑や、また、雨、雷などの天候の影響で水泳授業が中止になったときの対応はどのようにされていますでしょうか。

○学校教育課長（野田 学君）

学校のプールで行う水泳授業は屋外での授業となりますので、雷注意報などの気象情報や当日の気温、熱中症指数、降雨状況などにより、体育主任や養護教諭、管理職が協議し、管理職が当日の水泳授業の可否を判断しています。中止となった場合は屋外での体育や保健の授業を行っています。

以上です。

○8番（今村智子君）

ありがとうございます。

冒頭でも触れさせていただいておりましたが、この水泳授業は、授業のみならず、学校プールの水質管理、整備、点検、清掃などの管理業務、児童・生徒の熱中症対策などの安全確保など、多くの作業が求められ、教職員の大きな負担となっているとの声を聞いております。老朽化が進む施設も多く、管理に要する負担は年々増しているようです。

教育委員会は教職員の働き方改革に取り組まれていらっしゃる中で、このような水泳授業に伴う教職員の負担についてどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか、見解を伺います。

○学校教育課長（野田 学君）

学校プールで水泳授業を実施するに当たりましては、衛生管理や安全上の確認を確実に行う必要がございます。そのため、水泳の期間中は平日の朝と夕方に管理職や体育主任が水温、気温、残留塩素濃度の確認を行っております。また、水泳授業を行う教職員に対し、緊急連絡用としてスマートフォンを身につけておくよう指導しています。

このような対策が教職員の負担になっていると思いますが、学校プールで水泳授業を行うに当たり、児童・生徒の安全を確保するためには必要な措置と考えているところでございます。

また、プールの管理につきましては、プールの使用期間が約2か月と短期間であるにもかかわらず、水道代や施設点検等の維持管理費の負担が大きく、老朽化に伴う設備の故障や漏水も発生しており、水泳授業ができないような緊急性のあるものから随時修繕などの対応をしている状況でございます。

以上です。

○8番（今村智子君）

答弁ありがとうございます。

確かに児童・生徒の安全を確保するための措置としては、学校プールでの安全管理、また、衛生管理は本当に重要であるということは十分理解をしております。しかし、その業務を行うというのが教職員の方でなければならないのでしょうか。そこは本当に疑問に思うんですが、先ほどの答弁で、水泳の期間中、約2か月間、平日の朝と夕方に管理職の方や、また、体育主任が水温、気温、残留塩素濃度の確認、もしかするとそのほかもあるかもしれませんが、行っているということでありました。これは本当にすぐにできるというものではないと思うんですね。20分、30分以上はかかるのではないかなというふうに思っていますけれども、できたらその時間を子供たちと接する時間に確保していただくことが教職員の役割だと思っています。

実際にこういった状況、教職員の方の負担軽減に向けた取組というのは行ってありますで

しょうか。

○学校教育課長（野田 学君）

令和6年度から一部の学校におきまして水泳授業の民間委託を導入し、現在、やまと小学校、昭代第一小学校、昭代第二小学校、矢ヶ部小学校の4校で実施をしています。

導入した学校からは、バス移動や授業時間の調整などの新たな負担は生じていますが、プールの清掃や水質チェックなどの作業がなくなったこと、屋内プールであるため天候に左右されず授業を行えること、委託先のインストラクターから専門性の高い指導を受けられることなどの肯定的な意見が出されており、教職員の負担軽減につながっていくのではないかと考えているところでございます。

以上です。

○8番（今村智子君）

うれしい答弁をいただきました。学校プール管理の民間委託を小学校4校に導入されたということでありますけれども、本当にこれは教職員の負担軽減へ向けた意義ある取組であると評価をいたしております。

しかしながら、柳川市小・中学校全体で見ると、先ほどおっしゃったように一部という状況で、ほかの学校というのがこれまでどおり教職員が全て担っていらっしゃるんですね、今の状況だとですね。

では、教職員の負担が学校によって大きく違っており、また、児童・生徒の教育環境の公平性を考えると、この現状はどのように認識されてありますでしょうか。御意見を伺いたいと思います。

○学校再編推進課長（藤吉康裕君）

学校におけるプールの管理が教職員の負担となっている現状は認識をしています。また、児童数の減少により1学校当たりの教職員数が減っていることもあり、プールの清掃、水質、水量の管理等について、さらに負担がかかっている状況でございます。近年は児童にとっても気象条件によってプールに入れない日があるなど、屋外型のプールの課題も指摘されているところです。

そこで、本市では、水泳授業の民間委託について、ある程度まとまった人数のほう効率的で望ましいことやプール敷地の活用等を考慮いたしまして、基本的には学校再編に併せて水泳授業の民間委託について検討をしています。あわせて、学校によってはプールの建築年が古く、老朽化等による故障などにより維持管理費の費用負担が増大している状況等も含め、総合的に判断し、実施を決めておる状況でございます。こうした理由から、現在、一部の学校において水泳授業が民間委託をされている現状でございます。

今後も引き続き議員が指摘されておりますプール管理に係ります教職員への負担、屋外型であることからの児童の熱中症の心配などの問題を解決するために、水泳授業につきまして

は民間事業者への委託を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○８番（今村智子君）

水泳授業の民間委託は学校再編に併せて、また、プールの老朽化などを総合的に判断されて進めていかれるということの御答弁であったかと思えますけれども、具体的に今後の計画はどのようになっていますでしょうか、教えてください。

○学校再編推進課長（藤吉康裕君）

繰り返しになりますが、水泳授業の民間委託につきましては、現在、基本的には学校再編に併せて進めている状況でございますが、各学校のプールの老朽化等の状況も含めて総合的に判断して進めてまいりたいと考えております。

民間委託に当たりましては、事業者の受入れ可能な期間や時間帯、それから、指導体制などの運営状況との兼ね合いもございますけれども、御指摘をいただいております課題の解決に向けて、最終的には市内全ての小学校の水泳授業を民間に委託して実施していきたいと考えております。

以上です。

○８番（今村智子君）

市内全ての小学校の水泳授業が民間委託ということでもありますけれども、中学校の民間委託に関してはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（野田 学君）

水泳授業の民間委託に関しましては、学校再編推進課長が答弁いたしましたとおり、小学校を優先して取組を進めていく予定にしております。

なお、中学校におきましても各学校のプールの老朽化や民間施設の受入れなどの状況も踏まえ、総合的に判断していきます。最終的には中学校の水泳授業も可能であれば民間に委託できればと考えているところでございます。

以上です。

○８番（今村智子君）

最終的には中学校の水泳も民間委託ということで答弁もいただきました。

それでは、小・中学校合わせてなんですけれども、民間委託に関して完了の時期のめどというのは立っていますでしょうか。先ほども今後の計画ということで伺ったときに、答弁の中で学校再編ということで伺っておりましたけれども、もうちょっと詳しく伺うことができたというふうに思っておりますが。

○学校教育課長（野田 学君）

学校再編推進課長の答弁と若干重複いたしますが、小学校におきましては、柳川市立小中学校再編計画の期間をめどに完了できればというふうに考えております。

また、現時点では小学校の水泳授業を優先して民間委託することにいたしております。そのため、中学校につきましては明確な時期を現段階で申し上げることはできませんが、小学校の民間委託の進捗や中学校内のプールの施設の状況、また、民間プール施設の受入れ状況等を注視しながら、適切な時期に民間へ委託できればと考えております。

以上です。

○8番（今村智子君）

本当に明確とまでは御答弁いただけなかったんですけれども、先日、この小中学校再編計画の資料を頂きましたけれども、この学校再編スケジュールの変更案によりますと、一番最後、仮称で三橋東部小学校、対象校が二ッ河と垂見と中山小になるかと思うんですけれども、これだと2040年度で、これからすると14年後になります。先ほど小学校を優先ということでおっしゃってありましたけれども、それは置いておいて、それを思うと、例えば、今、小学校1年生の子供たちが、この2040年になると20歳を過ぎることになります。本当にまだまだ先の期間ではないかなと。そこまで皆さんが待っていただけるのかなとも思いますし、民間委託にまだなっていない学校の子供たち、また、保護者と教職員の方というのは、うちの学校はいつになるとやろうかといったお考えがとおりになるのではないかなというふうに考えています。

では、その民間委託になるまでという、最後だと14年後になりますけれども、その間は教職員の業務削減というのは、これまでどおりの業務で続けていかれることになるのでしょうか。例えば、民間委託の導入まで水質管理とか清掃、設備点検などを専門的な業者とかに委託する、この管理体制の差を学校ができるだけ少なくできるような対策を取ることができたらありがたいなというふうに思っておりますけれども、教育長のほうからよければこの件に関して御見解を伺えればと思っておりますが、お願いいたします。

○教育長（橋本秀博君）

まずは水泳授業の民間委託につきまして少し整理をさせていただきたいと思います。

教職員の負担軽減のみを目的にするものではないということはお分かりだというふうに思います。第一義は、児童・生徒の安全確保並びに専門性を生かした指導による教育効果の向上、さらには老朽化したプールの維持管理に係る課題への対応などを総合的に勘案いたしまして、持続可能な水泳授業の実施体制を構築することが大きな目的として考えております。議員御指摘のとおり、教職員の負担軽減はその取組によって期待される効果の一つであろうというふうに考えております。

しかしながら、スポーツ庁が示しております持続可能な水泳授業に関する資料におきましても、まずは外部指導者の活用、2つ目が管理業務の委託、3つ目が教職員と外部人材の責任範囲の整理、これが示されておまして、このことを考えますと、待ったなしで進んでおります老朽化と、さらには児童・生徒の安全管理、こういった面、そして、御指摘のとおり、

教職員の負担軽減を考えますと、早急に進めてまいらなければならない課題だというふうに捉えております。しかしながら、予算面を考慮しつつ、県や国並びに近隣市町村の動向も注視しつつ、早急に調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○ 8 番（今村智子君）

教育長のほうから早急に調査研究を進めていかれるという御答弁をいただきましたので、ぜひとも本当にスピードを上げていただきまして、この件に関しては取り組んでいただけたらと思います。

私のほうからはこの質問に関しては以上です。ありがとうございます。

それでは次に、次世代につなぐ柳川農業の推進について伺います。

初めに、農業従事者の実態把握と課題への取組についてでありますけれども、本市の農業従事者の推移、これは2005年から2020年について、単発でも結構ですので、教えていただけたらと思います。

○ 農業振興課長（川原洋一君）

本市の農業従事者数の推移でございますが、農林業センサスにおける数で見ますと、若干調査方法は変わっておりますが、2005年が1,942人、2010年が1,506人、2015年が1,252人、2020年は1,062人となっており、15年間で約45%の減少となっております。

以上です。

○ 8 番（今村智子君）

どうもお調べいただき、ありがとうございました。

15年間で880人、そして、1年間であると約60人近い減少であるということを教えていただきまして、ちょっと驚いております。

それでは次に、本市の農業従事者の年齢構成を教えてください。

○ 農業振興課長（川原洋一君）

同じく農林業センサスにおける本市の2020年の65歳以上の農業従事者割合は50.4%となっており、年間60日以上農業に従事された方の平均年齢につきましては60.4歳となっております。

以上です。

○ 8 番（今村智子君）

ありがとうございます。

それでは次に、2020年から2025年の新規就農者の推移を1年ごとで教えてください。

○ 農業振興課長（川原洋一君）

本市の新規就農者数の推移とその平均年齢につきましては、2020年は8人で平均年齢が39歳、2021年は8人で平均年齢が37歳、2022年は11人で平均年齢が37歳、2023年は4人で平均

年齢が39歳、2024年は4人で平均年齢が25歳、2025年は3人で平均年齢が35歳となっております。

直近の6年間で見ますと、38人の新規農業従事者が就農いただきまして、平均年齢は36歳となっております。

以上です。

○8番（今村智子君）

ありがとうございます。

若い世代、平均年齢36歳という若い方たちの参入というのは本当にうれしく思いますし、柳川農業の未来の宝かなというふうに考えるところであります。

それでは、次にお尋ねしたいのが、後継者がいない農家の戸数について伺います。

○農業振興課長（川原洋一君）

本市の個人と法人を含めました農業経営体は2025年末で527経営体でございます。まだ若い経営者の方もいらっしゃいますが、全体で後継者を決めていないという経営体が349経営体となっております。

そのような中、本市では、農地を持っていながら後継者がいないなど、農業従事が難しい方に対しまして、認定農業者や集落営農組織などのいわゆる担い手への農地貸付け、集積を進めており、令和7年度末の数値ではございますが、本市の農地面積の84%に当たります3,269ヘクタールを担い手に集積しているところでございます。

以上です。

○8番（今村智子君）

ありがとうございました。

いろいろとこれまで数字で実態状況を教えていただきましたけれども、農業従事者数の減少が本当に深刻な状況であるなというのは思いました。しかしながら、担い手の方のおかげで農地面積の84%の農地は守られていると、何とか頑張っていたいただいているということで、希望が持てるなというふうな感じをしました。

そこで、さらに担い手の確保に向けた取組というのはどのようなものをされているか、教えてください。

○農業振興課長（川原洋一君）

本市では、担い手不足の解消などのために、新規就農者、女性農業者などの参入をより容易にするために、県やJA柳川と連携した新規就農者支援会議を設置しており、その中で、パンフレットなどを作成、周知しまして、問合せに応じて毎月第3水曜日に就農相談会を開催しており、年齢制限なども設けておりません。まずは相談会でヒアリングをし、相手方の現状を把握した上で、御希望に沿えるよう適切かつ有力な助言等を行っているところでございます。

また、今般、議員おっしゃいましたように、農業用資材が高騰しており、農業を始めたい方へのハードルとなっているのが現状でございます。そこで、県やJAと連携しまして、離農される、やめられる方がハウスや農業用機械を持たれているかどうかの情報収集を行いまして、新規就農を希望される方とのマッチングなども行っているところでございます。

以上です。

○8番（今村智子君）

いろんな取組をしていらっしゃるようですけれども、内容的にとってもいい取組をなさっていらっしゃる人が多いなと思いましたがけれども、このような情報が実際に農業者に、また、これから農業を始めようかなというふうに関心を抱いていらっしゃる方に届いているのかというのが少し疑問に思っているところであります。特に、現代はSNSや公式サイトで情報収集をされておりますけれども、そう考えたときに、本市の農業に関する情報発信を見てみると、市独自の発信はちょっと少ないなというふうに感じておるところです。例えば、検索をかけると、「柳川市 就農支援」で見ると、「就農相談は事前予約を」というふうに移行して、その内容というのがそこにはほとんど記載されていない状態であります。また、融資、助成制度に関しても少しの情報と関連リンクの紹介だけをされて、そこから福岡県の公式ウェブサイトに行くようになっておりますけれども、知りたいなと思う情報にたどり着くまで何回もアクセスをしないといけないというような状況であります。新規就農を考えていらっしゃる方が本市のホームページを開いたとしても、情報があまりに少ないために、ほかの市を見ようかというふうに検索をかけてしまうのではないかなというふうに思いました。

一方、近隣の久留米市さんなんですけれども、同じように「久留米市 就農支援」で検索をしますと、資料を皆さんの下に送っていただいているんですか。どんなものをちょっとだけ御紹介させてください。

「就農の手引き 久留米市で農業を始めたい方へ」とあって、この中でずっと、今は写真は表紙だけなんですけれども、就農に必要な情報をまとめた農業スタートガイドや、また、ずっとスクロールすると、相談窓口など、詳しい内容が掲載をされています。

次に、もう一枚資料をいいですかね。今度、「新規就農者」ということで検索をかけますと、何と移住・定住に関する情報まで提供されています。なので、就農に関する情報へと移行できる内容となっていて、本当に充実した情報をこのホームページから得ることができるようになっています。

なので、やはり農業の担い手不足を解消するためには、単に支援制度をこうやって整えましたとか、そういっただけでなく、対象ごとに必要な情報を必要な手段で届けることというのは大事ではないでしょうか。例えば、若者、高齢者、女性、障がいのある方、ひきこもり状態にある方など、本当にそれぞれが農業を身近に感じて、一步を踏み出せるような情報

提供の充実が新たな担い手の確保となり、次世代につながる柳川の農業になるのではないかと考えますけれども、どうでしょうか。御意見いただきたいと思います。

○農業振興課長（川原洋一君）

本市のホームページや市報などで発信しております農業関連情報でございますが、10年後の農地の利用集積に向けた本市の地域計画や各種補助制度の紹介、わらの有効活用についてなどは掲載しておるところでございます。しかし、議員御指摘のとおり、農業が盛んな他の自治体と比べますと、情報量が少ないというふうに感じておりますので、今後は様々なニーズに合わせ、議員おっしゃいますように、農業を身近に感じていただけるよう、必要とされる情報をできる限り発信していきたいと考えております。

以上です。

○8番（今村智子君）

ぜひよろしくお願いいたします。

本市のホームページ、また、市報を見てみますと、農業関連の情報というのは実際には農業に従事されている方向けではないかなというふうに感じました。これから農業を始めたい、どうしようかなと。私も還暦になりまして同窓会とかがあっている中で、ちょうど60歳を境に、友人がどうしようかなと、これから農業を、実家に畑があるけんねとか、いろんなお話をして、次へのステップになるきっかけがちょうどこの世代かなというふうにも思っております。また、先日、若い新規就農者の方にお話を伺ったんですけれども、40代を前に考え始めましたと。今までのお仕事を辞めて農業で、もちろん実家のほうがあられるということでありましたので、遠方のほうからこちらに移住されて今始めていらっしゃるという状況で、本当にこれからやろうと、そういった方にぜひもっと深く、そして、例えば、1つ開けたら農業関連情報を一元的に提供して、必要な情報に本当に迅速にアクセスできる環境を整備することは必要だと思っておりますが、さらに見解のほうを伺いたいと思います。

○農業振興課長（川原洋一君）

議員御指摘のとおり、農業に従事される方だけではなく、今後、就農を考えている方など、幅広い層に分かりやすく情報が届くよう、ホームページや広報紙のほか、関係機関とも連携しまして情報発信の環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

また、ガイドブックの作成やSNSなどの情報発信ツールにつきましても、先進的な事例を調査し、情報提供の方法、在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（今村智子君）

ぜひともよろしくお願いいたします。

特に、ガイドブックの作成とか、また、SNSの情報発信は本当に皆さんが必要であるツールと思っておりますので、検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

す。

それでは、次の質問に行きます。

スマート農業推進事業について伺いたいと思います。

国はデジタル技術を用いて農作業の自動化、省力化を図り、農業現場が抱える課題を解決できるよう、スマート農業の導入を強く推進しております。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、本市が取り組んでいるスマート農業の具体的な事業内容と予算、また、農業従事者の活用状況などを教えていただけますでしょうか。

○農業振興課長（川原洋一君）

本市で取り組んでおりますスマート農業の導入支援としましては、県の補助事業を活用しまして、自動操舵システムを搭載したトラクターやコンバイン、農業用ドローンの購入費に対する補助を行っております。令和7年度につきましては、補助事業の対象となる農業者の方に事前に要望調査を行いまして、33,737千円の予算を計上し、結果として、購入を希望された集落営農組織など6農業経営体に対しまして合計約28,000千円の補助を行っております。

なお、この事業は福岡県農業振興対策事業補助金を活用したもので、補助金の負担割合は県が3分の1、市が6分の1、計2分の1となっておりまして、農業者の方の負担割合は2分の1となっております。

以上でございます。

○8番（今村智子君）

どうもありがとうございました。

それでは次に、農業用のドローン資格取得支援事業について伺いたいと思います。

農作業の中で農薬散布作業というのがあるんですけれども、実際、この作業は私もよく目にしていたんですけれども、例えば、田んぼの中で、動力噴霧器とか、また、大きなトラクターに横長のブームというんですけど、そういうバーをつけて、ずっとばっと散布するような場面とか、あと、個人的に昔ながらの回しながらやっていくような、そういった作業がありますけれども、特に、手作業の散布というのが労働負担がとても大きくて、熱中症のリスクも高いようです。特に、高齢化が進む地域では継続が本当に難しくなっています。

これに代わるものが農業用のドローンでありますけれども、これは作業者が圃場を歩き回ることなく、リモートで操作をするだけで農薬の均等な散布を可能にするようなものなんですけれども、私も見たときに、本当にこれまで2時間、3時間かけてあった作業が一瞬のうちで、10分、15分で、大幅に短縮をされて、本当に負担軽減につながっているんだなというふうに改めて感じました。

ただ、このドローンを安全に運用するということに当たって、機種ごとであるんですけれども、技能講習修了というのが必要になっているということでありまして、受講料は業者さんによって違うかと思うんですけれども、100千円から200千円程度と、実際この金額は本当

に若手の農業者や新規就農者の方にとっては大きな負担となっていますので、なかなか資格取得までは至らないというふうに感じております。

先ほど課長のほうから伺った内容で、補助金などということで、機械導入というものの補助に関して中心になっているんだなというふうなのは感じましたけれども、実際に機械を使いこなすための人材育成とかサポートをする費用についてはどのようになっていますでしょうか、教えてください。

○農業振興課長（川原洋一君）

本市でのスマート農業の導入支援につきましては、現在、規模拡大や生産性向上を目的とした農業機械の導入に注力しておりますが、持続的な農業の実現に向けましては、ハード面だけではなく、ソフト面、いわゆる担い手の確保や育成も必要であると認識をしております。

本市では、新規就農者の人材育成のための新規就農トレーナー制度を設けております。この制度は、経験豊富な農家さん5名に市が委嘱をしまして、新規就農者や新規就農希望者に対し、無料で農業体験を提供し、早期に農業経営を安定させ、基盤を確立するための技術指導を受けられるようにしているものでございます。

また、国の補助制度を活用しまして、経営開始後の新規就農者に対して経営開始資金を交付する制度を実施しており、平成24年の開始時から令和7年度までに53組の農業経営体、新規の方でございすけれども、約327,000千円を交付しているところでございます。

以上です。

○8番（今村智子君）

どうもありがとうございます。

参考になんですけれども、九州の圏内で長崎県の雲仙市なんですけれども、資格取得費用の一部を補助する自治体となっております。ここで私もホームページで読んだんですけれども、ドローンの操作資格取得の受講料と、また、認定証の交付料、その約3分の1以内を補助いたしますと。補助の金額の限度額が100千円以内ということの内容でありましたけれども、こういった形でこの資格取得支援があれば、若者が稼げるスキルとして資格を取得して、若い世代の農業参入を促すことにつながるのではないかなというふうに考えます。

本市として、農業者の負担軽減とスマート農業推進の観点からも、農業用ドローン資格取得支援事業の導入についての見解はどうお感じでしょうか。

○農業振興課長（川原洋一君）

農業用ドローンの購入支援だけではなく、技術習得や資格取得などの支援策につきましては、農業者やこれから農業を始められたい方、また、農業に関心がある方など、様々な声を聞きながら支援制度を検討していきたいと考えております。

以上です。

○8番（今村智子君）

ぜひとも前向きな検討のほどをよろしくお願いいたします。

それでは最後になりますけれども、松永市長に伺いたいと思います。

市長も以前のお話の中で農業に携わっていらっしゃったということで伺いましたけれども、次世代につないでいくための柳川の農業について、本当に今こそが大事なときではないかなというふうに考えておりますが、市長のお考えを伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（松永 久君）

私も取りあえずまだ農業を少し続けております。そういう中で、農業振興のために、後継者や新しく農業をされる方を支援し、農業従事者の維持に努めることはとても重要なことと考えておるところです。

議員おっしゃいますように、若者が希望を持てるような農業の活性化は本市の基幹産業である農業には欠かせないものだと考えております。今後も議員提案いただきました本市の農業の情報発信強化やスマート農業の推進、人材育成なども含めまして、今後も本市の農業活性化に尽力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（今村智子君）

どうもありがとうございました。

農業の活性化に尽力をしていただけたという答弁をいただきましたので、ぜひともさらなる御尽力をいただきますようよろしくお願いいたします、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（荒木 憲君）

これをもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、15番高田千壽輝議員の発言を許します。

○15番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。15番高田千壽輝です。議長の許可が出ましたので、通告に従って質問いたします。

全国的にはトクリュウの事件が相変わらず報道されております。実行犯の低年齢化もしているようです。未成年は少年法に守られて、幾ら重犯罪を犯しても氏名は公表されません。少年の更生も大事ですが、被害者家族のことを考えると納得がいきません。また、これは個人的な意見であります。私の考えでは、未成年でも殺人の場合は全国的に氏名を報道する

べきじゃないでしょうか。

また、国会では一議員より26万人の自衛隊員を誹謗中傷するような発言があっております。私は国を守る自衛隊員に対して大変失礼な発言じゃなかったかと思って、強く抗議したいと思っております。

また、その発言をした人は過去に教壇に立ち、子供たちを指導しておりました。思想はいろいろ持ってもいいですけど、教育の場に偏った思想を持ち込むことは断じて許されません。本市においてもそのような教育がなされないように、教育長にはよろしく願いいたします。

では、今回の質問でありますけど、3月議会で時間がなく、できなかった敬老祝賀会とノリの東側の不作為の原因について質問いたします。

質問は自席にて一問一答で行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

○15番（高田千壽輝君）続

令和6年度までの予算では敬老祝賀会に敬老者1人に1,500円と委託金を含めて2,300円の予算がつけてありましたが、7年度から廃止されています。各地区では敬老祝賀会に代わるイベントをされたとお聞きしておりますが、18地区で幾つぐらい開催されたか、お答えください。

○福祉課長（小池由希君）

行政区単位で敬老会をこれまで行ってこられた三橋地区を除いてお答えをいたします。

柳川地区と大和地区には校区公民館とコミュニティセンターが13か所ございまして、敬老会を昨年度実施されたのが2か所、中島校区と豊原校区となっております。また、多世代の交流など、新たな内容でイベントを実施されたのが6か所ございました。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

イベントに参加された方から何か市に対して意見、要望はありませんでしたか。

○福祉課長（小池由希君）

これらのイベントに参加をされた方から、市の福祉課に対して直接の御意見、または御要望などはいただいております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

市長は所信表明で、基本目標3では、若者から高齢者まで全ての市民が元気に活躍し、楽しく長生きできるまちづくりを進めますと言われました。しかし、活動は公助、共助、自助で行われますが、この所信表明ではいまいち公助が見えません。しかも、国は児童手当の拡充を2024年10月からしました。児童手当の財源を国民から徴収することが今年度の保険料に加算されております。これは後期高齢者保険料からも当然徴収されています。ますます年金

暮らしの生活が厳しくなるばかりです。

課長からは要望はなかったと答弁されましたが、市長にお聞きしますが、区長会からも要望はありませんでしたか。

○市長（松永 久君）

区長会から正式な要望があったかということでございます。

正式な区長会からの要望ではございませんけれども、敬老会をもう一度市で実施してほしいという声は伺っているところです。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

先ほど私の住んでいる中島も、課長のほうからイベントをした。なぜしたかという理由をまずお答えしますけど、我々は公民館の年間の予定表を全世帯に配るんですよ。そこに敬老祝賀会が書いていなかったから、ある方たちから批判が来ました。その批判理由というのは、おまえたちがしたくないけん、せんとやろうだち。市が予算をつけなかったというのは皆さん知らなかったんですよ。だから、批判されるのは、今までやっていた実行委員会にしか批判は来ないんですよ。だから、市に聞こえてこないのは当然です。多分、皆さんコミセンとかいろんなところに来て、何でせんとか、何で中止したかという意見はいっぱいあると思うんですよ。直接来ないですよ、私はそう思いますよ。

で、それを受けて、まず、参加した人たちからの意見を聞くと、楽しかった、よかったというのが一番で、ぜひ来年もしてくれという要望があります。皆さん、年に1回、こうやって集まってわあわあ言う場所があることが大変お年寄りにとっては楽しみであるということで、してくださいと言われています。やっぱり一番認知症が進むのが、交流がないことが一番悪いんですよ。だから、年に1回でもそういう場所に寄ってわあわあおしゃべりするだけで大分いいと思いますので。

私が要望したいのは、こうやって敬老会に代わる、祝賀会に代わるイベントをしているところには、せめてですね、今まで1地区に100千円の委託料をしてあったですから、しているところにだけ、せめてその委託料の復活をしていただきたいと思いますけど、その辺に対して市長はどうですか。

○福祉課長（小池由希君）

実施をされたところに補助金を出すというのは、おっしゃるとおり、大変合理的な方法であるかと思います。

ただ、行政としましては、その方法は確かに合理的だと考えますけれども、公平性の観点から考えますと適切ではないのではないかと思います。その理由といたしましては、各地区の人口や運営の体制が本当に大きく市内どこも異なっている状況で、実施をされた地区だけに財政的支援を行うという仕組みというか、やり方が、結果として地域の間の不公平感とい

うか、分断といいますか、そういうものを生むのではないかと考えますので、大変頑張って実施をされたところに補助金をというのは、本当にそれも一つあるかなとは思いますが、それをすることによってまた生まれる地区間の、あそこはこうだったとか、うちはそのようなのがないとか、そういうふうな不公平感が生まれることはちょっと懸念される場所でもあります。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

今の答弁では公平性がないと言われましたけど、私は逆にしているところにはちゃんと補助金やるよと、それが公平じゃないんですか。何もせんところに補助金やるよりも、している、結果を生んでいるところには補助金を出します、そのほうがいったん公平だと思いますけど、市長はその辺はどう思いますか。なら、何もしないところだけ補助金もらうのと、一生懸命しているところに何も無い、どっちが不公平ですか。

○市長（松永 久君）

敬老会の見直しにつきましては、敬老会実行委員会に対してアンケート等々を行った後に、行政区長代表委員協議会への説明等も行っているというふうに聞いております。

敬老会につきましては、市が費用を負担するという市主催方式では復活は考えておりません。中止した後も各地域で自主的に取り組まれたところもあり、そういう自発的な活動をしてあるところには大変ありがたく思っております。そしてまた、その取組に対して敬意を表するところでございます。今後も地域で独自に工夫をされて、それぞれの地域に合った形で開催していただきたいというふうに願っております。

市としましては、緒方議員のときも申し上げましたが、高齢者の日々の生活の課題を解決する施策としまして、より身近な場所で日常的に開催する地域サロンや介護予防教室、地域デイサービスなどを拡充することで、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送っていただけるよう、健康寿命の延伸と交流の場を増やすことを目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

地域サロンとか、そういうのもいいんですよね。でも、参加している人たちは、毎年、毎回同じメンバーで、人数的には少ないんですよね。敬老会というのは、敬老者、75歳以上の人たちに全員案内状を出すんですよ。それから来れる人は参加されますけどですね。だから、私は何か、これはお年寄りの意見ですけど、国も市も子供にはいっぱい金使おっじゃっかん、ばってん、俺たち年寄りには負担ばかりかけて何もしてくれんということをよく我々に言われますよ。今度だって物価高騰と言いながら、子供たちには20千円、また、県から今度は今月には10千円支給される。でも、年金暮らしの高齢者には物価高騰と言いながら何も無い。

ほんなごと高齢者の方たちは今まで一生懸命仕事して、本市に貢献してきた人たちですよ。そういう人たちの気持ちを考えたら、何か少しぐらい予算つけてやってもいいんじゃないかなと私は思います。

もう市長はいろいろ言われていますけどね、また再度検討をしてくださいよ。このまま高齢者の人たちを見捨てるというわけじゃないけど、やっぱり何か——今まで貢献した人たちですよ。その辺はどう思いますか。

○福祉課長（小池由希君）

昨日も緒方議員からの御質問も受けました。敬老会事業に関しましてお答えとしては、中止をしましたし、補助金の交付もしないというふうに昨日もお答えをしておりますので、再開を御希望される方たちにとりましては、本当に冷たいというか、高齢者にとって冷たいと受け取られてしまうことも本当に致し方ないかと思っております。御批判も受けなければならぬと思います。

ただ、今回は単なる中止というだけではなく、先ほど市長も答弁していただいたように、高齢者の方たちが日々の生活、これからの日々の生活に感じていらっしゃるいろんな不安とか、既にいろいろ御心配なこともあられるかと思いますが、そのような不安や課題を解決していくことが市の役割であると判断いたしましたので、そのような喫緊の課題を解決していくことに取り組んでいくことがこれからの市の役割であると考えております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

もう一回、高齢者の方たちの意見を聞いて、もう少し前向きに検討をしていただきたいということを申し上げて、この質問は終わります。

では、次の質問です。

今季のノリの生産は東と西側の格差が大きく、単協でいいところと悪いところでは1こま平均の水揚げが約3倍近くの格差があります。東の漁業者の話を見ると、ほとんどの人はその不漁、不作の原因は、矢部川に水が流れてこないと言われております。

以前お聞きしたときは、船小屋の上流の水量計で約3トンの流量があると答えられていましたが、去年は少雨の影響で実際どれだけあったかをお聞きします。

○水路課長（田中浩孝君）

筑後川河川事務所が船小屋地点で流量測定をしておりますので、そのデータを基に、令和7年11月から令和8年3月末までの期間で申し上げます。

一番多いときで3月19日の毎秒11.25立方メートル、一番少ないときで12月11日の毎秒1.81立方メートルで、この期間の平均で毎秒3.01立方メートルとなっております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

では、現在、松原堰での配分が農繁期で7対3、農繁期以外で5対5となっておりますけど、この配分はどのようにして決まったのか、お答えください。

○水路課長（田中浩孝君）

平成7年2月20日に国、県及び関係市町、関係漁協及び内水面漁協、各用水組合により配分量を定める覚書が締結され、平成10年に松原堰の改修が行われました。この覚書に基づき、松原堰における流量の配分が定められております。

この覚書にはかんがい期は従来の分水量とするしか明記されておりませんが、具体的には沖端川には慣行水利として岩神堰、二ツ川堰、磯鳥堰で合わせて毎秒13.872立方メートルが配分されております。また、矢部川におきましては、松原堰の下流に位置しております下名鶴堰、干出堰で合わせて毎秒5.066立方メートルの許可水利権が定められており、さらに、瀬高用水樋管での慣行水利0.6立方メートルを合わせて毎秒5.666立方メートルが配分されております。この水量を基に、かんがい期における水の配分比率は沖端川70%、矢部川へ30%とされております。

また、非かんがい期の配分についてですが、覚書には建設省、現在の国土交通省が操作ルールに基づき責任を持って行う、これまでの利用状況を勘案した上、流入量を応分に配分したものと明記されておりますので、それまでの水利慣行に基づいて5対5とされているところ です。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

では、次の質問に入りますが、この配分を変えることはできるんですか。それが一番重要なんですけど。

○水路課長（田中浩孝君）

先ほど答弁いたしました覚書の中に、この分水量に支障が生じた場合は、速やかに分水調整会議を開き、関係機関は諸般の状況を分析した上で調整して解決するとされておりますので、協議が調えば変更することは可能であると考えられますが、現在の利用形態の変更を伴うことになりますので、細やかな協議をしながら進めていくことが必要ではないかと考えております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

さっき分水調整会議と覚書とかいう言葉が出ていますけど、この分水調整会議に出席される団体と、また、その覚書書に署名したときの団体、個人名はいいですけど、団体名をお答えすることはできますか。

○水路課長（田中浩孝君）

平成7年2月に定められました覚書のところで協議をされております国の機関、河川事務

所と県の機関及び関係市町、現在は合併しておりますけど、柳川市、旧大和町、高田町と関係漁協及び内水面漁協、あと、用水組合といった関係機関によって協議をすれば可能ではないかと考えております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

では、この会議を漁業者の人たちはしていただきたいんです。なぜ私がそう言うかという、大和地区の5つの組合の生産こま数は柳川の全体の6割強ですよ。その6割強が今年のように普通平均でこま1,000千円水揚げが揚がったら、三十数億円上がるんですよ。だから、柳川市にとっても基幹産業で三十数億円も上がるんですから、大変いいことと思います。

市長はその辺をどう——やっぱり多分、市長が音頭を取らないといけないと思いますけど、この配分に関してどう思われますか。今現状でもいいと思っていますか、やっぱり漁業者のことを考えると変えなきゃいけないと思われるか、その辺をお答えください。

○市長（松永 久君）

配分につきましてですけれども、配分を変えるのは、会議の中に出せば変えるということじゃないというふうに私は考えております。というのも、現在、松原堰下流で今3トンが冬季流れてきておりますけれども、この大本が3トンの配分を変える、こっち、沖端川は漁業だけでなくて農業の冬季用水も必要としておりますので、なかなか配分については協議が難航するのかなというところは予想できております。

そういう中で、今、市と漁連等々で一緒に行動しているのが、大本の日向神ダムの水をもう少しためてくれというようなことを今、常々要望しているところでございます。というのも、3トンを柳川市の沖端川、それと、矢部川の本流、それと、みやまの取水、そしてまた、内水面漁協もございますので、そういう中で調整するのも必要かと思いますが、まずは大本の矢部川の日向神ダムの水をもう少し確保していただいて、全体量を増やしていくところに今注力をしているところでございます。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

正直言って、矢部川の水が流れてこないと東側の漁民の死活問題ですよ、今は。今年の結果を見たら分かるでしょうが。

私もこの問題を、やっぱり水を流してもらわんと困る、こっちに配分をしてもらわにやいけないと言うと、必ず西側の人たちはこの覚書を書いたとき、当時はおまえどんが要らんち言うたやっかとよく言われるんですよ。水は要らんち言われた、言うとなっじゃっかち。この覚書をするとき、そういう発言があったかどうか分かりますか。

○水路課長（田中浩孝君）

当時の会議等の場でそのようなことを言われたという記録は確認はできませんでした。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

当時そういうことを言われたとしても、それは理由があったんですよね。皆さん、50年昔のことだから覚えていらっしゃらないかもしれませんが、私はよく覚えております。ちょうど昭和51年、1976年です。種つけが始まって、冷凍網を揚げるようなときに、東側の漁場は、当時は白腐れ病とか言っていたんですよね。それで全滅したんです。その原因が炭鉱の排水によるということで、当時の漁民の皆さんは大挙して有明炭鉱まで抗議に行かれたことがありました。そういう事件があって、では、そのときはもう冷凍網も揚げる前ですから、全然ノリ取れないんですよ。そういうことがあったから、当時は多分、炭鉱からかなりの排水が出ていたと思うんですよ。

お聞きしますが、炭鉱のときの排水量というのは分かりますか。

○水路課長（田中浩孝君）

当時の総排水量としての記録はございませんでしたが、毎分100トン、採掘される石炭1トン当たりに約11トンから20トンほどの地下水を排水されていたという記録がございました。以上です。

○15番（高田千壽輝君）

かなりの量を排水されていたんですよね。私がお聞きしたときは、その排水を直接流すと害があると。だから、一回こっちから、有明海沿岸道路を通っていくと、三池干拓のところにくまなく池があるのは御存じでしょうか。あそこに一回くみ上げて塩水と混ぜて、それを排出していたんです。それはノリにはかなり影響があったんじゃないですかね。今、結局、炭鉱が閉山されてから、その地下水の排水も一切なくなりました。それからですよ、徐々に西側と東側の差が出てきたのは。この差というのは、私は2割差があっても、それは許容範囲なんですよ。なぜ2割が許容範囲かというと、東側のこまは4列張りがほとんどです。西は5列張りですよ。だから、必然的に2割少ないんですよ。だから、2割は水揚げが少なくても当然ですよ、1こま当たりの平均がですね。だから、2割、それが今年は3倍近くになっているんですよ。これは異常ですよ。このままだったら、東側の漁業者さんたちは、したら赤字なんですよ。なら、これが続けばもうやめるしかないんですよ。赤字でしますか。資材も高くなって、ノリの機械も高い。この間、話していたら、もう乾燥機だけで50,000千円以上すると。そういう時代に赤字でノリしますか。だから、早急に手を打たないと、東側の人たちはもう生活できませんよ。

市長、のんきに県の日向神ダムの総量をためてくださいとか言っていたっちゃ待ったなしですけど、その辺をどう考えてありますか。

○水路課長（田中浩孝君）

これまでも県や国に対しては、冬季用水の確保のため、繰り返しになりますが、日向神

ダムの運用についてお願いをしてきておるところでございます。

冬季のダムの発電所のメンテナンスや工事が11月から12月に集中的に行われる影響で、ダムの水量が10月から徐々に低下をしているというところが見られております。なので、発電所の工事期間においても安定した放流ができるよう、引き続き国や県に対して強く要望していきたいと考えております。

以上です。

○水産振興課長（平川昌之君）

ノリのことについてでありますので、水産振興課のほうもひとつお答えをさせていただきたいと思います。

高田議員おっしゃるように、ノリの生育にとって河川からの流入は、海水中の栄養塩確保のために重要な要素であると認識しております。特に、令和7年度漁期においては、冬季のノリにとっても重要な時期に少雨傾向で渇水となったため、矢部川をはじめとする東側の河川からの流入量が減少しました。その結果、植物プランクトンが増殖し、ノリの色落ちが生じ、生産金額が激減いたしました。

ノリ養殖者の皆様は、厳しい状況の中、令和8年度漁期に向けて不安を抱えながら準備に取り組まれていらっしゃるものと拝察いたします。先ほど高田議員からこれまでの経過を踏まえた今後の東側漁場への流量確保について御提案をいただきました。これまでも国、県をはじめ、関係機関へ要望を重ねてまいりましたが、特に、令和7年度漁期の結果を受けて、先月でしたが、福岡県水資源対策課や日向神ダム、発電所へ、福岡有明海漁連、そして、関係する漁協組合と共に現状を訴え、要望行動を実施したところでございます。

今後の対策としましては、まず、同様の問題を抱えるみやま市、そして、大牟田市と中小河川の流量確保等に関する協議を進めてまいります。そして、有明海沿岸4市で構成される福岡県有明海漁業振興対策協議会を中心に、福岡有明海漁連及び漁協組合の皆様の御意見を集約し、協議を重ねながら、河川管理者等の関係機関へ引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

私が言いたいのは、もうせっぱ詰まった状況。もう今年9月からノリの準備が始まる。それまである程度の対策をしないと、今の現状、天任せですよ。雨が降らんと、日向神ダムに水がたまらんと駄目です。それ以外の対策を考えなきゃいけないですよ。もう東側の漁業者を見捨てるんだったら別ですよ。そこら辺で、市はそういう雨の状況待ちだけでなく、何か対策を考えてありますか。

○水路課長（田中浩孝君）

繰り返すにはなりますが、日向神ダムの水運用としまして、現在の梅雨時期には洪水調整

水量としてかなり水量を落として運用していますので、そういった運用についても、梅雨明けが早くなった場合には早めにためていただくような協議もこれまでもしてきておりますが、今後、引き続き強くそういった必要性を強調しながら、また要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

正直言って、何か皆さん、漁民の方たちは今の答弁を聞いたって、ああ、期待は全然されんというような答弁だと思うんですよ。

私からの提案ですけど、なら、どうしたらいいかち、早急に何か手を打つことはないかと。1つ、これは私個人的な考えですよ。閉山前の炭鉱の地下水の利用しかないんですよ。閉山前の環境に少しでも戻す。現にため池があるんですから、そのため池を利用する。みやまにありますから、みやまの漁業者さんたちも今年は困っていますよ。みやまの市長と協議して、緊急にそのため池から放水が、水が出せるような施策をしていただきたいと思うんですけど、市長、その辺どうですか。

○水産振興課長（平川昌之君）

先ほどもお答えをさせていただきましたが、高田議員の提案であるため池の件、先月、漁連会長、そして、漁協の組合長さんたちと日向神ダム、そして、水資源対策課、発電所等に要望に行った際にその話も出ました。みやま市さんも高田漁協の組合長さんもいらっしゃったので、その中でそういった話も出たところでございます。

先ほども答弁しましたが、同じ課題を抱えているみやま市さん、そして、大牟田市さんと協議を進めながら、そういった提案もさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

提案もいいですけど、もう実行していただきたいんですよ。やっぱりあと何か月もないんですよ。今年のノリの時期まで。その辺をしてもらわないと、今の東側の漁業者さんたちは不安ですよ。若い人たちが言いますよ、同じ仕事しよって何でこげん違うとかんち。これが一番の今の漁業者の人たちの本当の心ですよ。市長も思うでしょうもん、同じ仕事してこんだけ金が違うといたら。私も思いますよ、同じ仕事内容して全然収入が違うといたら。だから、そこら辺を少し実効性のあるようにしていただきたいので、今から協議する。それは協議をすぐしていただいて、早くそういう対策を漁期までには取っていただきたいんですけど、その辺はやっぱり市長の決断ですよ。

○市長（松永 久君）

矢部川の水につきましては、11月までにダムが発電所のメンテナンスのために水を結構落とすような状況が今続いています。これを何とか落とすところをもう少し上げていただいて、

そして、何年か前にも漁協からの要望でダムの緊急放流をしたこともございますので、そういう形で、発電所のメンテナンス前に落とす量をもう少し減らしていただいて、緊急放流にも対応できるような形でお願いしているところでございます。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

私が言っているのは、ため池の利用をしてくださいと言っているんですよ。結局、天任せじゃなかですか、今の施策は日向神ダム任せで。雨が降らんとたまらんでしょうもん、日向神ダムも。今ずっと梅雨時期もそんなに多くは雨が降っていないじゃないですか。元がないとにどうやって放水しますか。だから、そのためにため池の利用をしてくださいと言っているんですよ。だから、市長の答弁は全然かみ合っていないよ。もう一回お願いします。

○市長（松永 久君）

ため池については、みやま市等々の持っているため池等々をみやま市の農業者なりと打合せをしながら、ためていただいております。放流するとか、そういう方法は取っていききたいというふうに思っていますけれども、これは相手があることなので、そういうところも調整をしていききたいとは考えております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

ちょっとこの三池干拓のため池は農業用水に関係ないんじゃないですか、あれは。あくまでもあれは炭鉱排水の措置のためのため池ですよ。そのため造っているんですよ、あれは。私は市長と認識違いますけど、その辺、どうなんですか。農業用水用ですか、あれは。

○市長（松永 久君）

高田議員と私の認識がちょっと違うかもしれませんが、あそこの三池炭鉱、多分、大牟田の昭和開のあのため池の分かと思っておりますけれども、あそこのため池の排水は農水省の予算を使ってしたような記憶がございますので、農業用の関係だというふうに認識しております。その辺につきましては一度確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

とにかくですね、山門羽瀬の組合長さんとも私は先日会って話して、やっぱりため池があるならそれを利用して、閉山以前の条件に少しでも戻すような状態にしたらどうですかと言うたら、ああ、そういう考えもありますねと言って、もともと矢部川の水が10トンも流れてくればいいですよ。10トン流れてきて、松原堰で5トンずつ分ければ十分ですけど、3トンも満たないんですよ、現状、今9月以降。それが松原堰で半々に5トン、5トンになったら、1.5トンしか流れてこないんですよ、松原堰の下には。そうですね。その1.5トンが、それから幾つ堰がありますか。大和堰、瀬高堰、その1.5トンを少しずつ取るんですよ。なら、本

当にね、ほんなごて矢部川に注ぐ水は1トンあるかないかですよ。だから、私はその1トンがノリの養殖にとっては足りないと言っている。それが皆さん、漁業者の方たちは、それじゃノリの養殖は無理だと言っているんですよ。だから、それを改善しなきゃいけないと言っているんです。その改善策をどうにか考えてくださいと言っているけど、何か親身になっていないという感じがしますけど。失礼な言い方ですけどね。皆さん本当、漁業者はもうあっぱあっぱですよ、現状。もう少し市長、その辺をどう考えてありますか。

○市長（松永 久君）

高田議員ちょっとおっしゃいましたけれども、10月まではダムは農業用水で結構たまっているわけなんですよ、ダムの容量自体は。それを11月から12月まで発電所のメンテをするために、ずっと水位を落としていくんですよ、ダムが放流して。それを落とし過ぎないで、もう少しためておいてくれということをダムのほうにはお願いをしているところです。

それが今、11月の最初ぐらいで730万トンぐらいまで落とすのをもう少し上まで上げてくれと。そういうことで、そこに何百万トンがたまれば、その分を矢部川から流していただければ、先ほど言われます3トンをもう少し増やして、もしくはできなければためて、ダムにある分を緊急放流という形を過去何度かしたことがありますので、そういうところも考えて、10月までダムの水位を下げるのをもう少し上げてくれと、こういうところを今県とかと話をしているところです。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

私も高校は矢部川沿いの高校に通ってましたので、松原堰のことはよく見て、私が高校時代はまだ今みたいな立派なラバー堰じゃなくて石積みだったんですよ。その当時、柳川の川下り、冬場はあったんですか。ほとんど冬場は水なかったですよ。だから、川下りはしようとしてもできなかったです。松原堰ができて水がどんどん流れていくようになったら、冬場も水位が上がって、そんなら、こたつ舟とかしようかといって冬場も川下りが始まったと私は認識していますけど、市長、その辺、覚えていないですか。

○市長（松永 久君）

すみません、申し訳ございません。川下りが始まった頃の話は、直接私、川下りもあんまり当初した記憶がないので、冬場の川下りというイメージは今のところ持っていないというか、認識がありません。申し訳ないです。

○15番（高田千壽輝君）

今は冬場でもなみなみと水があるから、当時のことを知っている人たちは少ないと思いますけど、実際そうだったんですよ。冬場は水なかったんですよ。だから、ほとんど渇水で、どんこ舟が通るような水位がなくて、冬場はしていなかったと私は思っています。

だから、そういうこともあって、やっぱり東の漁業者さんたちはほんなごて鬼気迫っていますけん。市長、その辺の気持ちをちょっと理解して、やっぱり早急に何かの手、日向神ダム頼みじゃなくても、第2、第3の手を打って、そのため池も利用できるんだったら利用するような施策をしていただきたいと思いますけど、再度その辺についてお願いします。

○市長（松永 久君）

高田議員おっしゃいますとおり、東側の漁業の危機的状況というのは認識をしております。河川が、今、矢部川の河川だけのほうに目が行っていますけれども、それはもちろん今までも要望活動もいろんな形でお願いも私してきましたけど、それと別に、飯江川とかもいろいろございますので、そういうところも視野に入れて、私、柳川市だけじゃなくて、飯江川になればみやま市等々もございますので、そういうところは連携をしながら、そしてまた、漁連と一緒にあってそういうところは言っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

今の昨今の水の配分7対3ですね。漁業者が言われるとき、要らんときだけこっちさん水とごみだけ流してくるち言われるんですよ。それは事実ですよ。ちょっと大雨が降ったらこっちにどんどん流してくる。ついでにごみもどんどん流れてくる。なら、全部向こうさん流せち、その大水のときもち、みんな言っていますよ、正直言って。全部向こうに、沖端のほうに、なら、流さんかち。多分、なら流したら、即、沖端は堤防決壊しますよね。

そういう状況で、大水のときはほとんどこっちに流すというような状況ですよ。それを言われるんですよ、要らんときだけ水流してくれるち。本当の必要なときはいっちゃん水は流してくれんち。それが漁民の声ですよ、現状。今年度のノリも7年度と同じだったら、本当に漁業者の方たちはもう廃業するしかないんですよ。そこまで来ているんですよ。その辺をもう少し、市長をはじめ、執行部の方たちもちょっと本気度を出していただきたいと思います。

いろいろここで言ってもなかなか難しいけど。だから、協議できるところは早急にみやまとも協議していただきたい。そういう場をつくっていかないと改善できませんから、そういう協議の場を早急につくっていただくようなことをお願いしたいんですけど、その辺に対してはどうでしょうか。

○水産振興課長（平川昌之君）

来月には柳川市有明海対策実行委員会を開くようにしております。そして、その後、有明海沿岸4市で構成しております有明海漁業振興対策協議会も開催する予定でございます。その前に幹事レベルで、まず、課長レベルで近いうちにお会いすることもありますので、そういう機会を有効に使いながら協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○15番（高田千壽輝君）

せめてある程度の水揚げが上がって、安心して漁業者が仕事ができる環境を整えるのは当然だと私は思います。そうしないと、後継者も育ちませんよ。子供たちに至っては、今の現状だと、子供にノリせろと言えないとみんな言うんですよ。なら、今の若者たちはどんどん、地元の仕事があったらいいですけど、なかったら全部出ていきますよ。なら、ますます人口も少子化が始まります。減少は歯止めできないですよ。今、現に出ていかない人たちはほとんど第1次産業の後継者でしょう。地元残っているんですよ。そういう人たちがいなくなるということは、柳川市の人口はどんどん減りますよ。若い人がいなかったら子供もできないですよ。そういうことがつながっていくから、早急に対策をお願いします。

もう答弁は要りませんが、その辺もちゃんと加味して、できることは早急にしていきたいことを訴えて、この質問を終わらせていただきます。では、お願いしておきます。

○議長（荒木 憲君）

これをもちまして高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時50分 休憩

午後 2 時 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、2番梶島正吾議員の発言を許します。

○2番（梶島正吾君）（登壇）

皆さん改めましてこんにちは。2番梶島正吾です。今定例会最後の一般質問になりますが、通告に従いまして質問させていただきます。

現在、プロ野球、マイナビオールスターゲームに出場できる選手のファン投票が開催されております。そのファン投票の中で、セ・パ両リーグで上位の投票獲得数を得ているのが東京ヤクルトスワローズに在籍しておられる古賀優大選手です。御存じの方もおられると思いますが、古賀選手も本市、この柳川で育まれた大切な財産であり、文化だと考えます。本市内の少年野球チームで鍛錬されて、昨年よりスワローズの選手会長を務められ、現在、プロ野球選手として11年のキャリアを保持してあります。

直近の偉人的な方々で申しますと、元琴奨菊の秀ノ山親方や、2016年リオデジャネイロ五輪の銅メダリスト、坂井聖人さん、西武ライオンズを退団された大曲錬さんなどもおられますけれども、プロの第一線というのは非常に厳しい世界であります。僕もその片りんを知る一部の保護者として、今後、巣立っていくベースボールプレーヤー、スイマー、力士、様々なプレーヤーがこの柳川から一流として巣立ってもらいたいと願います。柳川の宝、子供たちに今述べました厳しい世界を、本物を経験した方々にも教えをいただき、子供たちにいろ

んな経験をしていただきたいと考える次第です。

そこで、いろんな選択肢に気づいた子供たちの将来はいかがでしょうか。次世代のスターが誕生するのではないかと僕は楽しみでしかありません。皆さん、せっかく柳川に住む我々です。柳川が生んだ古賀優大選手や柳川市出身のアスリートを応援していただければありがたいです。

そしてまた、昨年、令和7年6月定例会にて僕が質問いたしました三明橋の親柱はその後、今年3月に昭代川の川岸より発見されました。今後、この親柱は本市の歴史遺産として、柳川の宝である子供たち、後世へしっかりと残せるように、しかるべき場所に設置していただき、三明橋周辺の歴史と文化を語り継いでいってもらいたいと願います。

本市柳川の宝、子供たちに未来を託す我々が今残せる文化や歴史をしっかりとした形でちゃんと残し、教えることも大切ではないでしょうか。本市の知らない歴史や文化はまだまだございますし、改善していかなければならない課題もございます。確かにコストもかかりますが、必ず未来の財産になると考えます。この観点から、まずは本市の文化の振興について伺います。

柳川市文化協会は、1市2町の合併から間もなく文化協会も合併し、その後、三橋生涯学習センターに窓口を設置されました。このたび当センターがなくなることとなり、文化協会の窓口もなくなるわけですが、協会の新しい窓口はいまだ決まっていないと耳にしました。

そもそも柳川市文化協会というのは、芥川賞作家・長谷健先生が、その前身である柳川文化クラブを創設され、北原白秋先生の顕彰活動に情熱を込め、取り組んでこられたものだと考えます。

そこで、まず最初に伺いたいのですが、現在、文化協会の組織はどのようになっているのか、また、現在の会員数は何名ほどおられるのか、合併当時から今日に至るまでの推移と併せてお答えください。

以降の質問は自席にて行いますので、取り計らいのほどよろしくお願いいたします。執行部におかれましては、簡潔明瞭である答弁を願います。

口上は以上です。

○生涯学習課長（木原隆文君）

柳川市文化協会は、現在10部門、36部、サークル数115、会員1,333人の組織で、芸術文化活動を行うサークルを束ねる自主運営の組織であります。各サークルの活動に加え、毎年秋に行われる白秋祭協賛市民文化祭や福岡県芸術文化祭への出演で、広く市民の皆様へ芸術文化に親しんでいただいております。

会員数につきましては、平成29年度の文化協会の合併時には2,307人いらっしゃいましたが、年々減少傾向にあり、現在は先ほど申し上げましたとおり、1,333人となっております。以上です。

○2番（梶島正吾君）

市民の皆様に広く親しんでいただいているとの答弁でしたが、人口減少の影響もあるのか、会員数が1,000人ほど減少している現状、人口減少とは違った影響も考えられると思います。

先ほども申したとおり、文化協会の窓口の所在がいまだに決まっていないのではないかと
いう件ですが、文化の薫り豊かなこの柳川を標榜するならば、例えば、文化会館の一角、あ
るいはしかるべき場所にその窓口を設置すべきと考えます。市長のお考えをお尋ねいたしま
す。

○生涯学習課長（木原隆文君）

柳川市文化協会は、これまで三橋生涯学習センターの団体活動室の一部に事務局を置き、
活動が行われていましたが、令和8年3月末の三橋生涯学習センター閉館に伴い、活動拠点
の移転が必要となったため、昨年度から生涯学習課と協議を重ねてまいりました。

協議の結果、文化協会事務局の所在や郵便物の送付先などの窓口機能は市民文化会館に設
置をし、また、文化協会の書類や備品等の仮置き先は生涯学習課執務室内に、事務局作業や
会議で利用する施設は市民文化会館やコミュニティ施設、水の郷を利用していただくことと
しております。

以上です。

○2番（梶島正吾君）

ありがとうございます。

ちなみに、文化協会の書類や備品等の仮置き先が今のところ生涯学習課の執務室内とのこ
とですが、今後、どこを置場にされるのかが気になるところであります。

そこで次に、文化会館の利用状況と今後の取組について伺います。

まず、利用状況についてです。

2020年12月に開館して以来、年間計画と目標を掲げて取り組んでいただいていることと思
いますが、来場者の推移と企画、イベント並びに利用者増のためにどのようなコンセプトで
取り組んでおられるのか、利用状況の推移も併せてお答えください。

○生涯学習課長（木原隆文君）

平成30年8月に策定しました柳川市民文化会館管理運営計画に基本理念として3つを掲げ
ています。

1つ目は「つくる：あらたな柳川の地域文化を創造し発信する」、2つ目は「そだてる：
次代の文化を担う人材・団体を育てる」、そして最後に「ふれる：文化芸術にふれ、豊かな
創造性を育む」としており、この理念を基に、市や自主事業実行委員会では企画やイベント
を実施してきております。

利用状況の推移につきましては、令和6年度と7年度の各諸室の利用率で申し上げます。
白秋ホールが74.4%で前年比7.3%の増、イベントホールが79.9%で6.3%の増、大研修室や

中研修室においてもそれぞれ８％以上伸びております。そのほかの諸室につきましては、レッスンルーム２を除きまして微増となっております。

以上です。

○２番（梶島正吾君）

高齢化が進む柳川ですが、先般、本市出身の北山たけしさんの凱旋ライブ、歌謡ショーが開かれました。イベントは盛況で、ほぼ満席だったと伺いました。このイベントには市長も出向かれて、市長が座られた席も２階席だったとお聞きしております。実は２階席で御覧になった方から次のような意見をいただきました。自分の年になると、舞台の上での姿や表情、そして、衣装が見えなかった。音響にこだわった会館なので、確かに歌はよく聞こえたが、生の歌謡ショーの醍醐味は衣装や表情を見れるところにもある。だから、舞台正面か左右どちらかに大きなモニターを設置してもらいたいとのことでした。

そこで、提案なんですけれども、このような御意見で、僕もなるほどなと感じました。成人式やコンサート、落語などの寄席、先般行われた青少年育成市民会議などのイベント時の発言者、発表者がどのような表情で発信しているか、歌っているかは僕自身も気になるところです。大型モニターの設置は最近できている文化施設でも例があるようですので、この提案に関しては、高齢者の方だけの問題ではなく、至極もったもな意見だと考えております。

大型モニターの設置によって、より臨場感を満喫していただけるよう市民サービスの一環として提案いたしますが、市長の見解を求めます。

○生涯学習課長（木原隆文君）

議員がおっしゃるように、１階座席後方や２階席からは人物などは距離がありますので、どうしても小さく見えてしまいます。

ステージ上のスクリーンモニターやディスプレイの設置については、各主催者の目的や演出、入場料などの費用との関係になると思いますが、仮に１５０インチから２００インチの大型のＬＥＤビジョンをレンタルした場合、専用の機器を操作する人やカメラマンなどの費用がかかります。また、市民文化会館で常設となると、ＬＥＤビジョンの購入費用で多額の経費が必要になります。そのため、会館側の解決策といたしましては、会議や総会などでは、主催者がカメラで登壇者などを撮影し、プロジェクターでスクリーンに投影する方法が現実的ではと思われます。プロジェクターやスクリーンは会館側でもレンタルできますので、ビデオカメラとカメラマンを準備して撮影していただければ十分ではないかと思われます。

機器の設置については、レンタルにしても大変高額になりますので、最終的には主催者判断になるかと思われます。

以上です。

○２番（梶島正吾君）

客観的な答弁ありがとうございました。

ちょっと残念な答えでしたが、僕が考えるのは、本市が文化会館にモニターを設置し、本市の文化の発展と市民の皆様へのサービス向上、利用者数の増加を考えての質問でした。モニターを使う使わないは利用者次第です。

答弁の中で柳川市民文化会館管理運営計画の文言がありましたが、この管理運営計画の中に基本理念や文化会館の役割などの項目がありますが、文化芸術に親しみ、楽しむ機会を広く市民に提供し、市民生活を豊かにしていくことを目指す。また、単なる鑑賞の場にとどまらない柳川らしい文化を創造し、地域に根づかせていくため、将来を担う人材の育成をしていく必要がある。そのため、支える体制を整えていくとありました。柳川の文化と魅力を創出、発信していく拠点として、ぜひ今後のモニター設置の検討をよろしくお願いいたします。

次の質問になります。2 項めに入ります。

3 月の定例会でも質問しました漁業者の救済措置の問題ですが、3 か月たった今現在も採貝業者の方々は海にさえ出られず、仕事ができずにおられます。先日からは漁連さんの取組でアサリの保護、育成を試みた事業が行われ、漁港前の採貝業者さんの皆さんのお顔は久々に仕事ができるといったようなとても明るいものでありました。この漁連さんの取組で、大きく育ち、実がばんばんに詰まり、風味豊かなアサリガイをいただけるようになる日も待ち遠しいですが、そのアサリガイが大きく育つまで、採貝業者さんは仕事できません。そして、ましてやアサリガイやサルボウが生き残ってくれるかも分からないんです。採貝業者の方々も船をお持ちです。海に出れずとも、維持費がかかります。川の河口に係留していればフジツボがつきます。フジツボを落とすには船を揚げなければなりません。そういった経費だっかかるんです。

前回の質問で、市長からはあらゆる面で支援を実施するとの答弁をいただきました。ありがたい答弁でした。この柳川に住まわれる柳川市民が1 年以上も自分の本業ができない状況、非常に深刻な問題です。そして、この状況はいつまで続くのか、いつ終わりが来るのか、採貝業の皆さんは、この先の自分たちの生活をかなり不安視されております。本市としまして、採貝業者の皆さんの今後の生活を守るために早急な対策が必要だと考えます。

前回の質問より3 か月たちました。これまでの救済措置の進捗をお答えください。

○水産振興課長（平川昌之君）

梶島議員おっしゃるように、現状の有明海において、柳川市内の漁業者、特に、採貝漁業者や漁船漁業者の方々におかれましては本当に厳しい状況であると認識しております。

そこで、漁業者救済措置の進捗についてですが、令和8 年3 月定例会、前回の定例会での答弁と重複いたしますが、国では令和7 年度から10 年間の有明海再生加速化対策交付金を創設し、福岡県と福岡有明海漁連の連携の下、二枚貝のさらなる増殖等に取り組まれています。このような二枚貝の増殖は、採貝漁業者や漁船漁業者のみならず、ノリ養殖も含め、全ての漁業者にとって最も重要な救済措置であると捉えております。

現在、福岡有明海漁連を中心にその作業が進められています。具体的には、覆砂事業に加え、漁場内の航路しゅんせつや、アサリ、サルボウの採苗器の設置を昨年度から倍増させ、タイラギについては母貝団地を拡大されています。また、カキ礁の造成や海底底質改善の取組、さらに、海底耕うんといった新たな取組も行われているところです。

本市といたしましても、漁港の整備、航路、泊地のしゅんせつ、漁協の共同利用施設の整備など、漁業者が安心して漁業活動を行えるよう着実に業務を進めております。さらに、物価高騰対策においても、漁業者への支援として、有明海漁連並びに市内9漁協と連携し、支援金交付事務の手続を進めているところでございます。

以上です。

○2番（柊島正吾君）

ありがとうございます。

それでは、市長に伺います。

これまでの進捗状況を執行部に答えてもらいましたが、あまり即効性のある対策ではないと感じる次第です。本市が行政としてできること、漁民の生活をしっかりサポートし、将来性のある漁民とその家族が安心できる対策、これをお願いしたいです。

市長におかれましては、前回のこの質問に対する答弁で、国、県へしっかり強く要望していくとの本当にありがたく気持ちのいい答弁をいただきました。国、県に対する要望はどうなったのか、お答えください。

○水産振興課長（平川昌之君）

3月定例会以降の要望活動について申し上げます。

5月14日及び15日に開催された福岡県議会農林水産委員会、5月19日に会長である福岡県知事も出席されました県南総合開発促進会議、そして、6月8日に開催されました筑後川・矢部川水系整備に関する河川事務所との意見交換会において、要望活動がしっかりと行われました。

今後も引き続き柳川市有明海対策実行委員会や有明海沿岸4市で構成する福岡県有明海漁業振興対策協議会を開催し、漁業関係者の皆様から要望や意見を集約してまいります。その上で、全国市町村水産業振興対策協議会及び全国漁港漁場協会並びに福岡県市長会等を通じて国や県への要望を強力に推進してまいります。

以上です。

○2番（柊島正吾君）

まず、柳川市民の生活を行政が守るという観点で取り組んでいただきたいと思います。この問題は非常にけんのんであり、迅速に対処しなくてはならず、単発の対応で済む案件ではありません。今後の本市の課題として取り組んでいただくよう切に願います。

この質問の最後に、市長に伺います。

今後の漁業者救済措置をどういった構想で考えておられるのか、お答えください。

○市長（松永 久君）

1 つ付け加えておきたいことがございます。

6 月10日に東京のほうに行った際に、国土交通省の水管理・国土保全局河川環境課への要望も、これについては、矢部川の流量をもう少し流してくれというような要望をしていることをひとつ御報告いたします。

先ほど水産振興課長が答弁いたしましたように、今まさに福岡有明海漁連を中心に有明海再生事業が進められているところでございます。これまで行ってきた取組を継続するとともに、新たな取組も行われているところでございます。

漁業者の救済措置につきましては、まず、福岡有明海漁連が取り組むことに連携しながら支援をしていくことが重要と考えております。そこで、これまでも有明海沿岸4市で構成する福岡県有明海漁業振興対策協議会を中心に、福岡有明海漁連とどのような取組を進めるのか、成果としてどうか、また、柳川市としてどのような支援ができるかなど、協議を重ねてまいりました。来月には柳川市有明海対策実行委員会を開催しまして、柳川市内の9漁協組合から要望を受けまして協議することとしております。

このように、漁業関係機関の皆様の御意見をしっかりと集約しまして、福岡有明海漁連並びに市内9つの漁協と連携しながら、柳川市としてなすべきことを進めてまいります。

また、福岡県有明海漁業振興対策協議会でも協議を重ねながら、漁業者への救済措置につきまして国、県へしっかりと要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（梶島正吾君）

ありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

今定例会最後の質問になります。

令和6年9月定例会の質問で、柳川城復元の考えを伺いました。その中で、柳川城跡整備基本計画を策定してはいかがかという質問もいたしました。その定例会より大体1年半以上の月日が流れ、現在、以前答弁された取組の木製パネルの模擬城設置は影を潜め、見ることもなくなりました。一体この調査研究はどうなったのか、柳川の市民だけではなく、市外の数名の方からも尋ねられました。例えば、何で柳川はあげんよか武器ば持とつとに造らんとやかねとも言われました。

少し通告と質問の詳細が前後しますけれども、前回の質問で答弁なされた柳川城復元と柳川城跡整備基本計画に対する調査研究はどのようなことをなされたのか、そして、模擬城の設置はなぜやらなくなったのか、全くやる気を感じないのは僕だけですかね。その辺を踏まえた上で答弁願います。

○観光課長（犬塚将徳君）

柳川城復元についての調査研究の進捗につきましては、令和7年5月に愛媛県大洲市及び大洲城を視察しております。また、昭和32年に天守が建設された広島城も併せて視察に行ったところでございます。

大洲市では城の復元に20年の歳月をかけたと言いました。市民の有志が中心となって様々なイベントが開催され、少しずつお城が市民のシンボルとして浸透し、実現されたとのことでした。

広島市では昭和32年に戦後復興、被爆からの復興のシンボルとして広島城天守が建設されております。現在では広島城の復元を検討されているということでございました。

以上の調査を行いました。柳川城復元と柳川城址整備基本計画に対する研究は現時点では進んでおりません。

次に、模擬城の設置につきましては、想定よりも製作に時間を要すること、また、相応の費用が必要になることから、製作を見送らせていただいております。

一方、本市では昨年度、柳川市合併20周年記念事業の一環として、人気ゲーム「マイクラフト」を活用して柳川城を再現するデジタルコンテンツを制作いたしております。今後はこうしたデジタル技術を活用することで、若年層をはじめとした幅広い世代への柳川の魅力発信につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（柁島正吾君）

非常に残念な答弁でした。前回の一般質問から約2年ですね。調査研究してまいりますの答弁はその場しのぎの答弁で、整備どころか、木製パネルの設置すらやらなくなったと。木製パネル設置に対してのボランティア募集などの考えもなく、ただやめられた。そして、デジタルコンテンツを制作しました。デジタルコンテンツは復元に向けた取組とは思えません。そして、よそのお城を見に行くのが調査研究ではないと思うんですよ。よそのお城を見て、何か成果がありましたかね。僕が思う調査研究は、市場調査や発掘調査、歴史の研究や築城の研究、復元するには何をやればいいのか、こういったことを根強く繰り返し市長や県にプレゼンしていただきたい。

一昨年前の答弁では市民の機運が高まればとおっしゃいました。誰が機運を高めるんですかね。こういったことは行政のやる気一つなんですよ、間違いなく。その行政のやる気のあつた取組に、お城研究者や、いわゆるお城マニア、そして、復元を願う市民や県民、国民が集まってくるんです。ぜひやりましょうよ。そして、そのタイミングはもう今しかありません。

今月10日、11日の有明新報、西日本新聞で、柳川高校さんが校舎の一部建て替えと高校敷地内にすばらしい庭園の整備を発表されました。僕は以前、柳川高校さんは、柳川城を復元するなら土地を明け渡すというようなニュアンスの発言があったと記憶しております。柳川高校さんが敷地内を整備すれば、柳川城の復元はできなくなると考えます。柳川高校さんの

整備完了予定は2028年4月、どうか整備着工される前にぜひ必ず柳川高校さんと話合いの場を持っていただきたいと思います。そこで、もし動いていただけるのであれば、柳川高校さんには矢加部駅北側の高島付近ですね、北西側付近に移動していただき、現在、体育館の工事がストップされてあるキャリア i さんにも矢加部駅北西付近に移動していただきます。矢加部駅周辺は、ハリウッドワールド美容専門学校も含め、学園都市として栄え、辺りには飲食店や雇用も生まれるのではないかと考えます。本市の人口増加にもつながるのではないのでしょうか。矢加部駅周辺を学園都市として整備し、空いたキャリア i 高校さん敷地には、現在、学校再編が進められている計画の中にも組み込まれている統合される（仮称）やながわ小学校の所在を持ってきてはどうかと考えます。そうなれば、柳城中学校の敷地も空き、本格的な柳川城の復元が可能になります。

莫大な費用と時間、そして、エネルギーを消費するのは百も承知で伺っております。学校再編の中に柳城中学校の移転を盛り込んでいただき、柳川高校さんとキャリア i 高校さんに早急に掛け合ってもらい、矢加部駅周辺への移転をお話ししてはいただけないでしょうか。答弁のほうをお願いします。

○学校再編推進課長（藤吉康裕君）

令和4年9月に策定いたしました柳川市立小中学校再編計画において、再編後の新設校の学校施設については、できるだけ既存施設、敷地を有効活用することとしております。

また、現在見直しを行っております柳川市立小中学校再編計画変更案におきましては、柳河小、城内小、東宮永小、矢留小、両開小の5校を再編した（仮称）やながわ小学校が現柳城中学校において令和18年度に開校する計画となっております。

現在の柳城中学校の場所は歴史的・文化的価値があることは承知しておりますけれども、学校として活用する場所としても非常に重要な場所と考えております。今後、今回見直しを行っております再編計画の変更案が決定しましたならば、決定した再編計画に基づいて学校再編を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（梶島正吾君）

学校再編推進課の答弁の中で、再編計画変更案では柳河、城内、東宮永、矢留、両開のこの5校の小学校を再編統合すると答弁くださいましたが、矢留、両開、東宮永の保護者の方々からは、そうなるのであれば、もう少し南部のほうに学校を持ってきてほしいとの声を複数お聞きしました。僕もそのほうがいいと考えます。

計画では、（仮称）やながわ小学校の開校は約10年後の令和18年。現在の柳城中学校の校舎は多分、僕が記憶しているのは1950年前後くらいに建設され、今年で76歳の年を迎えます。10年後は86歳です。老朽化も考えた上で、また、長期的な考えを持って答弁されたと推察いたしますが、5校を統合して86年たった校舎で開校したとしても、設備の修繕費用は少額で

は済まないはずです。しかも、この考えは僕の持論で、キャリア i 高校さんも関わってくる案件でありますので、早急に議論の場を持っていただきたいと思いますと考えます。

それで、復元が始まれば、柳川城復元は日本中のトピックとなり、現在、本市が力を注いでいる大河ドラマ招致にも大きな影響力を与え、誘致の引き金にもなり得ます。これを全て実現できれば、前回の質問で答弁された県全体の経済効果は300億円、観光客は150万人増で、本市においても少なくとも70億円の経済効果が生まれますし、漁業で生活がままならなくなった方々の雇用にもつながるかもしれません。

姫路城の駐車場付近には、就労支援の方々が働くお土産屋さんもありました。矢加部駅周辺だけではなく、柳川城周辺でも雇用が生まれ、新規参入の企業も出てくると思います。また、三柱神社から日吉神社、柳川城から御花、沖端水天宮、六騎神社、白秋生家、三明橋などの整備を行い、この柳川市の歴史と文化にストーリー性のエッセンスを加えることにより、観光のコンテンツがさらに増加し、本市の宝である子供たちに、より誇りに思える故郷を託せると考えますが、お城のある観光産業のメリットとデメリットをお答えください。

○観光課長（犬塚将徳君）

柳川城復元によるメリットとして期待されるものとしては、市民が自らが住むまちに抱く誇りや愛着の醸成、観光コンテンツの創出、歴史教育の拠点としての再評価、柳川ブランドの向上が挙げられると考えております。

デメリットとしては、柳川城の建築に係る費用面が大きいというふうに考えております。建築に係る費用としては、建築関連の費用が大きく、維持管理の費用としては、施設管理に係る人件費、光熱費、清掃費、夜間警備費、保守点検費や修繕費など、実現した後の管理費用も発生するというふうに考えております。

以上です。

○2番（柊島正吾君）

執行部のお考えは復元前のお話と確認しました。復元してからの歴史や文化のさらなる醸成、おっしゃいました故郷への誇りと愛着、経済効果、雇用や観光コンテンツ、市民サービスの創出は計り知れなく大きいものであると考えます。

先ほども述べましたが、かなり莫大な費用、時間、そして、エネルギーを消費するのは百も承知です。何度も述べますが、これまで本市が取り組んできた大河ドラマ招致活動には一役にも二役にもなり、何なら田中吉政公の大河ドラマも招致できるのではないかと推測いたします。

最後に、市長におかれましては、この柳川城の件に関する答弁は今までいただいております。今回の質問で述べてまいりました本市の文化の振興、漁業者救済、学園都市計画、大河ドラマ招致にもかなり大きな影響を及ぼすであろう柳川城復元と本市の文化と歴史を融合させたストーリーづくり、短期のスパンでは到底無理な話です。長期計画での考えを伺いま

す。

最後の質問に全てを詰め込みますけれども、多岐にわたる質問でくぐりにして発言は難しいでしょうが、これらの案件に対してどれほどの本気度を持ってこれからの柳川のかじを切っていくのかを伺います。

○市長（松永 久君）

令和4年に策定しました柳川市立小中学校再編計画では、既存施設や敷地を有効に活用することを基本方針としております。

現在見直しております柳川市立小中学校再編計画の変更案では、（仮称）やながわ小学校を現在の柳城中学校に開校する計画でございます。柳川城を復元する場合は、現在の柳城中学校は非常に重要な場所であるというふうに認識しております。しかしながら、次世代を担う子供たちの学びの場をしっかりと確保することも同様に極めて重要であるというふうに考えております。

先ほどの答弁でも触れましたとおり、復元には建築費用から維持管理費用に至るまで多額の予算が必要となる見込みでございます。復元によるメリットは理解しておりますが、市民の皆様へのサービスや教育環境の維持をしながら、このような大規模なプロジェクトを進めていくには慎重な判断が不可欠であるということを御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○2番（梶島正吾君）

僕も先ほど申しましたけれども、両開方面、矢留方面、東宮永方面の方々の強い要望というのがあるんですよ、南部の方々から。もう少しこっちに、南部のほうに持ってきてくれと、そういうことも伺っております。だから、柳城中学校にとらわれるのはどうかと僕は思う次第であります。

再度申しますけれども、莫大な費用、時間、エネルギーが消費されるのは承知の上で強く要望いたします。おっしゃいました大規模プロジェクトを進める上では慎重な判断も必要ですが、大胆な発想と判断も尊重すべきではないかと考えます。

この今回の質問は必ず再度協議していただくことを切に願い、今回の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（荒木 憲君）

これをもって梶島正吾議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

ここでお諮りいたします。一般質問は24日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問全てが終了いたしましたので、24日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

御異議なしと認め、24日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時40分 散会

令和8年7月1日（水曜日）

柳川市議会第2回定例会会議録

令和8年7月1日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 菊 次 太 丸
3番 甲 木 健太郎
5番 田 中 康 徳
7番 佐 藤 勝 広
9番 浦 川 和 久
11番 江 口 義 明
13番 佐々木 創 主
17番 緒 方 寿 光
19番 荒 木 憲

2番 梶 島 正 吾
4番 三小田 保 弘
6番 橋 本 憲 之
8番 今 村 智 子
10番 新 谷 信次郎
12番 荒 卷 英 樹
15番 高 田 千壽輝
18番 樽 見 哲 也

2. 欠席議員

14番 近 藤 末 治

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	松	永	久
副	市	江	島	宏
教	育	橋	本	秀
総	務	野	口	貴
会	計	本	吉	尊
市	民	山	田	秀
保	健	横	山	久
建	設	梅	崎	秋
産	業	江	口	英
経	済	堤		義
部	長	堤		敬
兼	大	古	賀	順
和	庁	立	山	武
庁	舎	飯	田	義
舎	長	木	下	康
消	防	横	山	
人	事	金	子	成
秘	書	古	賀	正
課	長	川	原	洋
総	務	高	田	郁
課	長	野	田	
総	合			学
政	策			
課	長			
財	政			
課	長			
税	務			
課	長			
健	康			
づ	く			
り	課			
課	長			
建	設			
課	長			
農	業			
振	興			
課	長			
上	下			
水	道			
課	長			
学	校			
教	育			
課	長			

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	森	康	貴
議	会	事	務	局	次	三	小	祐
議	会	事	務	局	総	中	嶋	直
務	議	事	係	長				子

5. 議事日程

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 各委員長報告について

① 総務常任委員長報告について

議案第35号 令和８年度柳川市一般会計補正予算（第１号）について

議案第37号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について

請願第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書

② 建設経済常任委員長報告について

議案第41号 市道路線の認定及び廃止について

③ 教育民生常任委員長報告について

議案第36号 柳川市立義務教育学校設置条例の制定について

議案第39号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 工事請負契約の一部変更について

議案第43号 工事請負契約の一部変更について

請願第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について

日程（3） 議案の上げについて

議案第49号 工事請負契約の締結について

議案第50号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書について

議案第51号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

議案第52号 農業用の生産資材高騰に関する意見書について

議案第53号 有明海漁業振興に関する決議について

議案第54号 急激な物価上昇に伴う物価スライドの実施に関する決議について

午前10時 開議

○議長（荒木 憲君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員17名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

○議長（荒木 憲君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（橋本憲之君）（登壇）

おはようございます。令和8年第2回柳川市議会定例会最終日の日程等につきまして、昨日、6月30日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、執行部提出の議案第49号、議員提出の議案第50号から議案第54号までの5議案、合わせて6議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、6議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしました。質疑終了後、6議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

○議長（荒木 憲君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおりといたします。

日程第2 各委員長報告について

○議長（荒木 憲君）

日程2. 各委員長報告について。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（荒巻英樹君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月15日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、6月18日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第35号 原案可決

本案は、令和8年度柳川市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「3億1,914万円」を追加し、補正後の予算総額を「390億4,914万円」としようとするものであります。

審査の過程で、国が実施した平成25年生活保護基準改定に伴う最高裁判決を踏まえた生活保護費の対象者への給付方法や給付額等の内容、沖端地区のトイレ設置における景観への配

慮について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第37号 原案可決

本案は、柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、在留カード又は特別永住者証明書とマイナンバーカードを一体化した特定在留カード等の交付が可能となることから、条例の一部を改正するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第38号 原案可決

本案は、柳川市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、同日付けで専決処分したものを除く事項について、柳川市税条例の一部を改正するものです。主な改正内容は、個人市民税では、所得税の税制改正に伴う住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、固定資産税では免税点の見直し等を行うものです。

審査の過程で、改正に伴う個人市民税及び固定資産税の減収の影響額及びそれに対する、国からの補填についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4) 請願第10号 採択

本件は、地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書についてであります。

2027年度の政府予算と地方財政の検討にあたり、物価高騰対策や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費をはじめ、一般財源総額の更なる充実が図られる地方財政を実現するよう政府に対し意見書の提出を求めるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択とすることに決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒木 憲君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員長（江口義明君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済常任委員会報告を申し上げます。

6月18日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第41号 原案可決

本案は、市道路線の認定及び廃止についてであります。

寄附採納に伴う2路線の認定及び1路線の廃止を行うものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒木 憲君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。

○教育民生常任委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

令和8年6月15日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件並びに6月18日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおり報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第36号 原案可決

本案は、柳川市立義務教育学校設置条例の制定についてであります。

柳川市立小中学校再編計画に基づき、蒲池小学校及び蒲池中学校を9年制の一つの学校として再編し、令和9年4月1日開校予定の「柳川市立蒲池義務教育学校」を設置するため、柳川市立義務教育学校設置条例を制定するものであります。

審査の過程で、保護者等への説明会が今後開催されることとなった理由、学校再編協議会の保護者代表委員の増員について質疑及び意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成多数で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第39号 原案可決

本案は、柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営

に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上の幼児を対象とする小規模保育事業の創設に伴う所要の改正を行うものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第40号 原案可決

本案は、柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、満3歳以上の幼児を対象とする小規模保育事業の創設及び特定理学療法士等の配置に関する特例等に対応するため、所要の改正を行うものであります。

審査の過程で、特定理学療法士の概要について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第42号 原案可決

本案は、工事請負契約の一部変更についてであります。

柳川市民体育館空調改修設備工事について、契約金額を「2億1,978万円」から「2億3,254万7,700円」に増額変更するものであります。

主な変更理由は、観覧席パッケージエアコン設置箇所へのひさしの設置及び室外機基礎形状の変更に伴う既存雨水ますの移設等によるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第43号 原案可決

本案は、工事請負契約の一部変更についてであります。

(仮称)柳川市民グラウンド整備工事について、契約金額を「1億8,286万9,500円」から「1億9,587万5,900円」に増額変更するものであります。

主な変更理由は、造成用土砂の運搬及び整地費用の増加並びに健康器具設置床のゴムチップ舗装への変更等によるものであります。

審査の過程で、多世代の利用促進のため、バスケットゴール設置の検討について意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)請願第9号 採択

本件は、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒木 憲君）

以上で教育民生常任委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、委員長報告に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時15分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の発言や自己の意見を述べることをないようにお願いしておきます。

また、第55条の規定のとおり、同一議題について3回を超えることができないとされておりますので、御留意ください。

まず、総務常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第35号 令和8年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わっていることを確認してください。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第37号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論

される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第38号 柳川市税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は総務常任委員長報告どおり賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決いたします。

本請願は総務常任委員長報告どおり賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定されました。

次に、建設経済常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、佐々木議員の発言を許します。

○13番（佐々木創主君）

議案第41号 市道路線の認定及び廃止についてということで、3路線の認定、変更ですけれども、路線の認定、変更について、審査方法、それと、実際に市道になる、もしくは変更になる現地を調査されたのか、お伺いします。

○建設経済常任委員長（江口義明君）

まず、建設経済委員会では、認定と廃止は執行部のほうから図面と写真を提出いただいて、それで説明を聞いて審査をさせていただいております。

現地への視察は現在行っておりません。

○13番（佐々木創主君）

私は前々からこの認定、変更、何度か現地を見に行ったことがあります。それで、なるほどというような案件ばかりではございましたが、もちろん市の担当がその辺の法律に照らし、ましてや認定、変更しなければならない理由、それと、関係法令に準拠するような形、それと、近隣への環境影響等も勘案されて、慎重にですね、慎重に検討の上、議会に議案として提案されているというのは、至極当たり前のことではありますが、さはありながら、実際に現地の状況なりなんなり、市側の立場、いろいろ市がやること、いろんな事業、それが全て100%、その後の市民の反響なりなんなり、全てが万全であったということはありません。市民の側、関係者から、これをどうか変更してほしいとか改善してほしいとかいうような要望があって変更された事例が数多くあります。そういった意味で、二元代表制である議会として、この道路認定、変更が現状、周辺住民への影響、それと、認定されることによる地域の発展、活性化につながる、いろんな観点からやっぱり現場を見ないと私はこの議会としての役割を全うすることはどうなのかなと。書面で現地の写真状況等だけで議員が果たして判断していいものなのかなと。

簡単な案件もあるでしょう。しかしながら、その辺の将来にわたる影響と、好影響、悪影響を含めて、慎重に複数の議員が審査をするということは必要じゃないかと思いますが、委員長の見解を求めます。

○建設経済常任委員長（江口義明君）

実はその件で委員会のほうでも委員会のメンバーと話して、9月議会から現場のほうに直接足を運ぼうという話をちょうどさせていただいたところであります。それも執行部のほうと打合せしながら、9月議会からになります、させていただこうという方向でいかせていただいております。

以上です。

○13番（佐々木創主君）

委員長の改善されるという御意向、実はこの件については、議会が始まる前、委員長とお話を個人的にさせていただいて、自分も疑義を持っておったと。今までこういう審査方法できないかということ提案したことがあったけれども、賛同が得られなかったということでございますが、我々の任期の、次回の9月議会は最後の議会でございますが、それでも委員長がそれなりの意思を示されて、最後の議会でございますが、ましてや忙しい議会になりますけれども、その最後であっても改善をされるということに関しては敬意を表したいと思えます。

ぜひ建設経済委員会の委員の皆さん、お忙しいとは思いますが、いろいろ個人的なことで忙しい直前でございますが、その辺のところを議員の職責を全うしていただくようお願いして、終わります。

○議長（荒木 憲君）

これにて質疑を終了いたします。

議案第41号 市道路線の認定及び廃止について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は建設経済常任委員長報告どおり賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生常任委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第36号 柳川市立義務教育学校設置条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第39号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第40号 柳川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第42号 工事請負契約の一部変更について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第43号 工事請負契約の一部変更について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は教育民生常任委員長報告どおり賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

請願第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本請願について採決いたします。

本請願は教育民生常任委員長報告どおり賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定されました。

日程第3 議案の上程について

○議長（荒木 憲君）

日程3. 議案の上程について。

議案第49号から議案第54号までの6議案を一括上程いたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第49号について市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（松永 久君）（登壇）

皆さんおはようございます。議案第49号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、沖端水天宮周辺舗装工事（2工区）の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び柳川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

契約金額は170,170千円で、契約の相手方は九州舗道株式会社・有明道路株式会社特定建設工事共同企業体です。

なお、工期は約9か月で、令和9年3月中旬の完成を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木 憲君）

次に、議員提出の議案第50号について提案理由の説明を求めます。

○15番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第50号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第9号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の請願について採択されたことを受け、教育民生常任委員会委員全員で提出するものです。

学校現場の課題解決と働き方改革の実現には、加配教員や少数職種の増員による教職員定数改善が不可欠です。また、業務の外部委託を進めるための国による財政措置や自治体間の教育格差を解消するための国庫負担制度を含めた財源保障が求められます。

これらを踏まえ、子供たちが全国どこに住んでいても豊かな学びが保障されるよう、政府へ意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（荒木 憲君）

次に、議員提出の議案第51号について提出者の提案理由の説明を求めます。

○12番（荒巻英樹君）（登壇）

議案第51号 地方財政の充実・強化を求める意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第10号 地方財政の充実・強化を求める意見書に関する請願書が採択されたことを受け、議長を除く総務常任委員会委員全員で提出するものです。

今、地方公共団体には急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極め

て多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害の対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

こうした中、これに見合う地方財政の確立を目指すことが必要となっているため、政府に対し意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（荒木 憲君）

次に、議員提出の議案第52号について提出者の提案理由の説明を求めます。

○11番（江口義明君）（登壇）

議案第52号 農業用の生産資材高騰に関する意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、陳情第46号 生産資材高騰に関する緊急要請書が建設経済常任委員会において採択されたことを受け、建設経済常任委員会委員有志で政府に対し意見書を次のとおり提出するものです。

本市の農業をめぐる環境は、農業者の高齢化や農家戸数の減少が見られる中、担い手経営体基盤の維持・強化と後継者の確保・育成、高収益に向けた取組が喫緊の課題であります。

さらに、物価高騰による生産コストの負担増加、生産資材等の供給不安、高温障害、自然災害や鳥獣被害の多発など、不安定化する情勢の中で、食料安全保障の重要性はますます高まっており、生産者が将来にわたり安心して農畜産物の生産に取り組み、消費者へ安定的に食料を供給できる環境を確立する必要があります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（荒木 憲君）

次に、議員提出の議案第53号について提出者の提案理由の説明を求めます。

○4番（三小田保弘君）（登壇）

議案第53号の提案理由を説明いたします。

有明海は柳川市の歴史や文化、地域経済を支えてきたかけがえのない財産であり、漁業は市の基幹産業の一つです。しかし、近年、ノリ養殖の度重なる不作、アサリをはじめとする二枚貝の著しい減少、絶滅的な状況など、有明海の漁業を取り巻く環境は極めて深刻な危機に直面しています。

柳川市において、農業も重要な基幹産業であり、その振興は欠かせません。一方で、漁業も同様に地域を支える重要な産業であり、農業と漁業が共存共栄していくことが地域の重要な発展には不可欠です。

漁業の衰退は漁業者だけの問題ではありません。市内の漁業関連機械メーカー、水産加工業、飲食業、建設業など、地域経済、雇用、さらには人口減少や市民生活にも大きな影響を及ぼします。このままでは市の経済そのものが失われかねない重要な局面であります。

このような状況を踏まえ、市長をはじめ、執行部におかれては、有明海漁業の再生、復興を市政の最重要課題の一つとして位置づけ、関係機関と連携しながら、原因究明や漁場環境の改善、水量確保など、実効性のある施策にこれまで以上に全力で取り組まれるよう強く求めるものです。

それでは、重なる点もあると思いますが、決議案を読ませていただきます。

有明海漁業振興に関する決議

有明海に面する本市において、漁業は地域経済と雇用を支える根幹であり、海苔養殖をはじめとする水産業は、市民の暮らしと地域の発展を長年にわたり支えてきた極めて重要な産業である。

しかしながら近年、有明海の環境変化や漁獲量の減少、赤潮被害の頻発に加え、燃油費及び資材の急激な高騰により、漁業者の経営は危機的状況に直面している。このまま有効な対策が講じられなければ、廃業の増加、後継者の断絶、さらには地域産業そのものの崩壊を招きかねない極めて深刻な事態である。

産業は一度衰退すれば容易に回復するものではなく、今まさに実効性ある施策を断行しなければ取り返しのつかない状況に陥るおそれがある。

よって、有明海再生調査特別委員会は、漁業者の生活と地域経済を守るため、柳川市執行部より国、県の関係機関に対し、強い危機感をもって下記事項を速やかに実行するよう、また、有明海漁連や有明海沿岸自治体と連携し、実効性のある広域的な漁業振興対策にあたるよう強く求める。

記

1. 現在提出されている要望事項に関し、対応状況および進捗について適宜報告を行うこと。
2. 海苔養殖及び漁船漁業に対する支援を拡大・強化し、現場の実態に即した直接的かつ実効性のある施策に速やかに取り組むこと。
3. 漁場環境改善対策について、現状を把握し、関係機関と協議し、着実な成果が出るよう取り組むこと。
4. 持続的な漁業経営のための支援や、若手漁業者の育成及び担い手の確保に向け、初期投資支援などに取り組むこと。

以上、決議する。

最後に、議員各位におかれましては、本決議の趣旨を御理解いただき、有明海漁業の再生

と地域の未来のため、本決議案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒木 憲君）

次に、議員提出の議案第54号について提出者の提案理由の説明を求めます。

○12番（荒巻英樹君）（登壇）

議案第54号 急激な物価上昇に伴う物価スライドの実施に関する決議について提案理由の説明を申し上げます。

ここ数年進行していたインフレに伴い、多くの物価は上昇の一途をたどっております。さらに、中東情勢の変化等により、これまでに類を見ない急速かつ大幅な価格高騰、供給不足の状況が発生しています。その影響は本市においても例外なく生じており、各業種において短期間での著しい物価上昇が企業の経営状態に大きな影響を及ぼしていると推察され、地方経済への影響を軽減していくためにも、物価スライド制度を実施していく必要があります。

このような状況から、国において「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」要請文が通知されているところです。

つきましては、各業種における市発注の契約について、このことに準じた柔軟な対応を求めます。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（荒木 憲君）

提案理由の説明が終わりましたので、6議案に対する質疑及び討論の通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（荒木 憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第49号 工事請負契約の締結について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（荒木 憲君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第50号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。——パソコンの不具合がありますので、起立採決でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

じゃ、起立採決でお願いしたいと思います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第51号 地方財政の充実・強化を求める意見書について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第52号 農業用の生産資材高騰に関する意見書について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第53号 有明海漁業振興に関する決議について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第54号 急激な物価上昇に伴う物価スライドの実施に関する決議について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

本案について討論を行います。討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒木 憲君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒木 憲君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和８年第２回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時5分 閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 荒 木 憲

柳川市議会議員 佐 藤 勝 広

柳川市議会議員 樽 見 哲 也